

平成29年度
有明の丘第2期版

防災スペシャリスト養成

研修指導要領

平成29年12月
内閣府（防災担当）

目 次

第1章 総則

第1節 研修課程編成の一般方針

第2節 各コースの単元、授業時間数等

第3節 単元の修得及びコース修了の認定

第2章 各コースの概要

第1節 防災基礎

第2節 災害への備え

第3節 警報避難

第4節 応急活動・資源管理

第5節 被災者支援

第6節 復旧・復興

第7節 指揮統制

第8節 対策立案

第9節 人材育成

第10節 総合監理

参考資料

資料 1 研修体系

資料 2 災害対策基本法

資料 3 防災基本計画

資料 4 防災基本計画に定められている 26 の防災活動

第1章 総則

第1節 研修課程編成の一般方針

- 1 中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成24年7月）で、災害発生時対応に向けた備えの強化として「職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携体制の充実」、「国・地方の人材育成・連携強化に資する防災訓練等による国・地方を通じた防災体制の充実」、「政府の防災部門と地方との人事交流の機会の拡充等による国・地方を通じた危機管理の経験職員の増加」を図るべきとの提言がなされた。この提言を受け、内閣府政策統括官（防災担当）は、平成25年度より国や地方公共団体等の職員を対象として、危機事態に迅速・的確に対処できる人材や国と地方のネットワークを形成できる人材の育成を図るため、「防災スペシャリスト」養成のための研修を実施しているところである。
- 2 「防災スペシャリスト」は、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」であり、「国・地方のネットワークを形成できる人」である。「危機事態に迅速・的確に対応できる人」は、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応することにより、被害の最小化を図り、ニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応し、迅速な回復を実現し、災害から得られた教訓を踏まえて、継続的な改善を推進し、ハード・ソフトをバランスよく組み合わせて、最善の対策を実施し、組織の中で率先して防災力を高める能力を備えた人材である。続いて、「国・地方のネットワークを形成できる人」は、防災関係機関等と緊密に連携・協力し、最善の対策を推進し、日頃から多様な主体と連携・協力し、自発的な防災活動を促進する能力を備えた人材である。
- 3 この「防災スペシャリスト」は、防災基本計画に定められている26の防災活動を遂行できる能力を有する人材である。26の防災活動を遂行するためには、活動の前提となる「法規や計画」を理解し、地震や風水害など様々な「ハザード」に関する知識があり、「災害の備え」から「警報避難」、「応急対応」、「被災者支援」、「復旧復興」に至る個別の活動と、これら活動を総合調整するために「指揮統制」や「対策立案」、「資源管理」を実施するために必要となる知識と態度、技能を有する必要がある。
- 4 この知識と態度、技能を効率的に研修するために、受講者を「防災部門への新任職員」、「個別課題の対応に専門的に従事する職員」、「本部運営の

中枢的役割を担う職員」に分類し、それぞれの人材に求められる知識と態度、技能を割り当てて研修コースを設定する。

- 5 「防災部門への新任職員」は、活動の前提となる「法規や計画」と「ハザード」に関する知識、「防災行政概要」、「災害対応過程」を「防災基礎」コースにおいて学習する。
- 6 「個別課題の対応に専門的に従事する職員」は、「災害への備え」や「警報避難」、「応急活動」、「被災者支援」、「資源管理」、「復旧復興」に関する知識と態度、技能を、「災害への備え」と「警報避難」、「応急活動・資源管理」、「被災者支援」、「復旧復興」の各コースに分かれて学習する。
- 7 「本部運営の中枢的役割を担う職員」は、「統括調整」と「対策立案」、「人材育成」に関する知識と態度、技能を、「統括調整」と「対策立案」、「人材育成」の各コースに分かれて学習するとともに、中でも首長や危機管理監など地方公共団体や防災関係機関の長にあたる役職にある者や組織の長を直接補佐する者については、「防災スペシャリスト」が持つべき知識の全てを使って、それぞれが属する組織に即して「防災政策」を企画する能力を養うために「総合防災」コースにおいて学習するものとする。

第2節 各コースの単元、授業時間数等

各コースにおいて学習させる各単元は、1単元あたりの授業時間75分を基本とし、全部で10単元（750分）とする。

第3節 単元の修得及びコース修了の認定

- 1 単元の習得については、少なくとも60分以上の受講を必要とする。単元の習得の認定にあたっては、公務の事情や災害の発生などの正当な理由がある場合は、弾力的に行うよう配慮するものとする。
- 2 コース修了の認定については、全部で10単元（750分）を習得した者を、それぞれのコースの修了者とする。

第2章 各コースの概要

第1節 防災基礎

第1款 目的

災害対応の基礎となる知識を学ぶ。防災業務の遂行に不可欠な基礎知識を学んで、災害対応に積極的に取り組もうとする態度を養う。

第2款 主な対象者

防災業務の初任者や防災業務の経験が浅い職員等を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	防災基礎総論	座学	防災・危機管理の基本的な考え方を学ぶ。
2 3 4	ハザードのメカニズムと実態 (3単元)	座学	ハザードのメカニズムと災害による被害や防災対策を学ぶ。
5	地域の脆弱性と被害の実態	座学	人的被害の実態や地域を知ることの重要性を理解し、防災情報に基づく避難のあり方について学ぶ。
6 7	防災行政概要/災害法体系/防災計画 (2単元)	座学	防災活動全体の流れと個々の活動の基礎的な知識とともに、災害対策基本法・災害救助法などの災害関連法の体系や防災計画の概要を学ぶ。

8 9	災害対応過程と 態度を学ぶ (2 単元)	演習	災害発生前後の地方公共団体の対応について 具体的な事例に沿って学ぶ。
10	全体討論	演習	防災力アップのため、災害対応の基本について 学んだことを、受講者が担当する業務にどのよ うに反映させるのかを考える。

(2) 身につける態度と技能

	単 元	身につける態度と技能
1	防災基礎総論	<p>【態度】 災害、防災に関わる基本的な用語や概念に対して、「自分の考え・思い」ではなく、文献等では一般的にどのように定義されているのかを理解しようとする。</p> <p>【技能】 災害、防災の基本的な概念、構造を、客観的な観点から理解し、説明ができる。</p>
2 3 4	ハザードのメカ ニズムと実態 (風水害)	<p>【態度】 風水害をもたらす自然現象について、自然科学的な視点から学ぼうとする。</p> <p>【技能】 風水害をもたらす自然現象の基本的な性質と、それらによって引き起こされる災害の特性について、一般に提供されている各種の災害情報を読み解けることができる。</p>

2 3 4	ハザードのメカニズムと実態 (火山)	<p>【態度】</p> <p>火山災害をもたらす自然現象について、自然科学的な視点から学ぼうとする。</p> <p>【技能】</p> <p>火山災害をもたらす自然現象の基本的な性質と、それらによって引き起こされる災害の特性について、一般に提供されている各種の災害情報を読み解けることができる。</p>
2 3 4	ハザードのメカニズムと実態 (地震・津波)	<p>【態度】</p> <p>地震・津波災害をもたらす自然現象について、自然科学的な視点から学ぼうとする。</p> <p>【技能】</p> <p>地震・津波災害をもたらす自然現象の基本的な性質と、それらによって引き起こされる災害の特性について、一般に提供されている各種の災害情報を読み解けることができる。</p>
5	地域の脆弱性と被害の実態	<p>【態度】</p> <p>ハザードマップを活用しながら、災害の種類に応じた地域脆弱性を考慮して、避難誘導をしようとする。</p> <p>【技能】</p> <p>ハザードマップを活用しながら、災害の種類に応じた地域脆弱性を考慮して、地域住民の避難誘導ができる。</p>
6 7	防災行政概要/災害法体系/防災計画（防災行政概要）	<p>【態度】</p> <p>災害、防災に対する行政機関の役割について、当事者意識を持って理解しようとする。</p> <p>【技能】</p> <p>平常時、災害直前、災害直後、復旧復興期のそれぞれにおける行政機関の対応について、主な関係法令と関連付けて、その概要を理解できる。</p>

6 7	防災行政概要/災害法体系/防災計画（災害法体系）	<p>【態度】 災害対応の業務に、適応する災害法を選び出して業務運用しようとする。</p> <p>【技能】 災害の種類に対応した災害法を適切に活用して、災害対応の業務運用に役立てることができる。</p>
6 7	防災行政概要/災害法体系/防災計画（防災計画）	<p>【態度】 防災基本計画に基づき、地域防災計画の定期的な見直しをしようとする。</p> <p>【技能】 防災基本計画に基づき、地域防災計画を策定することができる。</p>
8 9	災害対応過程と態度を学ぶ	<p>【態度】 災害時の行政対応について、受講前の知識経験、2日間の単元で学んだことを総合し、水からの考えをとりまとめ、他の参加者との意見交換を能動的に行おうとする。</p> <p>【技能】 防災に関するワークショップを経験し、自らと異なる知識、経験を持った組織の人と、防災に関する意見交換ができる。</p>

(3) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
a-1	防災基礎総論	1	防災・危機管理の基本的な考え方	<p>地震、津波、台風など自然現象(Hazard)によって被害が生ずると「災害」となる。自然現象によって引き起こされる災害が「自然災害」と呼ばれる。自然現象によらない災害、対法にある「大規模な火事若しくは爆発その他」の総称的な定まっていないが、「事故災害」という言葉もある。</p>	<p>【ハザード】 【災害】 【自然災害】 【事故災害】 【災害ライフサイクル】 【防災】 【ハード防災対策】 【ソフト防災対策】</p>	
				<p>災害と防災の基本</p> <p>災害を時間軸に沿って整理すると「Hazardの発生」時点を中心として、事前→事中→事後という流れでさまざまな態様を持ち、これを「災害のライフサイクル」と呼ぶ場合がある。</p>		
				<p>外力が人間社会に作用することを何らかの対策により軽減することが「防災」である。防災対策には、ハード防災対策(なんらかの構造物による被害軽減手法)と、ソフト防災対策(構造物によらない被害軽減手法)があり、両者はそれぞれ役割が異なる。</p>		
			繰り返される災害	<p>日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、豪雨、豪雪等が発生しやすく、また地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震の発生回数や活火山の分布数の割合も極めて高い。近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。近年の主要災害を事例的に紹介する。</p>		
			重くなる行政・管理者の役割	<p>避難勧告、避難誘導などの判断について、犠牲者遺族らによる、行政機関や民間も含む「管理者」側に対する訴訟が行われつつある。</p> <p>故意や過失による不当な避難勧告で被害が生じた場合、自治体側は賠償責任を負うとの判決も出ている。発生する現象や被害に関する「予見可能性」を、かなり幅広く認める判決も見られる。</p>	【災害訴訟】	
a-2 a-3 a-4	ハザードのメカニズムと実態	1	風水害のメカニズムとその被害	風水害とは	<p>台風、低気圧、前線、竜巻、高潮などの気象現象や、これらの気象現象によって引き起こされる洪水、内水氾濫、土砂移動現象などによってもたらされる災害が、風水害である。</p>	【風水害】
				大雨のメカニズム	<p>気象庁では、災害が発生するおそれのある雨を「大雨」という。大雨は、台風、低気圧、前線などの影響で比較的広い範囲で発生する場合や、大気の状態が不安定な場合などに発生する。</p>	【大雨】
					<p>熱帯低気圧のうち北西太平洋に存在し、最大風速がおおよそ17m/s以上のものを「台風」という。台風の勢力を示す目安として、最大風速をもとに「強さ」、強風域(風速15m/s以上の範囲)の半径を元に「大きさ」を決めている。風速25m/s以上の範囲は暴風域という。</p>	<p>【台風】 【強風域】 【暴風域】</p>
					<p>台風の今後の位置は予報円と呼ばれる円で表現される。進路として直線や点が表示されることがあるが、点や線に沿って移動すると考えるべきではない。</p>	【予報円】
					<p>台風による風は一般的に中心に近づくほど強くなる。一方、雨は中心から数百km以上離れたところで大雨がもたらされることもよく見られる。</p>	
					<p>前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより、局地的な大雨(集中豪雨)がもたらされることがある。</p>	<p>【積乱雲】 【集中豪雨】</p>
				高潮のメカニズム	<p>台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」という。</p> <p>遠浅の海や、風が吹いてくる方向に開いた湾の場合、地形が海面上昇を助長させるように働き、特に潮位が高くなる。満潮と高潮が重なると、潮位がますます上昇して大きな災害が発生しやすくなる。</p>	【高潮】

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
a-2 a-3 a-4	ハザードのメカニズムと実態	1	風水害のメカニズムとその被害	竜巻のメカニズム	発達した積乱雲からは、竜巻(積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻き)、ダウンバースト(積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れ)、ガストフロント(積乱雲の下で形成された冷たい空気の塊がその重みにより温かい空気の側に流れ出すことによって発生)といった、激しい突風をもたらす現象が発生する。	【竜巻】 【ダウンバースト】 【ガストフロント】
a-2 a-3 a-4	ハザードのメカニズムと実態	2	風水害の防災対策の概要	浸水害(内水氾濫)の被害の概要	大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる現象を内水氾濫という。 内水氾濫による災害(被害)を、気象庁では浸水害という。一般的には、災害(被害)も含めた意味で内水氾濫ということもある。内水氾濫では、家屋が流されるようなことは起こりにくいが、家屋の床上、床下浸水、アンダーパスの浸水などの被害が生じうる。	【内水氾濫】 【浸水害】
				洪水害の被害の概要	広義には、大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することを洪水と呼ぶ。狭義には、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水と呼ぶこともある。洪水によって堤防の浸食や決壊、橋の流出、家屋の浸水等が起こる災害を、気象庁では洪水害という。一般的には災害(被害)を含めて洪水と呼ぶこともある。 洪水による被害は、家屋の床上、床下浸水などのほか、堤防の決壊があると、その付近の家屋が流失することもある。洪水により、車や人が流され、人的被害に繋がることもある。	【洪水】 【洪水害】
				土砂移動現象のメカニズム	山地の斜面や溪流で、土や岩石が、豪雨、地震、融雪、火山活動などによって、重力の作用によって下方に移動する現象を総称して「土砂移動現象」(マスマーブメント)という。 主な土砂移動現象としては、地すべり(斜面の土塊がゆっくり動く現象)、斜面崩壊(斜面表層の土砂や岩石が地中のある面を境にして滑り落ちる現象。山崩れ、崖崩れ、土砂崩れとも呼ばれる)、土石流(岩塊や土砂が水と混じりあって谷底を流れ下る現象)がある。	【土砂移動現象】 【地すべり】 【斜面崩壊】 【土石流】
				土砂災害の被害の概要	土砂移動現象によって引き起こされる災害が、「土砂災害」である。慣習的に、土砂移動現象それ自体(斜面崩壊、地すべり、土石流など)を「土砂災害」という場合もある。 斜面崩壊、地すべり、土石流のいずれにおいても、家屋の損壊、倒壊、人的被害を生ずることがある。斜面崩壊による被害の範囲は、斜面の直下など比較的限定的だが、土石流は、谷沿いに数百～数千m流れ下り、被害をもたらすこともある。地すべりは、動きが遅いので人的被害には繋がりにくいが、影響が長期化することがある。	【土砂災害】
				暴風による災害の被害の概要	平均風速15～20m/sの風が吹くと、歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障が始め、更に強くなると建物の損壊、農作物の被害、交通障害など社会に甚大な被害をもたらす。	【暴風災害】
				高潮による災害の被害の概要	高潮が発生すると、堤防を海水が越え、広い範囲を水没させることがある。河川洪水と異なり、広い海岸線にわたり大きな力をもって一斉に流入し、被害が巨大になる可能性がある。	【高潮災害】
				竜巻による災害の被害の概要	竜巻が発生すると家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより、短時間で大きな被害をもたらすことがある。	【竜巻災害】

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
a-2 a-3 a-4	ハザードのメカニズムと実態	3	火山のメカニズムとその被害	活火山と火山現象のメカニズム	<p>地下のマグマが地表に噴出する現象を噴火という。噴火に伴って噴出したものを火山噴出物(溶岩、火山ガス、火山灰、火山礫など)といい、噴火によって形成された地形を火山という。噴火及びこれらに伴う諸現象の総称が火山活動である。概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山という。</p> <p>活火山は、概ね過去一万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山と定義されている。</p> <p>火山は主にプレート境界付近にあるが、プレート境界から離れた場所にある火山があるケースや、プレート境界付近だが火山がないケースなど例外もある。日本は世界的に見ても火山が多く存在する地域に立地している。</p> <p>火山噴火は、マグマの性質、噴火の場所や噴火履歴などにより様々な形態(様式)をとる。同一の火山でも、その形態は時間と共に変化する。</p>	【火山】 【噴火】 【活火山】
				火山噴火による被害の概要	<p>火山災害をもたらす火山活動としては、大きな噴石の噴出、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石・火山灰の噴出、火山ガスなどがある。火山灰等が堆積している所に大雨が降ると土石流などが発生することがある。</p> <p>大きな噴石(直径約50cm以上の岩石)の飛散は河口周辺数kmの範囲内だが、登山者等が死傷したり建造物が破壊されるなどの被害が生ずることがある。小さな噴石(火山レキ)は火口から10km以上遠方まで落下することがあり、車の窓ガラスが割れるなどの被害がある。火山灰は、火口から数十～数百km以上運ばれることもあり、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなどの影響を及ぼすことがある。</p> <p>火砕流は、高温の火山灰、岩塊、空気、水蒸気为一体となって高速で流下する現象。地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、大きな被害をもたらしやすい。高速、高温のため身を守ることは困難。</p> <p>溶岩流は、マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象。通過域の集落、農地、森林を焼失・埋没させるなどの被害をもたらす。流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。</p> <p>融雪型火山泥流は、積雪期の火山活動により雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。谷に沿って遠方まで一気に流下し、広範囲の集落、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</p> <p>火山ガスは、マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出されるもの。ガスの成分によっては人的被害をもたらすこともある。</p> <p>火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなり、下流に大きな被害をもたらすことがある。</p>	【噴石】 【火砕流】 【融雪型火山泥流】 【溶岩流】 【火山灰】 【火山ガス】
				火山災害対策の概要	<p>火山災害対策として、火山防災協議会(活動火山対策特別措置法改正で義務化)が設置されている。これは、都道府県、気象台、地方整備局等、火山専門家、自衛隊、警察、消防、その他必要な関係団体で構成されている。協議会では噴火シナリオ、火山ハザードマップ、避難計画、噴火警戒レベル設定などを行っている。噴火警戒レベル、火山活動の推移に応じた規制、情報伝達方法や避難場所、避難経路等を示し関係者の役割を示したものが、火山噴火避難計画である。</p> <p>ハード対策として、噴火によって発生した火山泥流等への対処、降雨による土石流の発生に備えるための火山施設を設置し、被害を最小限に食い止める以下のもがある。火山噴火物の流れを抑える「減勢工」、泥流等を安全な地域に導く「導流堤」、大きな岩石の流下を防ぐ「スリットタイプのえん堤」、泥流などを堆積させる「遊砂地」、流出物を安全に流下させる「流路工」などがある。</p> <p>ソフト対策としては、火山活動に伴う土砂災害を軽減・防止するために警戒避難体制を整備し、火山災害シミュレーションをもとに火山災害予想区域図を作成し、災害が発生した場所に備え避難路や避難場所を整備し、さらに監視カメラや各種センサーを設置し、火山活動の情報をいち早くキャッチし、住民へ伝達する体制を整備する。</p>	【火山防災協議会】 【火山ハザードマップ】 【火山噴火避難計画】 【減勢工】 【導流堤】 【スリットタイプえん堤】 【遊砂地】 【流路工】

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語		
a-2 a-3 a-4	ハザードのメカニズムと実態	5	地震と津波のメカニズムとその被害	地球表面はプレートと呼ばれる十数枚の岩石の板で覆われており、これらは1年に数cmの速度で動いている。プレート内部やプレート境界付近で岩石が変形に耐えきれなくなって破壊が起こったときに地震が発生する。地震により生じた地震波が地表に達して地面が揺れることを地震動という。	【地震】 【プレート】 【地震動】		
				プレート境界付近で発生する地震がプレート境界地震(海溝型地震)である。南海トラフ沿いでは、このタイプの地震が繰り返し発生すると考えられている。プレート内で発生する地震はプレート内地震(内陸型地震・内陸直下型地震)などと呼ばれ、1つの断層では数千年から数万年に一度の頻度で発生すると考えられている。	【プレート境界地震(海溝型地震)】 【プレート内地震(内陸直下型地震)】		
				地震は主にプレート境界とその周辺で発生し、日本は世界的に見ても地震が多く発生する場所に位置している。			
				地震が発生したエネルギーの大きさを示す数値がマグニチュード(M)。標準的にはMの値が1大きくなるとエネルギーの大きさは約32倍。各観測地点での地震の揺れの強さを表す数値が震度。日本の震度は0~7の10階級(5と6は強弱の2階級)。	【マグニチュード】 【震度】		
				地震の大きさを表す指標に「地震モーメント」があり、 $M_0 = \mu US$ で表現される。 μ : (食い違った断層付近の岩盤の)剛性率、U: 断層面上の平均食い違い量、S: 断層面の面積。	【地震モーメント】		
				地震が引き起こす現象は、強い地震動と、地表面のずれに大別される。強い地震動は、建物や橋などが振動で倒壊する、斜面が崩れる、地盤が液状化するなどの被害をもたらす。地表面のずれの場合は、海底で上下にずれると津波が発生し、陸上では地盤のずれによって建物や道路などが破壊されることがある。これらの結果、建物倒壊や斜面崩壊に巻き込まれて、人的被害が生じることがある。地震により倒壊した建物などに火がつき、大規模な火災が発生することもある。また、高層ビルや石油タンク等長大構造物は、大地震に伴って発生する長周期地震動によって長時間大きな揺れが生じることがある。	【地震災害】 【建物倒壊】 【液状化】 【地震火災】		
				津波発生による被害の概要	津波による海底の隆起または沈降に伴って海面が変動し、長く大きな波となって四方八方に伝わるものが津波である。津波は海が深いほど速く伝わり、津波の速度は、 \sqrt{gh} で表される。g:重力加速度、h:水深。	【津波】	
		津波災害の事例(被害、避難)	津波が陸上に到達すると、建物などの構造物を破壊したり、人が流されるなどして人的被害を生じることがある。	【津波災害】			
		6	地震災害と津波災害の防災対策	地震災害と津波災害の被害想定、ハザードマップ	ハザードマップをもとに、減災に向けた対策を推進する。火災を想定した場合は、建物の不燃化・道路拡幅などで延焼を防ぎ、公園などの避難場所を設定する。地震を想定した場合は建物の耐震化を図り、室内を整理する。津波を想定した場合は、高台への避難場所確保、すばやい避難誘導を実施する。	【地震災害】 【津波災害】	
				津波警報・注意報	津波警報・注意報は、以下の基準で決められている。予想津波高さが高いところで3mを超える場合は、大津波警報、予想津波高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合は、津波警報、予想津波高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合は、津波注意報である。	【津波警報】	
		a-5	被害の実態と地域の脆弱性	1	自然災害による人的被害の実態	自然災害による被害の中で最も深刻なものは人的被害(死者・行方不明者の発生)と思われる。日本の自然災害による人的被害は、阪神・淡路大震災、東日本大震災など巨大な被害を生じた例はあるものの、傾向としては1950年代以降大幅に減少している。ただし近年の風水害でも100人規模の人的被害を生じることがあり、個々の事例における人的被害発生状況を知っておくことが重要である。	
				2	地域の災害特性を知る	ハザード、各地域でハザードに対し曝露されている人や物、各地域が持つ脆弱性の組合せで災害の規模や形が形成されるという考え方があり。また、災害は誘因(地震、豪雨など、災害を発生させる直接的な引き金となる現象)が素因(地形、気候、人口など、それぞれの土地が持っている災害に関わる性質)に作用して発生すると説明することもできる。各地域の災害特性を知ることがまず必要である。	
ハザードマップ	「誘因」を災害直前に予測することは大変難しいが、「素因」は「誘因」の予測に比べれば可能性があり、ハザードマップなどの形で情報が整備されつつある。ハザードマップは有効な面と共に、課題もあることを理解した上で活用することが重要である。						

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
a-5	被害の実態と地域の脆弱性	3	防災情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方	防災情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方	災害情報(防災情報とも言う)は、動的情報と静的情報に分類できる。いずれのタイプの情報も近年急速に充実しつつあり、これらの情報を活用した避難対策も進みつつある。「避難行動」は自然災害から「命を守るための行動」であり、「いつも一定の避難所に行くこと」だけではない。ハザードの種類や、地域の災害特性に応じた避難のあり方を日頃から考えておくことが重要である。	
a-6 a-7	防災行政概要 災害法体系 防災計画	1	防災活動全体の流れ	時間経過に応じた災害対応 災害対策の流れ	一元的に集約した情報をもとに災害対応の目標や対応方針(優先業務等)を意思決定し、災害対応の進捗状況を管理することで、時間経過に応じた災害対応を行う。 平時には災害への備えとして、減災対策、被害抑止対策を策定する。 直前対応としては、情報の収集・伝達を速やかにを行い、警報、避難対策に取り組む。 発災後は、直後の応急活動から、被災者支援に取り組む。発災直前から関係機関との調整、広報などの指揮統制、人的・物的な資源管理が重要である。発災からしばらく時間が経過して以降は、復旧・復興への取り組みが重要となり、やがて次の災害への備えの時期に至る。	【災害への備え】 【警報・避難】 【応急活動】 【被災者支援】 【復旧・復興】 【指揮統制】 【対策立案】 【資源管理】
a-6 a-7	防災行政概要 災害法体系 防災計画	2	防災活動の概要	自然災害の発生要因とリスク評価の考え方 災害関連法、防災計画 自助、共助、公助の役割 主な「事前対策」業務の概要、実施上のポイント	自然災害の発生要因における最新の科学的な見解を取り入れながら、地域に影響を及ぼす恐れのあるハザードと地域の脆弱性を理解のうえ、地域における災害を予測し、その結果を基に災害対策を計画し、適宜見直しを図ることで、継続的に改善を図る。 「防災基本計画」は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、「防災業務計画」や「地域防災計画」の基本となるものであり、指定行政機関・指定公共機関は「防災業務計画」を、都道府県防災会議・市町村防災会議等は「地域防災計画」を作成する。 また、災害対策基本法第40条・第42条・第43条・第44条の規定に基づき、都道府県防災会議・市町村防災会議等は防災基本計画に基づき地域防災計画を作成、毎年検討し、修正する。 自助は、自らの命と生活を守る取り組み、共助は、助け合って地域の安全を守る取組み、公助は、災害から生命、財産を守るための行政の取組み。 公助とともに、自助、共助の役割分担が重要。 「災害への備え(災害予防)」は、「被害抑止対策」と「災害対応準備対策」からなる。 「被害抑止対策」は、国土保全対策、建物等の耐震化、施設・設備の耐震化・保守管理など、ハザードによる被害の発生を予防・抑制するための事前対策。「災害対応準備対策」は、体制整備、備蓄や資機材等の整備、訓練など、災害時に実施する災害対応業務を迅速かつ円滑に実施するための事前対策。	【防災基本計画】 【防災業務計画】 【地域防災計画】 【自助】 【共助】 【公助】 【被害抑止対策】 【災害対応準備対策】
				主な「直前対策(警報避難)」業務の概要、実施上のポイント	災害時に市町村が対応を適切に行うためには、トップである市町村長の判断や行動が極めて重要、市町村長は平常時から、トップとしての心構えや、とるべき行動を理解しておく必要がある。 あらかじめ災害種別ごとに設定した判断基準を基に、迅速かつ適切に避難の必要性を判断し、躊躇することなく避難勧告等を発令する。また、「空振り」を恐れず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達する努力をし、要配慮者については、早めの避難準備行動を促す。 避難行動は、常に同一の避難所への移動と画一的に捉えず、立ち退き避難、緊急的な待避、屋内での安全確保措置など、現象別、状況別に考えておくことが重要。「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、日頃から検討しておく。	【避難勧告】 【避難勧告等に関するガイドライン】

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
a-6 a-7	防災行政概要 災害法体系 防災計画	2	防災活動の概要	<p>主な「災害対応業務(発災直後)」業務の概要、実施上のポイント</p> <p>発災後速やかに、災害対策本部の設置など必要な体制を確保し、被害規模を早期に把握し、組織内部及び関係機関間で災害情報等を収集・共有し、状況認識の統一を図る。収集した情報を基に、災害対策の実施方針を決定し、人材・物資など災害応急対策に必要な資源を適切に配分し、対策を実施する。</p> <p>応援要請として、発災直後はまず、都道府県(危機管理監等)に対して被害の発生を一報する。さらに、都道府県知事に対して自衛隊や緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、TEC-FORCE等の応援を要請する。</p> <p>応援要請後は、速やかに支援部隊等のための活動拠点等の受入体制を確保する。また、都道府県や支援部隊等と連携して、捜索、救助、救急、消火、避難誘導、交通確保等の応急対策を迅速・的確に実施する。</p> <p>災害時の広報では、被災者に安心感や信頼感を持ってもらうため、市町村長が自ら前面に出て会見を行い、災害対応の見通しを明確に述べるのが肝要。</p>	<p>【災害対策本部】 【応援要請】 【災害時の広報】</p>
				<p>主な「災害対応業務(救助・救急、医療及び消火活動)」業務の概要、実施上のポイント</p> <p>警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に被災地において活動する警察の部隊であり、災害発生直後に派遣される即応部隊(最大約1万人)と、一定期間経過後に派遣される一般部隊から成る。</p> <p>緊急消防援助隊は、大規模災害発生時に、消防長官の指示または求めにより全国から被災地に出勤し、人命救助活動等を効果的且つ迅速に実施する。</p> <p>自衛隊の災害派遣は、天変地変その他の災害に際して、必要があると認める場合に人命又は財産の保護を目的として行われる自衛隊の応急的な救援活動であり、自衛隊が必要に応じて行う「公共の秩序の維持」(自衛隊法第3条第1項)としての活動の一環である。</p> <p>国土交通省では、大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施するため、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を派遣する。</p> <p>DMATは、医師、看護師等で構成され、大規模災害などの現場に、急性期(おむね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームである。</p>	<p>【警察災害派遣隊】 【緊急消防援助隊】 【自衛隊の災害派遣】 【TEC-FORCE(国交省緊急災害対策派遣隊)】 【DMAT】</p>
		2	防災活動の概要	<p>主な「災害対応業務(被災者支援)」業務の概要、実施上のポイント</p> <p>災害救助法の適用により、避難所の設置、食品・生活必需品の給与、被災者の救出、応急仮設住宅の供与などの救助に要する費用は都道府県が支弁するが、費用が政令で定める額以上の場合、国が一部負担する。</p> <p>市町村長は、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが、義務付けられている。罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。</p> <p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。</p>	<p>【災害救助法】 【被災者生活再建支援法】 【罹災証明書】</p>
		2	防災活動の概要	<p>主な「災害対応業務(復旧復興)」業務の概要、実施上のポイント</p> <p>災害時には、様々な種類を含む混合状態の廃棄物が、一度に大量に発生する。仮置場の確保や分別方法の周知・徹底等、初動対応が重要。</p> <p>激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を行うものである。</p> <p>「大規模災害からの復興に関する法律」や「被災市街地復興特別措置法」では、復興のための各種整備事業に関わる特例や代行措置などが規定されており、市町村はこれらの法律を活用して円滑かつ迅速な復興を図ることができる。</p> <p>復興に当たっては、現状復旧にとどまらず、再度災害防止、快適な都市環境を目指し、復興特措法等も活用しながら防災まちづくりを行うことが重要。</p>	<p>【災害廃棄物】 【激甚災害制度】 【大規模災害からの復興に関する法律】 【被災市街地復興特別措置法】</p>

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
a-6 a-7	防災行政概要 災害法体系 防災計画	3	防災活動に関連する法令の概要	主な災害対策関係法律の類型、体系についてごく簡単に概説する。	【災害対策基本法】 【中央防災会議】 【(緊急)災害対策本部】 【地方防災会議】 【災害対策本部】 【指定緊急避難場所・避難所】 【避難勧告等】	
				災害対策基本法の目的、基本理念、各主体の責務を、条文にもとづいて説明する。		
				防災に関する組織として、中央防災会議、(緊急)災害対策本部、地方防災会議、災害対策本部について、条文及び実例を踏まえて説明する。		
				防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画、地区防災計画の関係条文を挙げる。詳細は「防災計画」の講義で触れるものとし、詳述はしない。		
				指定緊急避難場所、指定避難所、避難勧告等について、条文及び実例を踏まえて説明する。		
				応援、物資供給、災害緊急事態について、条文及び実例を踏まえて説明する。		
		3	防災活動に関連する法令の概要	その他の災害対策関係法律・体制の概要	被災者保護を図る重要性に鑑み、災害対策基本法においては、要配慮者の支援等を行うために市町村長が避難行動要支援者名簿を作成することを規定している。	【大震法】 【地震財特法】 【地震防災対策特別措置法】 【南海トラフ地震特措法】 【首都直下地震特措法】 【活動火山対策特措法】 【災害救助法】 【激甚災害制度】 【被災者生活再建支援制度】 【大規模災害からの復興に関する法律】
					地震・火山災害関係の法律(大震法、地震財特法、南海トラフ地震特措法、首都直下地震特措法、活動火山対策特措法)について、名称と内容を概説する。	
					災害救助法について、その目的、実施体制、救助の種類、適用基準、国庫負担などについて説明する。	
					激甚災害制度について、その概要、役割、指定の流れなどについて説明する。	
					被災者生活再建支援制度について、趣旨、対象、支給額などについて説明する。	
					大規模災害からの復興に関する法律について、概要を説明する。	
4	防災基本計画の内容	防災基本計画の概要	防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画、地区防災計画のそれぞれの位置づけについて概説する。	【防災基本計画】 【防災業務計画】 【地域防災計画】 【地区防災計画】		
			防災基本計画の構成、特徴について概説する。現行計画の解説を中心とし、修正過程については詳述しない。			
			防災基本計画に関する最近の取り組みについて概説する。			
			防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画の相互関係、役割について概説する。			
5	地域防災計画の概要	地域防災計画の概要	都道府県・市区町村の地域防災計画の概要と動向について説明する。	【防災基本計画】 【防災業務計画】 【地域防災計画】 【地区防災計画】		
			地方公共団体の業務継続計画の概要と策定状況、必要性、市町村のための業務継続計画作成ガイドラインについて説明する。			
			業務継続計画策定にあたり、①「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」、②「電気・水・食料等の確保」、③「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」、④「重要な行政データのバックアップ」、⑤「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」、⑥「非常時優先業務の整理」の6要素を少なくとも定めておく。			
5	地域防災計画の概要	地域防災計画の概要	地区防災計画の概要と動向について説明する。	【防災基本計画】 【防災業務計画】 【地域防災計画】 【地区防災計画】		

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
a-8 a-9	災害対応過程 と態度を学ぶ	1	災害対応過程 と態度について 具体的な事例	災害対応のイ メージトレーニ ング	災害対応従事者の「経験談」をもとに災害発生前後の活動の流れを整理し、災害対応過程を理解する。その上で、災害対応上の課題や活動上のポイントを学ぶ。さらに、今後、災害対応を行う上で事前に実施すべき対策や心構えについて気づくことが目的である。	
				災害発生前後の 行政対応の 具体的な流れ	災害発生前後の行政の対応を具体的に理解しておくことにより、対処に追われるのではなく、状況を予測して、先手先手で対策を打てるような能力を養う。	
				対応上の課題、 教訓	グループワークを通して、対策の協議を行い、活動ポイントや課題を踏まえて、自分達の組織として「事前に取り組むべき対策」や「災害対応従事者として心構えておくべきこと」について検討し、「対策」として整理する。	
a-10	全体討論	1	研修受講の目的の再認識			
		2	研修を通じて、 学び、得たもの の整理			
		3	研修を活かして 次につなげるこ と			

第2節 災害への備え

第1款 目的

平常時の防災対策を実施するために必要となる知識を学ぶ。平時から災害に備えようとする態度を養う。

第2款 主な対象者

防災事前対策の立案や、住民啓発、防災教育、企業防災などを担当する職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	「災害への備え」 総論	座学	自助・共助・公助による減災や被害予測など減災対策の基本的な考え方を学ぶ。
2	行政のBCM	座学	行政におけるBCMの意味と策定のポイントについて学ぶ。
3	住民啓発	座学	住民向けの防災の啓発と地域の防災訓練の基本的な事項について学ぶ。
4	企業防災	座学	企業が災害時に果たすべき役割を認識し、企業と行政が連携した防災活動について学ぶ。
5	「災害への備え」 ワークショップ	演習	地方自治体の防災行政における自助・共助・公助の実践的な推進の仕方についてワークショップ形式で学ぶ。
6	「災害への備え」 としての地域防 災計画	座学	自治体が地域防災計画や地区防災計画を具体的な施策として、どのように災害の備えに向けて活動するのかを実践的に学ぶ。

7	防災教育・災害教訓の伝承	座学	地域に根差した防災活動を実施するための防災教育および災害教訓の伝承について学ぶ。
8	地域の自主的な防災活動	座学	住民の自主防災組織、地域の企業やNPO等の自主的な防災協力について学ぶ。
9	災害ボランティア	座学	災害ボランティアや企業、市民団体、個人等の自発的な防災協力について学ぶ。
10	全体討論	演習	防災力アップのため、減災対策について学んだことを、受講者が自らの地方自治体でどのように反映させるのかを考える。

(2) 身につける態度と技能

	単 元	身につける態度と技能
1	「災害への備え」	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職員として、災害対策基本法等の法令の規定を理解し、法令に基づいた防災行政を遂行しようとする。 ・被害想定には本来幅があるので、確定的な被害想定であるという誤解を与えないようとする。 ・公助への行政の努力とともに、公助の限界・共助の重要性の理解を得ようとする。 ・自主防災組織の能力低下の中で、重要性の理解を得ようとする。 ・災害ボランティアの多様性を理解しようとし、自主性を尊重しようとする。 ・企業の専門性を活かす方が良い業務は積極的に委ねようとする。 ・連携方の市民団体に電話一本で頼みごとができる関係を構築しようとする。 ・災害時に支援を受ける企業の、協力に当たっての制約要因を理解しようとする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・支援に来る者の立場に立って受援の準備を行おうとする。 ・生命・身体安全確保や業務継続の観点から耐震化を進めようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の基本的な規定に基づいて、防災の普及・啓発活動を行うことができる。 ・本来幅のある被害想定を、地域への防災の普及・啓発において、正しく理解を得ることができる。 ・公助が有効に発揮できない場面を住民に印象づけることができる。 ・自主防災組織の担うべき役割に、各地域で担い手を確保することができる。 ・企業側の事情を理解しつつ、企業との災害協定を広げることができる。 ・市民団体の考えや立場を理解でき、一方、行政の事情や立場も理解を得ることができる。
2	「災害への備え」としての地域防災計画	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の有効性を高めるため、訓練等に積極的に取り組もうとする。 ・地域の特性を踏まえた自発的な防災活動を、行政も仕組みとして受け止めようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の有効性の検証のための訓練を企画・実施できる。 ・前提条件や政府の防災政策の変更を、地域に当てはめた地域防災計画改定を行うことができる。 ・地区防災計画の策定の意義や策定の方法を住民に理解させることができる。 ・地区防災計画の先事例を紹介できる。 ・防災の体制、対応等を定めるため、マニュアルを有効に作成・活用できる。

3	行政のBCP	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模市町村のBCPの重要な事項である①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の選定の6項目を実施しないことは行政の不作为と受け止めて、早期に対応しようとする。 ・行政のBCPは、地域の企業・組織のBCPより先に整備しようとする。 ・庁舎の耐震性をBCPが必要ない理由にするなど、行わない弁解を考えないようにする。 ・BCPは一度作成してもすぐに劣化してしまうという認識を持って見直していこうとする。 ・地方自治体の首長は、BCPの策定・運用にリーダーシップを発揮しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BCP、BCMで重視される「重要業務の実施時に必要なリソース確保」の考え方を身に着け、説明できる。 ・代替拠点の必要性を庁内各部局に説得できる。 ・BCPの子本的な訓練を立案・実施できる ・BCP担当者は、組織トップにリーダーシップの発揮を要請できる。
4	企業防災	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時とは異なる官民の関係性を理解し、災害協定を積極的に活用しようとする。 ・企業の事業継続の必要性を、幅広い視点でとらえようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体と顔が見える関係を維持する方策を実施

		<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の地域外での代替拠点での事業継続が地域にとっても必要であることを、地域内の関係主体に説得できる。
5	「災害への備え」 ワークショップ	
6	住民啓発	<p>【態度】</p> <p>住民に防災に自発的に取り組むことを粘り強くもてめていこうとする。</p> <p>【技能】</p> <p>自主防災組織のリーダーに、自分の価値判断だけでなく、要援護者を含む多様な視点を取り入れることを要請できる。</p>
7	防災教育・災害教訓の伝承	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校に対して、防災教育の実施を粘り強く働きかけようとする。 ・自主防災組織以外の地域の防災の担い手に対しても支援も行おうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生が多忙であることを理解し、学校での防災教育の実現のための工夫を行うことができる。 ・学校に対して、地域に合致した取組の参考となる先行事例を紹介できる。 ・各地域に対して、その特性に合致した取組の参考となる先行事例を紹介できる。 ・災害教訓の伝承に活用できる地域のリソースを認識し、活用方法について先進事例を参考に提案することができる。

8	地域の自主的な防災活動	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が不可欠なことを理解し、高齢化等の問題を抱える現状を乗り越える対策を見出そうとする。 ・自主防災組織の限界を認識し、避難行動要支援者名簿の策定を丸投げにしないようにする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に、例えば避難所運営の担い手として活動してもらうことができる。 ・マンションと周辺地域の自主防災組織の融和を推進できる。 ・自主防災組織が地域の学校、企業、団体と連携が進むよう、コーディネートができる。
9	災害ボランティア	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの多様性を十分理解して対応しようとする。 ・災害ボランティアを連携先として正面から向き合おうとし、また、災害ボランティアの自主性を尊重しようとする。 ・社会福祉協議会や災害ボランティアセンターに丸投げにしないで、関与しようとする。 ・自らの地域での災害ボランティアのネットワークのあり方を考えようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの自主性の尊重のための配慮・行動を具体化できる。 ・災害ボランティアセンターを、関係主体と連携して立ち上げる仕組みをつくることができる。 ・災害ボランティアセンターの設置・運営を関係主体が連携して行えるよう、地元自治体として調整することができる。

(3) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
b-1	「災害への備え」総論	1 災害予防の防災の中の位置づけ及び主な内容	災害対応の流れの中の災害予防の位置づけ	災害予防は平常時に災害への備えとして行う活動である。過去に災害が発生していれば、その反省・教訓を踏まえて活動すべきである。	【災害予防】
			大震災後の防災対策全体の再構築と災害対策基本法改正	災害対策に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。被災しても人命が失われないことを最重視する。災害への備えは、ハード対策とソフト対策を組み合わせ一体的に推進する。行政(公助)のみならず、地域、市民、企業(自助、共助)の取組を組み合わせた防災対策を推進する。以上について、災害対策基本法の基本理念に明記された。	【減災】 【ハード防災対策】 【ソフト防災対策】 【公助】 【自助】 【共助】 【災害対策基本法】
			災害予防における留意事項(被害想定に存在する幅を理解し住民啓発時に注意すべきことなど)	各地域の被害想定は、防災基本計画で地方公共団体に求められており、被害想定に基づいて地域防災計画の策定をはじめとした災害対策を行うべきである。しかし、被害想定には、災害発生原因の把握の科学的限界から、通常、相当の幅があることを理解し、それを前提に普及啓発を進める必要がある。	【防災基本計画】 【被害想定】
		2 災害予防における自助、共助、公助の意味と共助の重要性	自助、共助、公助の意味と、災害予防における意味	自助、共助、公助の取組を適切に組み合わせることにより地域の防災力を高めることが求められる。	【自助】 【公助】 【共助】
			防災における共助の重要性と災害予防で必要な対応	災害時(特に直後)は行政自身の被災や道路の寸断等により公助に期待できないことがあるため、共助による災害対策が重要となる。	【共助】
		3 防災における民間主体との連携のあり方	自主防災組織・地域の市民団体、民間企業、災害ボランティア等の特徴	自主防災活動は地域における共助の基本的な活動である。自主防災組織には、要支援者名簿の作成、避難誘導、避難所運営、備蓄、訓練等の担い手としての期待が高いが、高齢化を含め限界もある。	【自主防災組織】
				災害ボランティアの支援なくして、被災者のニーズに対応するのは困難であり、災害ボランティアの自主性を尊重しつつ、円滑な受入れ、安全確保等の活動環境を整備し、連携していくことが災害対策基本法により行政に求められている。	【災害ボランティア】 【活動環境の整備】
				その分野の専門性がある民間企業の力を借りることでうまくいく災害対応業務は多く、災害協定を活用して平常時から準備することが重要である。	【企業防災】 【災害協定】
			民間主体との連携における行政側の備えと心構え	災害ボランティアを含む防災に関わる多様な市民団体と行政は連携していくべきであり、そのためには平時から顔の見える関係が重要となる。	【顔の見える関係】
				民間企業との連携には、企業の事業継続の必要性、企業の事情などを認識することが必要である。	
		外部からの支援における地域の受援力の重要性	多様な関係機関との連携するための受援力の強化が重要である。	【受援力】	
		b-1	「災害への備え」総論	4 代表的な被害抑止対策	地震への被害抑止対策
津波への被害抑止対策	津波への対策として、防潮堤等の整備、災害リスクに対応した土地利用による対策として、津波に強い地域構造の構築、防災行政無線やSNS、ラジオ等を活用した情報伝達手段の多様化が挙げられる。				【防潮堤】 【土地利用による対策】 【情報伝達手段】
風水害への被害抑止対策	水害対策として、堤防整備や河道掘削、ダムの整備と洪水調節、放水路の整備がある。				【堤防】 【ダム】
土砂災害への被害抑止対策	土砂災害対策として、急傾斜地崩壊防止施設、砂防ダムの整備、危険地区の建築物の移転促進、治山対策、森林の国土保全機能の維持・発揮が挙げられる。				【砂防ダム】
			地域防災計画の目的、法的位置付け	災害対策基本法の定めにより、中央防災会議が作成した防災基本計画に基づいて都道府県防災会議・市町村防災会議は地域防災計画を作成する。	【地域防災計画】 【防災基本計画】 【中央防災会議】

単元		学習目標		学習項目		知識		基本用語	
b-2	「災害への備え」としての地域防災計画	1	地域防災計画の目的と概要	地域防災計画の災害への備えのための役割	地域防災計画は、地方自治体の「災害予防」においても基本的な計画である。作成するだけでなく検証が重要であり、地域防災計画に基づいた訓練やシミュレーションを行うことが重要である。				
				地域防災計画の策定プロセスの概要	政府や県の各種災害の被害想定の見直しを常に踏まえ、各地で発生した災害からの新たな教訓を活かし、政府の防災基本計画の改定等により示される防災政策の変更に即応する。策定・改定に当たっては、防災にかかわる地域の多様な主体の役割を重視する。			【被害想定】 【防災基本計画】	
		2	地区防災計画の目的と概要	地区防災計画制度の目的と作成方法概要	地区内の居住者や事業者等が自発的に地区における防災活動を担うことの必要性・有効性が認識されてきた。そこで、地域の特性を踏まえたコミュニティレベルの防災活動を内容とする「地区防災計画」を作成し、市区町村の地域防災計画として定める仕組みが創設された。			【地区防災計画】	
				地区防災計画の主な事例、展望	多くの地域で、自主防災会の高齢化、自主防災会未加入などの問題を抱えつつ、地域の特性を踏まえた地区防災計画を作成している事例が増えている。地区内の様々な主体を巻き込んでいくこと、定めた内容を地域で維持・向上していける仕組み・体制を持つことなどが課題である。			【自主防災会の高齢化】	
		3	地域の災害予防の対策を進めるにあたっての防災計画等の活用	災害への備えのため防災計画を活用する考え方・基本的方策	災害への備え(災害予防)の推進には、各種の対策の組み合わせが重要。したがって、制度化されている各種の防災計画を有効活用し、策定・改定にあたっては、計画間の整合性に留意し、その実効性を重視するべきである。				
				法定の防災計画を補完する計画・マニュアル等の活用	法定の防災計画は改定が随時行えるわけではないので、具体的な体制、対応、運用などを定める場合には、下位の計画やマニュアルなどを活用するのが有効である。			【法定の防災計画】	
b-3	行政のBCM	1	行政のBCP、BCMの意義と必要要素	行政の業務継続計画(BCP)及び業務継続マネジメント(BCM)の概要	行政組織は、災害発生直後、急激に増加する「応急業務」と、「継続べき通常業務」を優先的に実施するため、業務継続計画(BCP)を策定し、これを継続的に維持・改善していく(業務継続マネジメント(BCM))していく必要がある。BCPを構成する計画としては、応急対応計画、事前対策の実施計画、維持・継続的改善及び訓練の計画がある。			【業務継続計画(BCP)】 【業務継続マネジメント(BCM)】 【継続的改善】	
				行政のBCPの重要事項(小規模市町村向け6項目など)	小規模市町村のBCPでも重要な事項としては、①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の選定である。業務量の急増に対応するため、被災地外の知自体からの受援により対応する必要がある。			【職員の参集】 【代替庁舎】 【行政データのバックアップ】	
				災害時の地域活動の継続・早期復旧の考え方	行政の業務継続は、地域の組織・企業の活動の継続や早期復旧の前提でもある。その意識をもって、地方自治体は業務継続に努める必要がある。				
		2	重要業務に不可欠なリソースの確保の重要性と主な方法	参集人員及び代替の人材の確保と職員の安全	行政の最も重要な資源は人員であり、参集計画が重要で、参集できない場合を想定して代替人材の確保も行う。被災者でもある職員の安全確保のため、無理に参集させないほか、交代で休息・睡眠が取れる体制の確保、職員のため備蓄、職員のメンタル面や家庭への配慮が必要である。			【代替人材の確保】 【職員の安全】	
				電力、通信、情報のバックアップの重視	行政の業務実施には、非常用電力、災害に強い通信手段、そして重要な情報のバックアップが必要である。現在の災害対応では、情報・通信機器を用いた情報の整理や計画立案が不可欠であることを重視すべきである。			【非常用電力】 【災害に強い通信手段】	
				BCPでの相互支援協定、受援計画、広域連携の活用との重要性と主な方法	地方自治体の職員・庁舎等も被災する中で、他主体からの支援の活用が必須である。そのため、平時から協力を得られる主体と相互支援協定を締結することや、連携先との訓練を行うことが有効である。			【相互支援協定】	
		3	行政庁舎の代替拠点の確保の必要性と選定方法	行政の代替庁舎の必要性	行政の拠点喪失は地域の災害救援にとって大きな支障となる。すべての地方自治体は、本庁舎、出先機関について、耐震性があっても代替庁舎を決定することが必須である。			【代替庁舎】	
				代替庁舎の選定の考え方、方法	代替庁舎は、元の庁舎と同時被災しない場所に選定する必要がある。また、近いものと遠くのもの複数選定しておくことよい。				

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
		4	訓練、維持管理、見直しの重要性とトップのリーダーシップ	<p>定期的な訓練、維持管理、見直しの重要性と主な方法</p> <p>首長その他の幹部のリーダーシップ・関与の重要性</p>	<p>BCPは策定した後、BCPの訓練しなければ実効性が確認できない。訓練を繰り返し実施し、問題点を把握し、継続的な改善に結びつける必要がある。</p> <p>組織のトップのリーダーシップなしにBCPの策定もCMも実現しない。主張自らが業務継続の重要性を認識し、重要な政策課題と位置付けることが重要である。</p>	【BCPの訓練】
b-4	企業防災	1	指定(地方)公共機関である企業の防災での役割と行政との連携	指定(地方)公共機関である企業の防災での役割	指定(地方)公共機関である企業は、平常時から災害対応での行政への協力を準備している主体である。これら企業と綿密に連携することが、防災の官民協力の第一歩である。	【指定公共機関】 【指定地方公共機関】
				指定(地方)公共機関と行政との連携のあり方	指定(地方)公共機関とは、地域の防災訓練の機会をはじめ、定期的に担当者が顔を合わせる機会を持ち、電話一本で依頼ができる「顔の見える関係」を構築・維持する。また、相手方の要望、提案、事情をよく理解することが重要。	【顔の見える関係】
		2	災害対応における企業の役割	「企業防災」に関する災害関連法令の規定	災害対策基本法で、災害応急・復旧に必要な物資役務の提供を行う企業は、災害時にも事業活動を継続的に実施し、事業活動で行政の防災施策に協力するように努めなければならない。とされている。これらの企業との連携を行政は十分行うべきである。	
				企業が担える役割、果たすべき役割の概要	企業の力を借りたほうがうまくいく災害対応業務は多く、発災後、いかに早く、有効に企業と連携できるかで災害対応の効果に大きな差が出る。(スライド5)行政が素人の分野は、民間のプロに早期にお願いすることが重要である。	
		3	災害協定の重要性と協定締結状況	企業との災害協定の重要性	専門性のある災害対応業務は、企業や業界団体との災害協定を活用して平常時から準備しておく。災害時は入札を介さず官民連携を進める必要があることから、事前に災害協定を結ぶことで早期に実施でき、役割や費用負担を明確にしておくこともできる。	【災害協定】
				国及び地方公共団体と企業等との協定締結の現状と拡がり	企業と協定を締結している市区町村の割合は上がっているが、分野によるばらつきがかなりみられる。他の自治体の例も参考に、協定の充実を図る必要がある。	
		4	企業の事業継続計画(BCP)の意義と特徴	企業の事業継続計画(BCP)の経済・社会的な意義と特徴	企業には事業継続、すなわち、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要な業務が中断しないこと、中断しても短い期間で再開することが望まれている。このため、行政としても、事業継続計画(BCP)の策定、運用を促進する必要がある。事業継続は、地域経済の早期復旧・復興や雇用の維持のためにも必要である。	【事業継続計画(BCP)】
				企業のBCPと企業の社会的責任(CSR)	企業には地域の一員として防災に協力する能力があり、期待も高い。企業の社会的責任(CSR)として、積極的に取り組む企業も多い。一方で、企業は自らの事業継続の対応も行う必要があり、被災地外での事業継続を図る必要もある。そのような企業の立場や協力できる範囲の限定について、行政も理解する必要がある。	【企業の社会的責任】
b-5	「災害への備え」ワークショップ	1	所属団体の減災対策(災害予防)における自助、共助の促進策	自助、共助の促進策		
		2	民間部門との連携のあり方	民間部門との連携のあり方		
				住民向けの防災の啓発の意義と基本的・効果的な方法	<p>災害対策基本法では、住民は、備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加などで防災に寄与するように努めなければならないとされている。</p> <p>住民一人ひとりが日ごろから各種災害についての正しい認識を深め、備えを充実・強化してもらうことが必要であり、行政や防災関係主体による住民への啓発が重要となる。</p>	

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
b-6	住民啓発・災害 教訓の伝承	1	住民向けの防 災の啓発の意 義と留意事項	住民向けの防 災の啓発の優 良事例	住民向けの防災の啓発は、優良事例が参考になるので、その把握に努めるとよい。また、行政は、優良事例の情報提供を行うべきである。	
				住民の防災活 動の啓発にお ける留意事項 ～要配慮者 への配慮、男女 双方の視点の 考慮、支援を行 う者の安全確保	地域向けの防災の啓発では、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮(避難行動要支援者の名簿作成を含む)が重要なポイントである。また、被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点への配慮をした男女共同参画の視点も重要である。さらに、災害時の避難行動の支援を行う者の側の安全確保も啓発する必要がある。	【避難行動要支援者】 【男女共同参画の視点】
		2	災害教訓の伝 承の意義と具 体的事例	災害教訓の伝 承の意義と基 本的方法	災害対策基本法で、住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承などにより、防災に寄与するように努めなければならないとされている。地域の伝承は、石碑などモノ、語り部や経験者などのヒト、文献やデータベースなどで行われており、それらを活用することができる。	【石碑】 【語り部】
				災害の教訓や 災害文化を伝 える取組事例 (石碑やモニ メント、行事、地 形等)	災害教訓伝承の取組として、陸前高田市の桜ライン311、宮崎県外所地震の供養碑、安政南海地震津波碑、四国防災八十八話、津波痕跡データベースシステム等がある。	
b-7	防災教育	1	防災教育の意 義と基本的な方 法	防災教育の意 義と制度上の 位置づけ	東日本大震災の教訓の一つとして、学校や地域における防災教育の重要性があり、地域コミュニティの中で、防災を担える人材を育成することは、共助の大きな力になるために重要である。	
				防災教育の基 本的方法と実 施上のポイント	防災の知識だけでなく、適切な判断と行動する力も教える必要がある。そのため、教育の機会の確保、教育・指導の方法の開発・整理、教育に当たる人材の確保などが必要である。	
		2	学校教育又は 課外活動にお ける防災教育 の具体的な事 例	学校での防災 教育が目ざ される背景、防災 教育の意義	東日本大震災において、多数の学校、児童生徒に甚大な被害が生じたことから、その教訓を子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高める防災教育を推進する「学校安全の推進に関する計画」がH24年4月に閣議決定された。	【学校安全】
				文部科学省の 防災教育カリ キュラムの考 え方と内容	学校での防災教育においては、災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」の育成が重要であるとし、安全で安心な社会づくりのために学校、家庭及び地域社会の安全活動に貢献できるように、各学校で関連する教科等での指導が求められている。	【主体的に行動する態度】
				学校教育又は 課外活動にお ける防災教育 の優良事例(防 災教育チャレ ンジプランなど)	学校教育における防災教育の事例は、「防災教育チャレンジプラン」、「1.17防災未来賞『防災甲子園』」、「小学生ぼうさい探検隊マップコンクール」などの支援・評価の取組の表彰事例が参考になる。	
		3	地域コミュニ ティ向けの防 災教育の具体 的な取り組み事 例	地域コミュニ ティ(住民・企業 等)向けの防 災教育の意義 と現状	自主防災組織の形骸化と高齢化も課題となる中で、自主防災組織のみならず他の地域の防災の担い手(企業を含む)を想定して、地域コミュニティ向けの防災教育の推進が必要である。	
地域コミュニ ティ(住民・企業 等)向けの防 災教育の優良 事例(防災教育 チャレンジ プランなど)	事例は、「防災教育チャレンジプラン」などの表彰事例が参考になる。具体例として、自主防災組織や他の地域の防災の担い手を対象に地域防災リーダーを養成する取り組みが注目される。例として、仙台市地域防災リーダー養成等がある。					

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
b-8	地域の自主的な防災活動	1 自主防災組織の目的と制度概要	共助の重要性	東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることが明確になったことから(「公助の限界」)、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害時の被害を少なくするためには、地域コミュニティにおける自助・共助による「ソフトパワー」を効果的に活用することが不可欠である。(26防災白書)	
			自主防災組織の目的と法的位置づけ	自主防災組織は、災害対策基本法で規定されている地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織である。消防団と連携した活動を行うことも多い。	【自主防災組織】 【消防団】
			自主防災組織に関する現行制度の概要	自主防災組織は、実態として、地域の自治会と表裏一帯の形態の場合が多い。必須業務について特に定めはないが、災害発生時の避難誘導、避難所運営、平常時の地域の備蓄の推進、防災訓練等の担い手として期待されてきた。さらに避難行動要支援者名簿の作成の地域での業務実施主体としても期待されている。自主防災組織の育成のため、資機材購入、運営費等に対する補助や資機材等の現物支給が行われている。	【防災訓練】 【避難誘導】 【避難所運営】 【避難行動要支援者名簿】
		2 自主防災組織に期待される役割と現状、課題	自主防災組織の現状、活動事例、課題・限界	組織率は高まっているが、活発な活動をしている組織の比率はさほど高くない。活動事例としては、平時は防災訓練、防災の普及啓発、防災巡視、資機材管理、避難行動要支援者名簿づくりなど、災害時には初期消火、避難誘導、救出・救護、避難所運営、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視などが行われている。課題・限界としては、メンバーの高齢化、幹部の女性比率の低さ、地域での実質的参加率の低さがある。自主防災組織の活性化のためには、各自主防災組織間の連携・交流や行政・企業・教育その他の分野との連携が重要である。	【防災訓練】 【避難誘導】 【避難行動要支援者名簿】
			避難行動要支援者名簿作成の役割と留意点	市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿の作成について、地域での対象者への説明や合意取り付けの役割を大きく期待されている。ただし、メンバーの高齢化などの限界もあるので、地元行政職員が作成を共同して行う必要がある。	【避難行動要支援者名簿】
			避難行動要支援者の避難支援・避難誘導の役割と留意点	避難行動要支援者への避難の支援や避難所生活での配慮等は、その人の身近な存在である隣近所同士で助け合うことが基本的に重要であり、平常時に地域で相互支援体制をつくっておくことが大切である。	
		3 地域の他の自主的な防災団体の役割と現状、課題	地域におけるマンション管理組合等の役割と関係づくり	地域にマンションがある場合、マンション住民が自主防災組織に加わらない場合が多いが、災害発生時には、マンションの管理組合等との連携が必要。日頃から関係づくりに努めるべき。	【マンション管理組合】
			その他の地域コミュニティの防災の担い手と関係づくり	地域の自治会単位より広い地域を対象とする別の地域の防災活動にかかわる組織(学校や企業を含む)や、女性が中心となった防災にかかわる組織などが存在する場合もある。自主防災組織は、これらの組織を地区の防災に積極的に関わられるように配慮する必要がある。	
			地域コミュニティの自主的防災体制の充実に向けた方向性	自主防災組織はメンバーの高齢化、実質的な活動の担い手の減少などの課題があり、重要だがそれだけで地域の防災を担うのは難しくなっている。自主防災組織の活動能力の強化と、様々な地域防災にかかわる他の主体との強化を並行して行い、またこれらの連携強化に努める必要がある。	
		4 地域の防災訓練の意義と基本的な方法	地域コミュニティと行う防災訓練の意義と基本的な方法		
			地域コミュニティと行う防災訓練の優良事例と実施上のポイント		

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語		
b-9	災害ボランティア	1	災害ボランティアの種類と特性	災害ボランティアには、多様な活動主体が含まれる。活動内容も作業系、生活支援系、交流支援系、支援者への支援など多様である。	【災害ボランティアの多様性】		
			阪神淡路大震災(ボランティア元年)以降のボランティア活動の変遷	阪神・淡路大震災はボランティア活動の防災上の重要性を広く認識する契機となり、その後の災害で大きな活躍をするようになった。東日本大震災では被災地のニーズの把握、各ボランティア団体との連携体制が課題となった。	【阪神・淡路大震災】		
			災害ボランティアの防災での意義、行政との役割分担、法的位置づけ	災害ボランティアの支援なくして、被災者のニーズにきめ細かく対応することは困難であり、災害ボランティアの自主性を尊重しつつ、円滑な受入れ、安全確保等の活動環境の整備、連携が災害対策基本法により行政に求められている。	【ボランティアの自主性の尊重】		
		2	被災時の災害ボランティア活動の基本的な動き	個人や小グループで被災地に来る一般ボランティアに対しては、社会福祉協議会が中心となって「災害ボランティアセンター」を立ち上げ、対応することが多い。	【災害ボランティアセンター】 【一般ボランティア】		
			災害ボランティアの受入れ・調整に関する現地での仕組み	災害ボランティアセンターの主な機能には、被害状況の把握、被災者のニーズ把握、一般ボランティアへの活動紹介、行政との連絡・調整などがある。被災者支援プログラム作り、様々な団体のコーディネート、広報・情報発信なども行う場合がある。	【被災者のニーズの把握】		
			災害ボランティアセンターの役割と機能、仕組み、担い手	災害ボランティアセンターは法令で制度化されているものではない。社会福祉協議会が立ち上げ・運営することが多く、そのように地域防災計画に規定されていることも多いが、別の運営主体の場合も少なくない。また、実際の運営には関係組織が連携して当たるのが有効である。	【社会福祉協議会】		
		3	災害ボランティアの災害現場での活動事例と課題	例えば、被災地域の受援力、被災者ニーズの把握の困難、地域で行われている支援の全体把握の困難、行政との連携が課題として挙げられる。	【受援力】 【被災者のニーズの把握】		
			災害ボランティア団体の全国、地域内連携、各レベルの行政との連携	様々な団体による災害ボランティア活動の全国レベル、都道府県レベルの広域連携のネットワーク作りが求められている。	【広域連携】		
			災害ボランティア活動の今後の展望	平常の活動として、住民向け災害ボランティア講座・訓練、広域連携のネットワーク作りといった災害ボランティアの取組が求められている。	【災害ボランティア講座】 【広域連携】		
		b-10	全体討論	1	研修受講の目的の再認識		
				2	研修を通じて、学び、得たものの整理		
				3	研修を活かして次につなげること		

第3節 警報避難

第1款 目的

警報の伝達及び避難誘導を実施するために必要となる知識を学ぶ。住民への避難誘導対策を適切に出そうとする態度を養う。

第2款 主な対象者

気象情報などから避難勧告の発令を判断する災害対策本部事務局職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	警報避難総論	座学	警報避難対策の基本的な考え方と事前対策を学ぶ。
2	警報等の種類と内容	座学	警報等の種類と内容、伝達を学ぶ。
3	避難勧告等の判断・伝達	座学	避難勧告等の判断と伝達方法について学ぶ。
4	風水害における警報と避難	座学	風水害における警報と避難の実務について学ぶ。
5	風水害におけるタイムライン計画	演習	風水害における警報と避難のタイムライン計画の作成方法を演習形式で学ぶ。
6	土砂災害における警報と避難	座学	土砂災害における警報と避難の実務について学ぶ。
7	土砂災害の事例に学ぶ	演習	土砂災害の事例から土砂災害における警報と避難について、その実態を演習形式で学ぶ。

8	避難場所・避難所の認定	座学	住民等の避難行動の目的となる避難場所・避難所の種類とその設置要件を学ぶ。
9	避難場所・避難所の適否判断演習	演習	災害ごとに避難場所・避難所の適否判断をするうえでの行動を演習形式で学ぶ。
10	全体討論	演習	防災力アップのため、警報避難について学んだことを、受講者が担当する業務にどのように反映させるのかを考える。

(2) 身につける態度と技能

	単元	身につける態度と技能
1	警報避難総論	<p>【態度】</p> <p>「情報」「情報の伝達」「人間の行動」の3つの要素を考慮しながら、適切な避難を判断ができるようにする。</p> <p>【技能】</p> <p>得られた災害情報から、的確な警報と避難情報を住民に対して迅速に伝達し、減災に導く避難行動を促すことができる。</p>
2	警報等の種類と内容	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的に変化する気象情報から災害発生の可能性を予測しようとする。 ・気象情報の位置づけを理解し見落とさないようにする。 ・将来の気象推移を予測する上で必要となる情報を積極的に収集しようとする。 ・様々なソースから情報を積極的に収集しようとする。 ・その地域に迅速かつ的確に住民に対して情報を伝達しようとする。

		<p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報が段階的に変化することが災害発生リスクの高まりであることを理解することができる。 ・気象情報の注意報・警報・特別警報のそれぞれの位置づけを理解し、必要に応じて避難勧告・避難指示を発令することができる。 ・気象情報の発表区域の地域特性を理解し、災害対応までのリードタイムを想定することができる。 ・警報や注意報に関わる情報を気象庁からだけでなく、情報を多面的に様々なソースから、いち早く情報を収集することができる。 ・住民への警報等は、防災行政無線、コミュニティ放送、登録制メール、ケーブルTV等、その地域に最も適した手段で伝達できる。
3	避難勧告等の判断・伝達	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がそれぞれの状況に応じて適切なかつ前もった避難行動を取れるように促そうとする。 ・警報情報に振り回されることなく地域の状況に応じた的確な避難判断をしようとする。 ・住民に対して避難勧告等の情報をもれなく伝えようとする。 ・首長が迷うことなく判断できるように、積極的に首長が判断することを実現しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の種類と状況に応じて、避難行動の種類や避難先の種類について住民に説明できる。 ・状況に応じて警報情報だけでなく総合的に状況を見て、命の安全確保につながる避難所援助やその勧告を状況に応じて判断して発令することができる。 ・防災無線だけでなく協定しているFMラジオや地元放送局等の伝達方法を多重的に活用し、住民に情報を伝達することができる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・首長が的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令できるよう、災害情報を収集し、判断資料としてまとめることができる。
4	風水害における警報と避難	<p>【態度】 住民の状況と地域性を考慮した避難方針を決定しようとする。</p> <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域性を理解して災害発生の危険性を認識することができる。 ・過去の災害事例における教訓を理解して避難を判断することができる。
5	風水害におけるタイムライン計画	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムライン計画を実行性の高いものにしようとする。 ・関係組織で連携して総合力で風水害と向き合おうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時において、各関係組織が連携をとりながら業務遂行できる効果的なタイムラインを作成し、定期的な見直しをすることができる。 ・内部と外部の関係組織の役割分担を明確に整理することができる。
6	土砂災害における警報と避難	<p>【態度】 住民の状況と地域性を考慮した避難方針を決定しようとする。</p> <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の種類を判別することができる。 ・土砂災害の種別に応じた対策・方法を検討することができる。 ・住民と連携した対応方策を検討することができる。

7	土砂災害の事例に学ぶ	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害における避難の決心ポイントを押さえようとする。 ・避難判断にスネークラインを積極的に活用しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集される情報から状況見積を実施し、決心の根拠を示すことができる。 ・スネークラインから得られる情報を理解し、状況見積ができる。
8	避難場所・避難所の認定	<p>【態度】</p> <p>災害の種別や状況に応じて、安全な避難先に住民を誘導しようとする。</p> <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所と指定避難所を的確に区別することができる。 ・災害の状況に応じて避難所・避難場所の安全性を判断することができる。 ・過去災害の教訓に基づいて、避難所の被災の危険性を考慮することができる。
9	避難場所・避難所の適否判断演習	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の種類とその状況に応じて、安全な避難所のみを開設しようとする。 ・手順に基づいて客観的に避難場所・避難所設置の適否判断を実施しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難所の適否判断の要素を導き出すことができる。 ・避難場所・避難所の適否判断に必要な情報項目を選定できる。 ・事前に収集可能な情報と事後に収集すべき情報を整理することができる。

		<ul style="list-style-type: none">・様々な情報源から適否判断に必要な情報を確実に収集することができる。・手順書に示された項目について、確実に情報を収集・記録することができる。・過去災害の事例から実測データを収集し、避難場所・避難所の適否を判断することができる。
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
c-1	警報避難総論	1 警報等の伝達及び避難誘導の目的、実施主体と役割	警報等の伝達及び避難誘導の目的	災害において、地域住民の生命を守り、安全な避難移動を導き二次災害を防ぐ。	
			実施主体と役割	市町村長が実施主体であり、災害から地域住民を守る。	
		2 警報等の伝達及び避難勧告等の判断・伝達の流れ	警報等の伝達及び避難勧告等の判断・伝達の流れ	避難勧告等は、災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。	
				指定緊急避難場所へ移動する水平避難がかえって命に危険な場合には屋内安全確保などの緊急的な待避および垂直避難を実施する。	
				対象地域内の個々の住民にとって避難行動が必要なのかどうか、あらかじめ住民自らが理解し、避難先や避難経路、避難のタイミング等を決めておかなければならない。	
共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで広く確実に伝達する。					
警報等の伝達及び避難誘導の事例 (Hurricane Katrina/Sandy等)	災害発生の時期を想定し、残された時間を有効活用し、災害発生時に対応体制・準備が完了するよう、機関間連携および早期避難開始等を行なうタイムライン計画の有効性が検証された。				
c-2	警報等の種類と内容	1 注意報と警報、特別警報の意義付けと意味	段階的に発表する防災気象情報の活用	段階的に発表される気象情報を基に状況を予測する。	
			防災気象情報の種類と内容	気象情報は、台風その他の気象等についての情報を発表するものであり、警報等に先立つ警戒や注意の喚起、警報等発表中に現象の経過等を解説する役割を持つ。	【特別警報】 重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を示して行う警報
					【警報】 重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して行う予報
					【注意報】 災害の起こるおそれがある旨を注意して行う予報
					【記録的短時間大雨情報】 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときに発表する情報
【土砂災害警戒情報】 大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する情報					
c-2	警報等の種類と内容	1 注意報と警報、特別警報の意義付けと意味	気象警報の発表基準、発表区域、リードタイム	警報や注意報の発表基準は、災害の発生と気象要素との関係を地域毎に調べ、都道府県などの防災機関と調整し、区域(市町村)ごとに決めているので区域ごとに基準が異なり、一律ではない。地震などに伴い、災害の発生しやすさなどが変化した場合、通常とは異なる基準で発表することがある。	
			気象警報や注意報のリードタイムの基本に、その気象推移を的確に把握し、災害対応を判断する。		
		2 警報等の入手方法と伝達にかかる主体	市町村における警報等の入手方法と手段	警報・注意報、気象情報等は都道府県、NTTを通じて伝達されるほか、J-ALERTや報道機関を通じて入手することができる。また、防災情報提供システムや気象庁ホームページで、必要な情報を閲覧することができる。	
			住民等への警報等の伝達の流れ	住民に対して災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段で行った方がより確実に住民への情報伝達が可能となる。緊急時(地震、津波、ミサイル等)には速報性のある手段(防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、IP告知放送)で周知し、発災前に時間的余裕がある場合(風水害等)にはPUSH+PULL型の伝達手段(SNS、コミュニティ放送、登録制メール、ケーブルTV等)でより詳細な情報を提供することが望ましい。	

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
c-3	避難勧告等の判断・伝達	1	住民等の避難行動の考え方	避難行動(安全確保行動)の考え方	避難は数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から命を守るための行動であり、避難行動には「立ち退き避難(従来の水平避難)」と「屋内安全確保(従来の垂直避難、待避)」がある。	
					避難は、災害から命を守るための行動であり、従来の避難所への避難だけでなく、家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動」の一つである。	
				災害の切迫性に 応じた避難先	災害の切迫性に 応じた避難では早めの避難が原則である。災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所として「指定緊急避難場所」を市町村長が指定する。	
					大雨等により指定緊急避難場所までの移動ができない状況では自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に待避することもあり得るため、平時から適切な待避場所を確認しておく必要がある。	
				避難勧告等は3種類あり、住民がいつでも立ち退き避難ができるよう準備をさせる「避難準備・高齢者等避難開始」、指定緊急避難所へ避難させる「避難勧告」、直ちにその場から避難させる「避難指示(緊急)」がある。		
				避難準備・高齢者等避難開始は、住民が身の危険を感じた場合は立ち退き避難を開始するものであり、避難勧告は速やかに安全な場所に避難するものである。避難指示(緊急)は、直ちに避難をするものであるが、外出するとかえって命に危険が及ぶような状況では、現在いる建物内のより安全な場所に避難をする。		
				避難行動(安全確保行動)として、あらかじめ避難すべきエリアや避難行動をとるべきタイミングなど、とるべき避難行動を災害の種類と段階に応じて明確しておく。		
c-3	避難勧告等の判断・伝達	2	避難準備情報や避難勧告等の判断に必要な考え方	災害ごとの避難勧告等の発令対象エリアと発令タイミング(水害、土砂災害、高潮災害、津波災害)	越水による氾濫の場合は、氾濫危険情報が出された段階で避難勧告を発令することが基本である。また、侵食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば、計測している水位によらず避難勧告等の発令を検討する。	
					土砂災害では大雨注意報・警報、気象情報等を参考にして早めに発令し、要配慮者の避難時間の確保と夜間における避難を回避する。	
					高潮の多くが台風の接近に伴い発生するため、台風の進路予測等の情報を注視し、早めに避難勧告等を発令する。また、暴風になる前に避難を呼びかけるのが肝要であり、暴風警報の発表をもって避難勧告の発令も検討する。	
					津波の場合は、一刻も早く危険地域からの立ち退きを要するため、避難指示のみを発令する。また、遠地地震のように津波到達まで時間がある場合には、段階的な避難情報の発令を検討する。	
					市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことが基本であり、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には「避難準備情報」を発令する。	
					特別警報と避難行動	特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起ると予想される場合に発表するものである。
		対象地域の住民に対して最大級の警戒を呼びかける必要がある。				

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
c-3	避難勧告等の判断・伝達	3	避難勧告等を住民に伝達し、周知するための伝達方法	避難勧告等の伝達範囲	防災行政無線などPUSH型手段によって避難勧告等を伝達する場合には、発令対象区域だけでなく、その周辺の区域にも広めに伝達する。	
				伝達方法	防災無線だけではなく、協定しているFMラジオや地元放送局、ならびに車での巡回呼びかけや訪問等、安全かつ可能な方法で多重的に避難勧告を伝える。	
				「Lアラート」による情報伝達	災害発生時に、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤システム「Lアラート」を活用して、住民に対して迅速かつ正確な情報を提供する。	【Lアラート】 総務省が推進している安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤システム
				首長による呼びかけ	市町村長は災害対応の第一線の責任者という立場で速やかに居住者に対する避難勧告・避難指示(緊急)を出す。	
c-4	風水害における警報と避難	1	風水害における警報と避難の実務	風水害における警報と避難のあり方(予測できる災害)	防災基本計画に基づき、気象情報の動向に注意しながら、地域の特性と過去の事例から、適切なタイミングで住民を安全に避難させる。	
				風水害における警報と避難に係る対策の活動体制、活動内容、活動上の課題	水害における避難勧告等の発令タイミングとして、越水による氾濫の場合は、氾濫危険情報を出すなど、段階で避難勧告を発令する。侵食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば(水位によらず)避難勧告等の発令を検討する。 河川の氾濫水被害は河川の規模によって異なる。大きな河川では、氾濫危険水位到達をもとに判断して、避難勧告の発令を行う。小さな河川では、雨の降り方(短時間の豪雨)により判断する。	
		2	水害時における災害対応の難しさ	風水害における警報と避難の事例、課題	水害における被害発生は一様ではなく、脆弱性の高い災害時要援護者への対応も必要である一方で、脆弱性は高くなくとも、その住民の行動によって脆弱性が高くなり被災した事例もある。個人属性や地域特性、ハザード特性等に応じて避難の方法は異なり、個人が適切な対応を選択することが重要である。また、水害にも大規模な水害から小規模の局所的な水害までを想定し、それぞれに応じた状況認識の統一と避難の判断が求められる。	
		c-5	風水害におけるタイムライン計画(演習)	1	風水害における警報と避難のタイムライン計画の位置づけ	事前行動計画(タイムライン)は、どの部局が何をいつ実行するかについて、事前に合意したことを文書化し、連携のとれた対応を可能にすることを目的とする。
タイムライン計画作成の基本的な考え方、作成の手順	タイムラインの作成では、災害対応において組織全体としてやるべきことを明らかにする。災害対応業務を整理して主管部局や応援部局を決定し、役割分担を決定するとともに、関係機関との調整を実施し、災害発生が想定される場合におけるお互いの活動状況を推察できる計画とする。					
c-5	外部/内部調整をタイムラインで整理する方法	2	業務の標準的な記述手法としてのWBS	業務を「目的⇄実施事項」の関係性で階層化した構造で表現し、業務の全体を体系的に整理する。	【WBS】 Work Breakdown Structure プロジェクトマネジメントで計画を立てる際に用いられる手法。プロジェクト全体を細かい作業に分割した作業分割構成。	
			タイムラインに基づく主体ごとの業務間・組織間調整手法	仕事の遂行において一番難しく必要不可欠な技術・ノウハウを持つ部局を主管とし、役割分担・業務分担を決める。達成すべき目標に対して、業務の位置づけを明確にし、その関係性から組織間連携の体制整備を検討する。		

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
c-6	土砂災害における警報と避難	1	土砂災害における警報と避難の実務	過去の土砂災害の事例	<p>自然災害による死者・行方不明者は、土砂災害に占める割合が高い。また、土砂災害による死者・行方不明者のうち、災害時では要援護者が約6割を占める。</p> <p>災害の特徴として、局所的に発生した降雨を起因として突発的に被害が発生する。その被害は、土砂と石礫が高速で移動するため家屋が破壊し人的被害が発生しやすい。斜面があればどこでも起こる可能性がある。</p>	
				土砂災害対策の概要	<p>砂防ダムや堰堤、擁壁などのハード対策に加えて、ソフト対策として、平時から地域住民に土砂災害警戒区域・危険箇所が記載されているハザードマップを周知認識してもらう。気象庁の段階的に発表される気象情報を注視し、警報の発令があれば、砂災害警戒区域・危険箇所に在住の住民に早めの自発的避難を推奨する。合わせて、避難所・避難場所では早めの避難者の受け入れ体制を整える。また、要配慮者の避難時間の確保を考慮して早めの発令を行う。発令では夜間における避難を回避するために、夜間から明け方に大雨警報持続する可能性がある場合、夕方には避難発令を出す。</p>	
				最近の土砂災害から見た課題とその対応策	<p>近年の土砂災害発生件数(最近5年の月別発生件数)をみると、土砂災害の発生は、発生時期で分類すると、3月～5月の融雪、6月～7月の梅雨前線豪雨、8～10月の台風時期に集中して発生している。平成28年は4月の熊本地震及び6月の梅雨前線豪雨により、例年よりも多くの土砂災害が発生している。</p> <p>例として、広島市の土砂災害における課題では、基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかった。土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準には、ほとんどなっていなかった。避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があった。</p> <p>避難場所の安全性確保に先立ち、事前に基礎調査を行い難路・避難場所の設定状況を確認し、避難場所の建築物の構造等の調査も実施する。市町村防災計画での避難所及び避難施設等の設定に当たっては、これらの施設等の土砂災害に対する安全性及び災害時要援護者の円滑な避難という観点に十分配慮することが必要である。</p>	
c-7	土砂災害の事例に学ぶ(演習)	1	土砂災害における警報と避難の難しさ	<p>土砂災害における警報と避難の事例、課題・教訓</p> <p>予兆把握から災害発生までのリードタイムが短いことが土砂災害の特徴の1つである。土砂災害警戒情報等は地域全体に対して発令されるため、土砂災害発生箇所を限定的に想定することは難しい。警報の発令に伴う避難判断ではなく、収集可能な情報を総合的に分析し、状況見積を実施し、必要に応じてPUSH型での情報収集が必要となる。</p>	<p>【状況見積】 収集可能な情報をもとに、論理的妥当性をもって、起こりうる、あるいは発生している状況を推測することを、状況見積という。根拠と、根拠から導き出される想定との関係性を維持し、論理的な推論をもって、状況の分析を行ない、状況見積が実現される。必ずしも収集された情報を整理することが状況把握ではなく、把握できた状況から「まだ把握できていない状況」を推測することも含めて状況把握・推測することが、先手の対応を支えようと考えられる。</p>	
		2	土砂災害における警報と避難の決心ポイントの考え方	<p>気象情報をもとに、空振りを恐れず早めの警報を心がけると共に、突発性が高く予測が困難であり、避難勧告が間に合わないケースが多い土砂災害については、早めに指定緊急避難所へ避難させることが原則だが、外が豪雨で逃げられない場合は、近隣の堅牢な建物や自宅内の上層階への移動も有効であることを住民に周知することが重要である。</p>		

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
c-7	土砂災害の事例に学ぶ(演習)	3	土砂災害における警報と避難にスネークラインの活用	スネークラインの仕組み	1時間あたりの雨量指数を縦軸に、土壌中の水分量を指す土壌雨量指数を横軸に取ったグラフに、国土交通省や都道府県が設定したクリティカルライン(CL:土砂災害発生危険基準線)が明示されている。これに気象庁が発表するスネークラインを重ねて、これが土砂災害発生危険基準線を超えると土砂災害の危険性が非常に高まっていることを示している。一方で、CLを越えなくとも災害が発生する事例もあることを忘れてはならない。	<p>【土砂災害発生危険基準線(クリティカルライン:CL)】 過去に土砂災害が発生しなかったときの降雨を用いて設定した土砂災害の危険性が低いと想定される降雨の発現する確率の高い領域と、過去の土砂災害の発生状況や避難勧告等の実態などを総合的に勘案して、安全領域と土砂災害の危険性が相対的に高いと想定される降雨の発現する確率の高い領域の境界線。CLは、設定した後においても、新たな降雨データや災害データをもとに適宜見直される。</p> <p>【スネークライン】 縦軸に短期の降雨を表す指標の「60分間雨量」、横軸に長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」を設定し、雨の降り始めから現在、そして3時間後の予測までの土砂災害発生の危険度を折れ線グラフで表したものである。どちらが多くなっても地盤が緩み、土砂災害が発生しやすくなるという考え方に基づいている。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれている。</p>
				スネークラインの活用方法	土砂災害の雨量指数には、大雨注意報発表基準と大雨警報発表基準が設定されており、雨量指数が大雨注意報発表基準を超えると大雨注意報が発表され、大雨警報発表基準を超えると大雨警報が発表される。気象庁からのスネークラインの動向および予測をもとに、大雨警報や土砂災害警戒情報の予測判断が可能となる。	<p>【大雨警報発表基準(警報ポイント:KP)】</p> <p>【大雨注意報発表基準(注意報ポイント:CP)】 大雨警報と注意報を判断する基準となる、浸水害を対象とする場合は流域雨量指数、土砂災害を対象とする場合は土壌雨量指数に設けられた基準点。</p>
				スネークラインからの危機的状況の判断	スネークラインは、実況データと同時に気象庁が3時間先の予測データを行っている。当該地域の大雨警報発表基準に達する見込みがある場合は直ちに避難準備・高齢者等避難開始を発令し、土砂災害発生危険基準線にスネークラインが到達する前に避難勧告するのが基本となる。また、夜間から明け方にかけて大雨警報が継続する可能性や夜間に大雨注意報が大雨警報に切り替わる可能性がある場合は、夕方の段階で早めに避難勧告や避難準備・高齢者等避難開始を発令すべきである。	
c-8	避難場所・避難所の認定	1	避難場所・避難所の種類と内容	指定緊急避難場所と指定避難所の種類、考え方、基準、指定する者	市町村長は、災害の危険から命を守るために避難する場所として災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定する(災害対策基本法第49条の4)。	<p>【指定緊急避難場所】 指定緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするものである。(内閣府から出所が分からないとの指摘があり、防災情報のページの防災白書第1部1章2節2-2から引用)</p>
				市町村長は、災害により住宅を失った場合等において避難生活をする場所として「指定避難所」を指定する(災害対策基本法第49条の7)。	<p>【指定避難所】 指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村長が指定するものである。(内閣府から出所が分からないとの指摘があり、防災情報のページの防災白書第1部1章2節2-2から引用)</p>	
		2	避難場所・避難所の認定の方法	避難場所・避難所の認定の方法	市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を緊急時の避難所としてあらかじめ指定する。	
		3	風水害で被災した避難所の事例	風水害で被災した避難所の事例、課題と対策	指定避難所であっても、結果として浸水したという過去の水害事例もある。風水害の場合、第一として避難場所・避難所の水害リスクに対する脆弱性を把握することが重要である。また、降雨状況・浸水状況を見越して、各避難場所・避難所のリスクを把握し、必要に応じて、開設しないという判断も重要である。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
c-9	避難場所・避難所の適否判断(演習)	1	避難場所・避難所の適否判断の基本的な考え方	避難場所・避難所等の設定に当たっては、避難経路・避難場所の状況を確認し、避難場所の建築物の構造等の調査を実施する。土砂災害に対する安全性及び災害時要援護者の円滑な避難などの観点にも十分配慮することが必要である。	
		2	適否判断に必要な情報の項目	地震・津波・河川の氾濫等の水害、豪雨に伴う土砂災害では、それぞれの指定避難所の立地条件を考慮して、それぞれの災害ごとに、適否判断をすることが必要である。	【適否判断】 各々の避難場所・避難所に対して、どのようなハザード条件下において解説すべきかを判断するプロセスである。すべてのハザードに対して、すべての避難場所・避難所を開設することは、逆に人の安全確保につながる可能性があることを認識し、判断すべき条件を整理することが重要である。
			事前／事後に(実施者が)判断すべき事項	住民の人数と避難範囲の面積を考慮し、指定避難所は十分に収容できる施設を選定する。また、備蓄品の確保や大規模災害を想定して物資郵送等を考慮し、事前に協定企業に災害時における対応を十分に話し合う。 災害の規模により短期になるのか長期になるのか早期に判断し、状況に合わせて応援要請の規模を設定し、避難所内では明確な共通ルールを設ける。	
			各種情報の入手方法	国土交通省から提供されているハザードマップポータルサイトには、洪水浸水想定区域、津波浸水想定、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等が掲示されている。これらのハザードマップを活用しながら、住民の属性、地域の属性、建物の属性を考慮して、災害ごとの避難場所・避難所の適否判断を行う。	
c-9	避難場所・避難所の適否判断(演習)	3	過去災害を事例とした避難所の適否判断	避難所点検手順書による適否判断 誰もが一律に避難所の適否判断を実施できるよう「避難所点検手順書」がある。避難所の属性や立地状況、ハザードリスクの状況などは「静的情報」と呼ばれ、事前より把握可能な情報である。一方で、気象や河川推移、土壌雨量指数、警報発令等の時間とともに変化する情報は「動的情報」と呼ばれ、その時にしなければ把握できない情報である。事前より静的情報を整備し、リスクが高まるにつれて動的情報をあわせることで、適切かつ迅速な避難所の適否判断が可能となる。	【避難所点検手順書】 各々の避難所に対して、開設判断に必要な情報を、手順を追って整備するためのツールである。事前準備として収集可能な情報である静的情報と、リスクが高まった際に、その状況に応じて収集する情報である動的情報の2種類から構成される。情報種別と情報源を明確化することで、誰もが一律に開設の適否判断が実施できる仕掛けとなっている。 【静的情報】 時間変化や災害発生の有無にかかわらず、情報の種類・質・量に変化しない情報を「静的情報」という。これらは、定期的な見直しは必要であるが、事前から収集可能な情報である。そのため、災害発生時に収集する時間コストを減らすことで、迅速な対応が期待できる。 【動的情報】 時間変化や災害発生にもなって変化する情報を「動的情報」という。その情報内容は事前から収集することはできず、事後においてのみ収集可能となる。事前から収集すべき情報の種類・項目、情報入手元を整理しておき、事後において情報源から確実に情報収集を進めることで、災害発生時の状況認識の統一を確実に実現し、対応の質を向上することが出来る。
			過去の水害の実測データに基づく避難所の適否判断演習	1つの避難所を事例として、その避難所の属性情報や立地条件、ハザードのリスク状況を調査し、手順書に従って静的情報を整備する。情報の不足、情報が散在することで収集が困難であり、災害発生時の避難所開設の適否に必要な情報を一元的に管理し、容易に収集できるよう環境整備することが重要である。動的情報に対しても、情報源を事前に同定しておき、情報入手ルートの確立・共有が重要となる。	

第4節 応急活動・資源管理

第1款 目的

応急活動と資源管理を実施するために必要となる知識を学ぶ。災害発生後に迅速かつ的確な応急対応と人的・物的資源の確保に努めようとする態度を養う。

第2款 主な対象者

災害対策本部で消防・警察・自衛隊等による応急活動や物資、外部応援の調整を担当する職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	応急活動・資源管理総論	座学	応急活動の流れと資源管理に関する基本的な考え方について学ぶ。
2	初動対応における国との連携	座学	国における初動対応の内容とその連携のあり方について学ぶ。
3	地方公共団体間の相互応援と受援計画	座学	災害時の行政機関の間で行われる応援受援の仕組みと受援計画について学ぶ。
4	活動拠点・環境の確保	座学	応急活動を行うために必要となる活動拠点や通信サービス等の確保について学ぶ。
5	資源管理演習	演習	災害対策本部における資源（人的、物的、空間・サービス）の確保、管理における留意点などを演習形式で学ぶ。
6	災害廃棄物処理	座学	被災地における資源確保の例として、災害廃棄物の撤去・処理の進め方と留意点を事例に基づき学ぶ。

7	救援物資の調達	座学	救援物資の調達に関する実務と課題について学ぶ。
8	救援物資の輸配送	座学	救援物資の輸配送に関する実務と課題について学ぶ。
9	救援物資ロジスティック演習	演習	救援物資の調達から輸送・保管・配布における留意点などを演習形式で学ぶ。
10	全体討論	演習	防災力アップのため、災害時の物資物流と広域的な応援体制について学んだことを、受講者が担当する業務にどのように反映させるのかを考える。

(2) 身につける態度と技能

	単元	身につける態度と技能
1	応急活動・資源管理総論	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「調達だけ」「物流だけ」あるいは「市役所に運ぶまで」など、組織体制が縦割りにならうように、全体の最適化に努める。 被災地自体のみで取り組むのではなく、多様な官民の関係機関と効果的に連携できるように努める。
2	初動対応における国との連携	<p>【態度】</p> <p>政府と連携した災害対応に努めようとする。</p> <p>【技能】</p> <p>都道府県においては、内閣府情報先遣チームの受入れ、政府現地連絡調整室等の設置を庁舎において行うことができる。</p>
3	地方公共団体間の相互応援と受援計画	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との定期的な協議や合同訓練時に顔の見える関係をつくらうとする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・応援機関においては、被災自治体の負担にならないよう配慮する。 ・応援職員の生活環境等にも配慮する。
4	活動拠点・環境の確保	<p>【態度】 複数の業務・関係機関を勘案して、拠点の配分を全体最適化に努めようとする。</p> <p>【技能】 燃料調達を国等へ依頼する場合に、伝えるべき情報項目（油種等）を挙げることができる。</p>
5	資源管理演習	
6	災害廃棄物処理	<p>【態度】 災害廃棄物処理において、担当部署と防災部署が連携して、迅速な処理に努めようとする。</p>
7	救援物資の調達	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各避難所のニーズに合った品目と物資量を把握しようとする。 ・協定している企業は、通常業務を停止することなく、被災地へ物資を輸送できる物流量は限られているので、協定は複数の企業と行おうとする。 ・救援物資の品目が、被災者のニーズに合っているか常に心がけようとする。 ・協定企業と定期的に輸送手配の流れ、物資品目の標準化の確認をしようとする。 ・定期的に民間企業と協定の締結状況の確認を行うと共に、合同訓練を通じて、顔の見える関係を築こうとする。
8	救援物資の輸配送	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の種類や道路寸断を想定して、陸路以外の空路や海路の場合の運搬ルートを考えようとする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・大型トラックの出入りが可能で、フォークリフトの運用や物資の保管に耐えられる耐荷重性能の高い施設を選定しようとする。 ・定期的に災害訓練と協定の見直しを通じて、協定先の民間事業者・団体等と顔の見える関係を築こうとする。 <p>【技能】</p> <p>協定先の民間事業者や団体に救援物資の調達および輸配送要請する際に、物資の調達・輸送に必要な情報項目を不足なく伝えられる。</p>
9	救援物資ロジスティック演習	

(3) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
d-1	応急活動・資源管理総論	1 応急活動の流れと業務の概要	初動期の活動の概略	生命及び身体の安全を守るために最優先に、迅速かつ適切な救助・救援活動・医療活動・消防活動を、国の支援部隊とも連携して行う。またそれら資源の投入のため、交通規制や応急復旧等による道路の確保や、通信網などの応急復旧を行う。さらに、2次災害予防のため、必要に応じて住民の避難や二次災害防止対策などを行う。	【緊急消防援助隊】 【警察災害派遣隊】 【災害派遣】 【緊急輸送ルート】
			応急期の活動の概略	被災者の生活支援を行う(災害対応業務、重要な平常業務)とともに、そのために必要となる自治体の体制を、官民の関係機関と連携しながら構築する	業務継続計画 受援計画
		2 ロジスティクスの考え方	システムとしてのロジスティクスの考え方	需要に対して調達、供給、物流等の活動を同期させるマネジメントシステム。	【Logistics:ロジスティクス】
			ロジスティクスの構成要素	調達・生産、供給、物流、情報管理などを含む。	
			災害応急対策におけるロジスティクスの視点の重要性	被災地ニーズを的確に把握し、必要な資源(人的、物的)の調達から管理、被災者への提供までを一貫したシステムとして捉え、全体最適化を図ることが重要である。	
		3 応急活動と求められる資源管理	必要となる拠点・設備等の確保	人命救助活動などのために、道路・活動拠点などの交通ネットワークを確保し、関係機関(各実働省庁の部隊、物流関係者等)が、活動に必要な情報を共有しながら連携して効果的な活動を行うことが必要である。	
			必要となる人的資源等の確保	被災した地方行政機関において、被災者の生活支援体制を構築するために、必要となる人的資源を外部機関と連携して確保する。	
			必要となる物的資源等の確保	救援物資の活動では、有用な資源(商品、物流拠点・機材、ノウハウ等)を有する民間事業者・団体との連携して、ロジスティクス体制を構築することが必須である。	
			ロジスティクス構築・運営において被災地方公共団体に求められる役割	被災地における多様な行政、民間事業者・団体との連携体制の構築、被災地情報の収集・共有の円滑化、現地のなどに向けた取り組みを、地方行政機関が率先して取り組むことが求められる。	
		d-2	初動対応における国との連携	1 政府の初動対応	現地対策本部設置等の流れ
現地対策本部の構成	現地対策本部は、本部長以下44名(標準的な要員数)で、総括部門、情報部門などのほか、事案対処部門として各応急活動分野ごとの担当班で構成される				
2 具体的な応急対策活動に関する計画	首都圏直下地震に対する具体的な応急対策活動に関する計画			首都圏直下地震の発生時に、防災関係機関が直ちに活動を開始して、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施できるよう、「救助救急分野」、「医療分野」、「物資供給分野」、「燃料供給」の分野、また、活動の基礎になるような緊急輸送ルート、防災拠点などについて、具体的な計画が定められている。	
	南海トラフ地震に対する具体的な応急対策活動に関する計画			南海トラフ地震の発生時に、防災関係機関が直ちに活動を開始して、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施できるよう、「救助救急分野」、「医療分野」、「物資供給分野」、「燃料供給」の分野、また、活動の基礎になるような緊急輸送ルート、防災拠点などについて、具体的な計画が定められている。	

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
d-2	初動対応における国との連携	3	政府と被自治体との連携	自治体の受援体制	大規模災害発生時には、被災都道府県において、現地対策本部の円滑な設置、的確な情報共有体制の構築、連携した活動などが求められる	
d-3	地方公共団体間の相互応援と受援体制	1	応急活動の実施にあたっての行政職員の確保の重要性	災害発生時の業務量	災害対策基本法第62条で規定されているように、発災時に最前線において、多種多様な応急措置対応が求められる市町村においてBCPの事前策定が必要となる。	【業務継続計画(BCP)】 【業務継続マネジメント(BCM)】
				応援業務の種類と内容	被災自治体では災害発生後、急激に増加する「応急業務」と、「継続すべき通常業務」を優先的に実施することが求められる。これら業務を実施できるよう、応援を受けることが重要である。	
		2	行政機関の間で行われる応援受援の仕組み	応援職員等の要請・受入の方法	応援職員の要請については、市町村長が応援協定等に基づき、協定市町村に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。	
				全国知事会等による広域応援・調整	被災県が、広域応援を要請する場合は、全国知事会、または自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載文書を提出する。ただし、いとまのない場合は、電話または、ファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行うことが全国知事会で定められている。	
		3	行政機関の応援受援を円滑に行うための留意点	平時からの取組(受援体制の整備等)の内容	受援計画を策定するとともに、関係機関で定期的な協議、合同訓練の実施等、連携を強化し、平時から協定先と「顔の見える関係」を構築・継続することが重要である。	受援計画
				自治体間の応援受援(人的)を円滑に行うための留意点(自己完結型等)	応援団体においては、応援目的に即した情報収集等、被災地側の職員の負担の少ないように留意する必要がある。	【カウンターパート方式】 【対口支援】
自治体間の応援受援(人的)を円滑に行うための留意点(職場環境の整備等)	応援職員への窓口・担当者を設置するとともに、生活環境やメンタル面への配慮も重要である。			受援本部 受援担当者		
d-4	活動拠点・環境の確保	1	災害発生時において、応急活動を行うために求められる空間確保(道路網、活動拠点等)	緊急輸送道路ネットワーク計画の策定	緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、通行を確保すべき道路を定め、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、通行可否情報の共有、必要に応じた啓発活動・応急復旧を都道府県警察による交通規制(緊急交通路の指定等)のオペレーションを一体的かつ効率的に実施できるように策定する。	【緊急輸送ルート】
				応急活動を行う活動拠点の確保	救助活動拠点は、各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきである。進出拠点は、広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するものである。 広域物資輸送拠点は、国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置する	【広域進出拠点】 【進出拠点】 【救助活動拠点】
		2	災害発生時において、応急活動を行うために求められるサービスの確保(通信等)	通信サービス等の確保	重要施設においては、災害時に通信サービスが維持されるように平常時からの備えが重要。例えば、固定電話や電波改善用の携帯用構内アンテナなど、災害時においても断線しない給電の配慮が必要である。	
				燃料の確保	重要拠点の運営、関係機関の活動には燃料の確保が必要となる	
					庁舎が被害を受けた際の代替庁舎や、応援機関の職員の活動の実施や調整協議に必要となる場所を確保する必要がある	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
d-6	災害廃棄物処理	1	災害廃棄物処理の概要	災害廃棄物処理の大まかな流れは①被災現場(近隣仮置場)での解体・撤去と一時的な集積、②一次仮置場での分別・保管・粗選別、③二次仮置場での粉碎・選別、④処理・処分先での最終処分・再資源化となる。	【一次仮置場】 【二次仮置場】 【3R:リサイクル・リユース・リソース】
			環境省の災害廃棄物処理スキームの概要	環境省では「災害廃棄物対策指針」を平成26年に、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を平成27年に策定している。	【災害廃棄物対策指針】 【大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針】
		2	大規模災害に備えた災害廃棄物処理システム構築	地域の災害廃棄物対策を強化すべく、地域ブロック協議会または連絡会を全国8か所に設置している。また、災害廃棄物処理支援ネットワークがH27年に発足している。	【地域ブロック協議会】 【災害廃棄物処理支援ネットワーク】
			災害廃棄物処理における受援体制	災害廃棄物処理対策において、被災自治体の担当部署及び防災部署において〇〇の対応、事前準備が重要である。	
d-7	救援物資の調達	1	被災行政機関と民間企業・広域行政等の連携した物資提供および調達業務の流れ	被災自治体からは、協定先企業などへ、必要とする物資の数量等とともに、用途なども伝え、ニーズに沿った品目が調達できるように留意する。	
			民間企業・広域行政等における要請受け入れから提供の業務の流れ	要請に対して物資を提供する民間企業・広域行政等では、被災地における物流等の負荷を軽減するように、物資を輸送することが望まれる。	
		2	災害種別や時間推移等によるニーズの違い	特に食料については少品種の多数から多品種の少数に勤め、避難所では避難者が主体となって運営した方が、時間推移のニーズの違いに対応しやすい。	
			民間との連携における留意点(窓口の一本化、小口物資の扱い等)	情報錯そうを避けるため、相互の連絡窓口を明確化し、情報交換様式・物資品目などを標準化することが望まれる。	
			事前の備蓄の重要性	発災後の物資調達のみならず、物資輸送ルート寸断も想定し、物資を家庭や地域、行政などで平時から備蓄しておくことも重要である。	
		3	救援物資を民間企業・団体から円滑に調達するための備え	協定の締結状況、必要性、内容	災害時に民間事業者・団体等からの協力を円滑に得られるよう、手順や支援内容、費用負担等を想定した応援協定するとともに、訓練等を通じて顔の見える関係を築くことが重要である。
d-8	救援物資の輸配送	1	被災行政機関と民間企業・広域行政等の連携した輸配送業務の流れ	被災自治体は、協定先民間事業者・団体へ、輸配送を要請する物資の品目・数量等を明記し、輸配送を行うために必要となる発着地や荷姿の情報も明確に伝達する。	
			民間企業・団体による輸配送への対応、業務の流れ	物流事業者・団体では、協定の締結に基づき、輸送に必要な物資の重量・容量から適切な車種台数を手配する。	
			輸配送モード(陸路・海路・空路)の概要	物資輸送の大半は陸路のトラック輸送で行われる。陸路に支障のある場合、孤立集落などへの輸送に空路は有効であるが、積載能力は低い。いっぽう、海路は重量の重い物資の運搬には有用である。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
d-8	救援物資の輸配送	2	救援物資の輸配送を民間企業・団体と連携して行う際の留意点	物資種別と時間推移等による輸配送の形態の違い	発災直後には備蓄物資の提供が行われ、被災地での商流が滞っている場合には被災地外からのプッシュ型支援が行われる。時間経過とともに、協定先企業からのプル型支援が主流となる。	【プッシュ型支援】 国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。 【プル型支援】 被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを把握し、支援物資を輸送すること。
			適切な物資拠点の確保(求められるスペック、事前の候補先の選定、輸配送の体制)	物流拠点を効率的に運用するためには、フォークリフトなどを利用できる耐荷重性能の高い施設が望ましく、事前より候補となる施設を選定しておくことが有効である。	【床荷重】 【荷姿】	
		3	救援物資の輸配送を円滑に行うための事前の備え	協定の締結状況、必要性、内容	災害時に民間事業者・団体等からの協力を円滑に得られるよう、手順や支援内容、費用負担等を想定した応援協定するとともに、訓練等を通じて顔の見える関係を築くことが重要である。	

第5節 被災者支援

第1款 目的

被災者支援を実施するために必要となる知識を学ぶ。多様な関係者が参画した、さまざまな被災者支援を実施しようとする態度を養う。

第2款 主な対象者

避難所運営や被災者対応を担当する職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	被災者支援総論	座学	被災者支援の実態と被災者支援の全体像を学ぶ。
2	災害救助法と生活再建支援法	座学	被災者支援における災害救助法と生活再建支援法の位置づけや手続き、適用事例を学ぶ。
3	避難所のライフサイクル	座学	避難所のライフサイクルを学ぶ。
4	避難所運営の実際	座学	事例を基に避難所運営の実際を学ぶ。
5	避難所のライフサイクル(演習)	演習	避難所のライフサイクルを演習形式で学ぶ。
6	医療による被災者支援	座学	医療による被災者支援を学ぶ。
7	避難生活の支援	座学	災害時要配慮者を始めとする避難生活への支援対策を学ぶ。

8	多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題	座学	各種専門職能の連携による被災者支援と被災者支援の個別課題を学ぶ。
9	生活再建支援業務	座学	生活再建支援業務を学ぶ。
10	被災者支援のタイムライン策定（演習）／全体討論	演習	被災者支援のタイムラインを策定する。

(2) 身につける態度と技能

	単元	身につける態度と技能
1	被災者支援総論	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者を狭い範囲でとらえず、市民全体と認識しようとする。 ・被災者がどのような移動を経るかを理解しようとする。 ・対応者を含む被災者が、災害が起こるとどのような過程を経るかを理解し、その理解の上に立った対応をしようとする。 ・被災者支援の全体像を理解しようとする。 ・生活再建支援の必要性を知ろうとする。 ・被災者台帳構築の必要性を知ろうとする。 ・多様な主体を知り、それらを「呼び込む」ことが行政の役割であることを知ろうとする。 ・被災者の多様性を知ろうとする。 ・要配慮者の持つ脆弱性を知ろうとする。 ・福祉避難所の概念を知ろうとする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建支援業務の実現が避難生活解消につながることを知ろうとする。 ・建物調査の概要を知ろうとする。 ・建物調査データ化の重要性を知ろうとする。 ・罹災証明書の行政的な位置づけを知ろうとする。 ・被災者支援業務管理を台帳を用いて行うことを知ろうとする。
2	災害救助法と生活再建支援法	<p>【技能】</p> <p>自治体職員に災害救助法と生活再建支援法について教えることができる。</p>
3	避難所のライフサイクル	<p>【技能】</p> <p>避難所に関する平時の運営体制確立、発災後の運営、解消の業務にいち早く取り組むことができる。</p>
4	避難所運営の実際	
5	避難所のライフサイクル（演習）	
6	医療による被災者支援	
7	避難生活の支援	<p>【態度】</p> <p>高齢者、障害者、女性、子供、外国人等の様々な用支援者に対して、適切な支援策を講じようとする。</p>
8	多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題	
9	生活再建支援業務	

10	被災者支援のタイムライン策定 (演習) / 全体討論	
----	-------------------------------	--

(3) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
e-1	被災者支援総論	1 被災者の状況	「被災者」の概念を知る	被災者には、生命が被災した者、財産が被災した者、災害によって生活支障が出た者、災害によって恐怖心が出た者の4種類が考えられる。	【被災者】
			被災者の移動を学ぶ	被災者は避難所に避難し、次に仮設住宅に移るだけでなく、テントや車中、避難所、血縁者宅、自宅、賃貸住宅、応急仮設住宅等に移動する。	【被災者の移動】
			災害過程における人間行動	災害過程を人間行動から見ると、1. 災害発生、2. 質検討、3. 被災地社会の成立、4. 災害ユートピア(ブルーシートの世界)、5. 現実への帰還、6. 生活復興へ、という過程である。	【災害過程】
		2 被災者の全体像の状況	被災者支援の全体像を知る	被災者支援業務は、1. 避難行動を支援する、2. 孤立状態解消を支援する、3. 避難生活を支援する、4. 帰宅困難に対応する、5. 広域避難に対応する、6. 仮住まい生活を支援する、という流れである。	【被災者支援】
			被災者支援において果たすべき機能は、1. 受け入れ／開始に対応する、2. 衣食住に対応する、3. 特殊事情に対応する、4. 医療・保健・福祉活動に対応する、5. 社会活動(職趣)に対応する、6. 解消に対応する、である。	【被災者支援】	
			復旧・復興期の被災者の生活再建支援業務	生活再建支援業務は「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」を目的として実施される業務である。	【生活支援業務】
		3 多様な主体による多様な支援の実態	多様な主体による支援の実態を知る	「被災者台帳」は災害対策基本法に位置づけられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務に活用される。	【被災者台帳】
				被災地域における被災者の多様なニーズに対しては、自衛隊、警察、消防、消防団、民生・児童委員、ボランティア等、専門性を持った多様な主体が連携して支援する。	【多様な主体】
			特別なニーズを持った人の支援を学ぶ	避難行動要配慮者名簿を活用した避難支援・安否確認、福祉避難所の開設、避難所の要配慮者スペースの確保、食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮、衛生・巡回診療・保健、コミュニケーションへの配慮等、要配慮者の特性に応じた支援を実施する。	【多様な被災者の特性】
				高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」とし、市町村長は必要な対策を講じることが必要である。	【要配慮者】
				福祉避難所とは「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること」と災害対策基本法で定められている。	【福祉避難所】
e-1	被災者支援総論	4 生活再建支援業務	生活再建支援業務の全体像	災害時の被災者に対する生活再建支援は、1. 応急危険度判定、2. 建物被害認定調査・外観目視、3. 建物被害認定調査・内観目視、4. 建物被害認定調査結果のデータベース構築、5. 罹災証明書発行、6. 被災者個人／世帯／地域の特定、という流れである。	【生活再建支援業務】
			建物被害認定調査の実施	被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度(全壊、半壊等)」を認定することを指し、市町村により実施される。この認定結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」が発行される。	【建物被害認定調査】
			建物被害認定調査結果のデータ化	被害認定結果のデータ化業務は、その後の支援展開に欠かせない作業である。	【調査結果のデータ化】
			罹災証明書の発行	罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されており、市町村長は、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが災害対策基本法で義務付けられている。	【罹災証明書】

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
e-1	被災者支援総論	4	生活再建支援業務	生活再建支援業務の管理	関係部署の情報共有による重複の排除、援護の漏れや二重支給等の防止、迅速な対応、被災者の負担軽減と的確な援護実施のため、被災者台帳の整備が必要である。	【生活再建支援業務】
				生活再建支援業務のマネジメント	被災者台帳をもとに「支援すべき対象」の全体を同定し、それぞれの生活再建支援過程を把握することで、いま必要なニーズを把握する。把握した内容を基にしえんのための「計画」を策定し、実施・評価・見直しの実施が可能になる。これらの過程を可視化することで、市町村ごと、県での認識を共有することが出来、一体的な支援が実現する。	生活再建支援業務のマネジメント
e-2	災害救助法と生活再建支援	1	災害救助法の概要	誕生のきっかけ	災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は①基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと、②支給基準が地域ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、昭和22年に「災害救助法」が制定されたのである。	【罹災救助基金法】 【災害救助法】
				災害救助法の法的位置づけ	我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。	【災害対策基本法】
				救助法における各制度	災害救助法の適用により、救助の実施主体は市町村(基礎自治体)から都道府県に移り、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任することが可能である。市町村に費用負担はなく、都道府県の費用負担はかかった費用の最大100分の50(残りは国が負担)である。救助の種類は、1. 避難所の設置、2. 応急仮設住宅の供与、3. 炊き出しその他による食品の供与、4. 飲料水の供給、5. 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与、6. 医療・助産、7. 被災者の救出、8. 住宅の応急修理、9. 学用品の給与、10. 埋葬、11. 死体の捜索、処理、12. 障害物の除去、である。	
e-2	災害救助法と生活再建支援	2	災害救助法の各制度	各制度の対象となる災害	制度の対象となるのは、1. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村、2. 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、3. 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県、4. 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、5. 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)、1か2の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2つ以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)、である。	
				各制度の対象となる都道府県・市町村	この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行うものである。	
				各制度の適用基準	「災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～3号)」または「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)」に適用される。	
				各制度の法適用状況	災害救助法の適用は、平成26年には10件(うち2件が1号適用、8件が4号適用)、平成27年には6件(すべて4号適用)である。	
				各制度の法適用の判断	法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、迅速な法適用判断が可能なら4号基準による適用を積極的に進めるべきである。法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要である。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
e-2	災害救助法と生活再建支援	3	災害救助法の適用事例を学ぶ	地震災害における適用事例 地震災害における適用事例として、近年では平成28年度の熊本地震災害等がある。	
			水害における適用事例 水害における適用事例として、近年では平成27年度の関東・東北豪雨災害等がある。		
		4	生活再建支援法の概要	誕生のきっかけ 被災者生活再建支援法とは、阪神淡路大震災で自助・共助の限界が認識され、被災者に対する必要最小限の公助の必要性から、制定されたものである。	【生活再建支援法】
			生活再建支援法の法的位置づけ 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「被災者生活再建支援法」は、復旧・復興期における被災者への救済援助措置に対応する法律である。		
e-2	災害救助法と生活再建支援	5	生活再建支援法の各制度	各制度の対象となる災害 市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した災害、都道府県で100世帯以上の全壊が発生した災害等が、制度の対象である。	
			各制度の対象となる都道府県・市町村 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村、100世帯以上の全壊が発生した都道府県等が、制度の対象である。		
			各制度の適用基準 対象となる都道府県・市町村において、①住宅が「全壊」した世帯、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯が、制度の対象である。	【全壊】 【半壊】	
			各制度の法適用状況 平成26年度には480世帯に776,125,000円、平成27年度には1,644世帯に2,112,625,000円が支給されている。		
			各制度の法適用の判断 都道府県が法適用を決定し、国、支援法人、市町村に適用報告を行い、公示する。		
		6	生活再建支援金の事務手続き	生活再建支援金の手続きの流れ 被災から支援措置の活用までの手続きの流れ 支援金支給までの手続きは、①支援法適用(都道府県)、②都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示(都道府県)、③罹災証明書の交付(市区町村)、④支援金支給申請(被災世帯)、⑤市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付、⑥被災世帯に支援金の支給(支援法人)、⑦支援法人から国に補助金申請、⑧国から支援法人に補助金交付、という流れである。	【生活再建支援金】
e-3	避難所のライフサイクル	1	運営体制の確立(平時)	避難所運営体制の確立 避難所運営体制の確立には、平時より部局横断の取り組みが肝要である。対策項目は、1. 災害対策本部・避難所支援班の確保、2. 各避難所で避難所運営委員会の設置、3. 災害対策本部と避難所の連絡体制の確立、各避難所は県職員の基本業務の確立、である。	【避難所】 【災害対策本部】
			避難所の指定 被害想定に基づき、災害種別ごと安全な避難所を指定することが必要である。対策項目は、1. 災害想定を考慮しての避難所の確保、2. 福祉避難所/スペースの確保、3. 機能別避難所の検討、4. 指定避難所以外の避難所の対策実施、5. 避難所として確保すべき備蓄の実施、である。	【被害想定】 【福祉避難所】 【機能別避難所】	
		1	運営体制の確立(平時)	初動の具体的な事前想定 避難所業務には事前の備えが絶対的に不可欠である。対策項目は、1. 避難所における二次災害の可能性の確認、2. 必要な書式等の作成、3. 避難所運営マニュアルの作成、4. 避難所運営マニュアルを用いた訓練の実施、5. 発災直後にプッシュ型で避難所に物資を届ける体制づくり、6. 災害用トイレの確保・管理計画の作成、7. 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段の確保、である。	【二次被害】 【避難所運営マニュアル】 【プッシュ型】 【災害用トイレ】 【携帯トイレ】
			受援体制の確立 地域と多様な主体が連携する避難所運営を想定する必要がある。対策項目は、1. 人的資源の受援体制の確立、2. 必要な組織との協定の検討、3. ボランティア受け入れ態勢の確立、4. 医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制の検討、である。	【災害ボランティア】	
			帰宅困難者・在宅避難者対策 避難者は避難所の外にも存在する。対策項目は、1. 人的資源の受援体制の確立、2. 必要な組織との協定の検討、3. ボランティア受け入れ体制の確立、4. 医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制の検討、である。		

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
e-3	避難所のライフサイクル	2 避難所の運営(発災後)の基幹業務	避難所の運営サイクルを確立	実働訓練で避難所の運営を経験しておくことが有効である。対策項目は、1. 災害対策本部・避難所支援班において避難所の運営管理の実施、2. 避難所の被害状況確認の実施、3. 避難所運営会議の実施、4. 避難所の運営ルールの確立、5. 避難所運営の実施手順の確立、である。		
			情報の取得、管理、共有	避難者への情報提供に努める。対策項目は、1. 情報取得手段の確保、2. 外部向けの広報活動の実施、3. 内部向けの情報共有の実施、4. 内部向けの情報共有手段の確保、5. 外部向けの広報手段の確保、である。		
			食料・物資管理	プッシュ型から要請型へ、物資の確保は重要業務である。対策項目は、1. 物資の受け入れ体制の整備、2. 食料等の確保の実施、である。	【プッシュ型】 【要請型】	
		3 避難所の運営(発災後)のよりよい環境	寝床の改善	継続的な避難所には、簡易ベッドの確保を目指すべきである。	【簡易ベッド】	
			衣類	自立して衣類を確保できる環境を目指すべきである。		
			入浴	入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があり、入浴対策の検討が必要である。		
		4 ニーズへの対応(1)要配慮	配慮が必要な方への対応	脆弱性の高い人々への配慮を欠かさない。対策項目は、1. 配慮が必要な方への対応の検討、2. 避難者の滞在可能性の検討の実施、3. ボランティアニーズの把握の実施、である。	【要配慮者】	
			女性・子供への配慮	女性や子供の視点から避難所を考えることが必要である。対策項目は、1. 女性における衛生面・保安面の配慮の実施、2. 女性の活躍環境の確保、である。		
		5 ニーズへの対応(2)安全安心	防犯対策	災害後の治安悪化の傾向の把握に努め、避難所・地域の防災対策を実施することが必要である。		
			安全安心:ペットへの対応	ペット同伴避難のルール作りを検討することが必要である。		
		6 避難所の解消	避難所の解消に向けて	被災者の仮住まいへの移行を推進する。対策項目は、1. 避難所生活が長期化した場合の対応の実施、2. 避難所の解消に向けた話し合いの実施、である。		
		e-4	避難所運営の実際	1 避難所のライフサイクルの事例	避難所のライフサイクル	避難所のライフサイクルは、1. 運営体制の確立(平時)、2. 避難所の運営(発災後)の基幹業務、3. 避難所の運営(発災後)のよりよい環境、4. ニーズへの対応(1)要配慮、5. ニーズへの対応(2)安全安心、6. 避難所の解消、である。
災害時要配慮者のための避難生活支援の事例	災害時要配慮者のための避難生活支援				要配慮者のための避難生活支援の事例を紹介する。	【要配慮者】
多様な主体による被災者支援の事例	多様な主体による被災者支援				自衛隊、警察、消防・消防団等による支援、民生委員等の地域からの支援の事例を紹介する。	【自衛隊】 【警察】 【消防】 【消防団】 【民生委員】
被災者支援の個別課題の事例	被災者支援の個別課題				被災者支援の個別課題の事例を紹介する。	
e-5	避難所のライフサイクル(演習)					
e-6	医療による被災者支援	1 医療による被災者支援の必要性	医療対策の仕組み	阪神淡路大震災を契機に、広域災害医療情報システムEMISによる情報管理、災害拠点病院の指定、DMATの活動、ヘリ搬送・広域医療搬送という災害医療対策が構築されている。	【EMIS】 【災害拠点病院】 【DMAT】 【ドクターヘリ】 【広域医療搬送】	
			医療支援の必要性	災害時においては、迅速な救命医療の提供、その後避難所等における診療活動、被災しても医療提供を引き続き維持し被災地での医療の提供、NBCテロ等特殊な災害における医療の提供という医療支援が必要である。		
			過去の災害における医療支援の課題	阪神淡路大震災における課題は、現場の情報途絶、被災地域内で標準レベルの医療の実施、発災直後に被災地へ医療者が赴いての医療活動、航空機による患者搬送の早期実施である。		

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
e-6	医療による被災者支援	2	DMATによる被災者支援	DMAT誕生の背景	DMATとは、阪神淡路大震災で、発災直後に被災地へ医療者が赴いて医療を実施できなかったことから、誕生したものである。	
				DMAT活動要領	DMATの活動要領は、①震度6弱の地震または死者数2～50人または傷病者数20人以上が見込まれる場合は管内DMAT、②震度6強の地震または死者数50～100人が見込まれる場合は管内DMATに加え隣接都道府県及び被災地が属するブロック都道府県DMAT、③震度7の地震または死者数100人以上が見込まれる場合は管内DMAT、隣接都道府県及び被災地所属ブロック都道府県DMATに加え、被災地ブロックに隣接するブロックDMAT、④東海地震、南海・東南海地震、首都直下地震の場合は管内DMATと全国DMATである。	
				DMATによる被災者支援の活動内容	DMATの基本的活動内容は、1. 災害現場へ出動しての患者の救命、2. 関係機関との調整、3. 被災地の病院支援、4. 広域医療搬送、である。	
				ドクターヘリの活用	東日本大震災ではドクターヘリが計16機出動し、140名以上の患者搬送を実施し、熊本地震では70～75人の患者搬送を行っている。	
				活動の実際(事例)	東日本大震災では385チーム、熊本地震では466チームのDMATが活動した。	
		3	医療チームの活動	医療チームの体制	災害発生後、救護所、避難所に医師・看護師等により編成された医療救護班等の医療チームを派遣することとなっている。	
		救護所における活動	救護所は急性期には主として被災者の傷害の程度に基づく治療の選択(トリアージ)や搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行うものである。避難生活が長期化してくると、慢性疾患治療や被災者の健康管理を中心とした医療救護活動を行うとともに、復旧する医療機関への引継ぎを行うこととなっている。			
		避難所における活動(巡回)	医療救護班は救護所に常駐するとともに、避難所を巡回しての医療を行うものである。			
e-6	医療による被災者支援	4	医療支援のサイクル	急性期からの移行の課題	急性期はDMATが活動し、亜急性期・慢性期になると日赤医療救護班や医療救護班(JMAT)が活動を行い、その調整は統括DMATから災害医療コーディネーターに移ってゆくものである。フェーズが進むと診療専門領域が必要となり、DVT対策チーム、熱中症対策、心のケアチーム、DPAT、DHEAT等の専門チームの活動が必要である。	【JMAT】 【災害医療コーディネーター】 【DPAT】 【DHEAT】 【心のケア】
				心のケア対策	心のケアのための要員は、災害によるストレスを受けた被災者に対して、傾聴などを通じてストレスの軽減を図るとともに、継続したケアが必要と判断される場合には、地域の保健士などと連携して専門医等につないでいくことも必要である。	
e-7	災害時要配慮者のための避難生活支援	1	福祉避難所の確保	対象者の把握	市町村は、福祉避難所の指定、整備数を検討するため、対象となる者の概数を把握することとなっている。	【要配慮者】
				福祉避難所の指定	市町村は、①支援者(専門職)の確保を可能とする施設、②要配慮者の処遇に支障をきたさない、③物資、機材の確保が図られる、の観点から福祉避難所として利用可能な施設を洗い出し、指定を行うこととなっている。	【福祉避難所】
				福祉避難所の整備	福祉避難所として指定する施設との間で協定の締結、広域対応の想定と協力関係の構築が必要である。	
				資機材の整備	福祉避難所の物資、器材の確保が必要であり、調達先リストの作成と協定の締結が必要である。	
				支援体制の確立	市町村は要配慮者の避難生活を支援するため専門的人材の確保について要請先リストを整備するとともに、関係団体、事業所と協定を締結する等、人的支援を得られるよう連携を図ることとなっている。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
e-7	災害時要配慮者のための避難生活支援	2	多様な避難先での支援を学ぶ	在宅避難者に必要な支援 在宅での生活継続が困難となった要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイへの対応が必要である。	【緊急入所】 【緊急ショートステイ】
			医療・保健・福祉施設における避難生活	福祉施設は物資、器材、人材が整っており、既入所者の処遇に支障をきたさないよう、他からの支援者の派遣を要請することになっている。	
			旅館・ホテルにおける避難生活	宿泊施設は、宿泊機能は確保されているが、必ずしもバリアフリーにはなっておらず、人材の確保、派遣対策が必要である。	【バリアフリー】
		3	要配慮者対応体制の確立	医療・保健・福祉分野による支援 災害時、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名したり、担当課・係を定める等の体制整備を図ることとなっている。	
			防災分野との連携	防災分野との連携 災害時の要配慮者支援においては、平時からの保険・医療・福祉関係部局・機関及び防災関係部局・機関の連携が重要である。	
			ボランティアとの連携	ボランティアとの連携 福祉専門職ボランティアと連携し、活動支援することが行政には求められている。	【福祉ボランティア】
e-8	多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題	1	多様な主体による支援を学ぶ	自衛隊による被災者支援の概要 自衛隊は人命救助、捜索活動と並行して、給水支援、入浴支援、炊き出し等の生活支援を行っている。	
			警察による被災者支援の概要 災害警備活動として、救助活動、被災者の避難誘導、交通規制・交通整理の他、各種相談活動や、犯罪予防・取り締まり活動として避難所パトロールや避難所での防犯指導等を行っている。		
			消防署・消防団による被災者支援の概要 消防機関は火災への消火活動、人命救助及び救急搬送の他、転院が必要になった入院患者の搬送や避難所内で発生した傷病者等の救急搬送等を実施するものである。		
			民生・児童委員による被災者支援の概要 民生・児童委員は要援護者支援活動として、発災時には要援護者の安否確認等、避難所設置期には避難生活を続ける要援護者支援等、仮設住宅移行期には仮設住宅で生活を行う要援護者の安否確認や孤立防止、発災前コミュニティ維持のための活動に取り組むものである。		
		2	避難場所での孤立	孤立解消 障害者やその支援者等が情報不足や周囲への気遣い等により避難場所で孤立してしまうことがある。要配慮者の早期把握と、福祉避難所への避難等の対応により、孤立を解消する対応が必要である。	
		3	遺体処理	遺体処理の実態 遺体処理は、1. 行方不明者の捜索、2. 現場から安置場までの搬送、3. 遺体安置、4. 検視及び身元確認、(仮埋葬、遺体の引き渡し、改葬)、5. 火葬場までの搬送、6. 火葬、7. 埋葬、という流れである。関係機関との連携強化、資機材の確保、遺体処理のトラウマ対策、遺体処理の組織マネジメントが課題である。	【遺体処理】 【検視】 【身元確認】 【災害関連死】
		4	帰宅困難者	通勤・通学者や観光客への対応 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅抑制の推進、安否確認と情報提供のための体制整備、一時滞在施設の確保、代替輸送手段の確保等による帰宅支援等の対応が必要である。	【帰宅困難者】 【一時滞在施設】 【代替輸送手段】
		5	広域避難者	行政界を越えた避難者への対応 被災地の避難所不足、ライフライン不全、医療福祉等を背景に、広域避難が行われることとなる。広域避難の形態としては集団避難と自主避難がある。広域避難者の個人情報収集と、広域避難者への情報提供、被災自治体との情報共有が課題である。	【広域避難】 【自主避難】 【集団避難】
				望まれる広域避難者支援の仕組みとして、①全国どこにいても所在が確認できる、②避難者と出身自治体を情報で結びつけることが可能、③生活再建支援等の行政手続きがどこにいても可能となる、④支援の履歴や進行状況の把握が可能、⑤全体像を把握でき必要な施策の検討が可能であることが挙げられる。	【広域避難者支援】
		e-9	生活再建支援業務	1	生活再建支援業務の意味と位置づけ 阪神淡路大震災の復興において、社会基盤の復旧のための経済の活性化・中小企業対策・住宅再建・都市計画のためには、被災者の生活再建が必要になることが課題として取り上げられた。「攻めの行政」による「取り残しのない」被災者生活再建支援が必要である。
「主たる居宅」の位置づけ 生活再建支援においては、被災者の「主たる居宅」の被災程度に応じて、支援内容が決定される。					
生活再建支援業務の種類 生活再建支援業務は、応急危険度判定、建物被害認定調査(外観目視)、建物被害認定調査(内観目視)、建物被害認定調査結果のデータベース構築、罹災証明書発行、被災者(支援対象者)個人・世帯・地域の特典、支援金の提供、住宅サービスの提供、である。	【応急危険度判定】 【建物被害認定調査】 【罹災証明書】				

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語		
e-9	生活再建支援業務	2	建物被害認定調査	建物被害認定調査の判定方法の概略	調査の実施プロセスは、1. 立ち上げ(手法採用の意思決定、計画方針の決定)、2. 計画(調査員の見積もり、人的・物的資源の確保、調査実施環境の整備、地区割りの実施、調査班体制の整備、調査員の福利厚生管理)、3. 実施(不在連絡への対応、調査に係る研修実施、調査の実施)、4. 評価・見直し(入力情報の精査、調査の進捗管理、報告とりまとめ、調査の振り返り)、5. 撤収(調査の終了)である。	【建物被害認定調査】		
				応急危険度判定との違い	応急危険度判定は二次被害の防止のために行うものであり、建物被害認定調査は生活再建支援のための建物被害の確定のために行うものである。			
				調査結果のデータ入力・管理	短時間に大量の情報処理が発生し、そのほとんどが現場で作成される調査票(紙資料)であり、調査結果をGISに登録し、データベースを構築することが必要である。			
		3	罹災証明書の発行	罹災証明書の意味と位置づけ	罹災証明書とは、地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明するものであり、各種被災者支援策の判断材料として活用されている。	【罹災証明書】		
				罹災証明書の項目	罹災証明書における家屋の損傷等に関する証明項目は、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊、流出・床下浸水・床上浸水、その他、である。			
				罹災証明書の発行の課題	罹災証明書発行の業務は、1. 発行計画、2. 発行会場の選定、3. 発行会場レイアウト、4. 研修会・ミーティングの実施、5. 発行支援、の総合的な実施である。			
		4	被災者台帳の構築	被災者台帳の意味と位置づけ	「被災者台帳」は災害対策基本法に位置づけられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務への活用が可能である。	【被災者台帳】		
				台帳による被災者支援進捗管理	被災者台帳によって個々の被災者について、支援の進捗管理を行うこととなっている。			
		e-10	被災者支援のタイムライン策定(演習)/全体討論	1	被災者支援のタイムライン策定	導入:作業手順の確認		
						タイムライン策定作業		
策定したタイムラインの共有								
講評(専門家からの他己評価を得て再認識する)								
2	「被災者支援」理解の確認			確認への導入				
				コースでの学びの言語化				
				全体共有(全体でふりかえり、体験を共有する)				
講評(専門家からの他己評価を得て再認識する)								

第6節 復旧・復興

第1款 目的

被災地の復旧復興を実施するために必要となる知識を学ぶ。多様な被災者のニーズに複線的に対応し、総合的な地域の復興を、多様な連携で進めようとする態度を養う。

第2款 主な対象者

被災者の生活復興、社会復興、産業復興、基盤復興のあり方を通して、被災自治体がとりくむ仮住まいの確保、廃棄物処理から生活再建、地域の再生まで、復旧・復興政策を担当する職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	復旧・復興総論	座学	災害からの復旧・復興の概念、行政・被災者等の取り組みから生活、産業、社会、市街地の復興プロセスとその全体像を理解する。
2	公共基盤の復旧 (基盤復興Ⅰ)	座学	被災地・被災者の生活再建・復興の基盤となる、道路・公園・都市基盤施設・農業施設など被災した公共基盤の復旧・再建の理念とその対応業務の進め方について、事例を踏まえて学ぶ。
3 4	仮設住宅 (生活復興Ⅰ) (2単元)	座学	仮設住宅供給の意義と課題、借り上げ応急仮設住宅(見なし仮設)及び仮設住宅の建設についての県と市町村の役割分担、建設用地の選定や確保、入居と管理運営、撤去などの課題を事例に基づき学ぶ。

5	コミュニティ再生 (社会復興)	座学	被災地復興における社会復興の重要性について、被災地における地域コミュニティの役割と意義、地域社会の再生・復旧・活性化の取り組み方、復興基金の意義について、事例に基づき学ぶ。
6	市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ)	座学	土地区画整理事業など被災市街地の基盤整備によって安全で快適な市街地復興を実現する復興まちづくりの意義と基礎知識、計画の策定・推進にあたっての課題を、事例に基づき学ぶ。
7	住まいの再建 (生活復興Ⅱ)	座学	被災者の生活復興の基盤となる住まいの再建について、多様な仮住まいの確保、住宅の修理・個別再建・共同再建の支援、被災マンション再建の課題と支援、災害公営住宅の供給など、住宅復興とその課題について、体系的に学ぶ。
8	地域産業の復興と雇用確保 (産業復興)	座学	地域社会の活力を維持し、被災者の雇用確保を目指す視点から、被災地における産業復興の取り組みおよびその支援方策について、事例に基づいて基礎的な知識を学ぶ。
9	復旧復興演習 (復旧・復興対策の事前準備)	演習	地方公共団体は地域防災計画において、復旧・復興編を準備している。演習では、本コースで学んだことを踏まえて、自らの自治体の地域防災計画の復旧・復興編に照らして、何が不足しているのかを検証する。都道府県・市町村ごとに班分けし、復興対策の体系や体制について、演習形式で学ぶ。

10	全体討論	演習	受講者が、各単元について重要と考えた事項を書き出し、都道府県・市町村等の班で共有する。それらを踏まえ、事前に復旧復興対策を準備しておく事前復興の取り組みについて、東京都における取組と経緯の概要を事例紹介から、自自治体で事前復興に取り組む可能性と課題を考える。
----	------	----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 身につける態度と技能

	単元	身につける態度と技能
1	復旧・復興総論	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な被災者のニーズに複線的に対応し、総合的な地域の復興を、多様な連携で進めようとする。 ・過去の復旧・復興プロセスに学び、時代に合わせた工夫をしようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害想定を基に、その被害からの復興像を「復興ビジョン」、復興施策を立案する手順を「復興マニュアル」等に取りまとめ、復興訓練しておく等、事前復興に取り組むことができる。 ・地域性・時代に合わせて復旧・復興に取り組むことができる。
2	公共基盤の復旧 (基盤復興Ⅰ)	<p>【態度】</p> <p>ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示して、復旧を行おうとする。</p>
3 4	仮設住宅 (生活復興Ⅰ) (2単元)	<p>【態度】</p> <p>応急仮設住宅の運営に当たって、復興への意欲を高めるような支援と情報の提供に努めようとする。</p>

		<p>【技能】</p> <p>状況に応じて、みなし仮設住宅の提供を積極的に行うことができる。</p>
5	コミュニティ再生 (社会復興)	
6	市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ)	
7	住まいの再建 (生活復興Ⅱ)	<p>【態度】</p> <p>区分所有建物被災後の取り組みは、合意の形成に基づく取り組みとなり、それ自体が復興まちづくりとしての取り組みとなることを理解しようとする。</p>
8	地域産業の復興と雇用確保 (産業復興)	
9	復旧復興演習 (復旧・復興対策の事前準備)	<p>【態度】</p> <p>地方公共団体の地域防災計画における不足部分を検討しようとする。</p> <p>【技能】</p> <p>被害想定 of 事態が起きた際の復興施策を立案・提案することができる。</p>
10	全体討論	<p>【態度】</p> <p>地域防災計画の復興編の内容を検討しようとする。</p> <p>【技能】</p> <p>復旧・復興の準備に前もって取り組むことができる。</p>

(3) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
f-1	復旧・復興総論	1 復旧・復興の理念	災害復興の基本理念－生活復興・社会復興・産業復興・基盤復興－	災害復興の基本理念は、被災基盤(都市・集落)、被災社会(コミュニティ)、被災産業(事業・雇用)、被災生活(住宅・生活)の4次元の復旧・復興を行うことである。	【基盤復興】 【社会復興】 【生活復興】 【産業復興】
			日本の災害復興に関する基本理念－現地復興と移転復興／原形復旧と改良復旧－	インフラを含む公共施設は「原形復旧」が原則であるが、再度被災防止の発想から安全性向上を目指して「改良復旧」を目指すことができる。改良復旧として、阪神淡路大震災では「現地復興」が基調であったが、東日本大震災では「移転復興」が基調となった。	【現地復興】 【移転復興】 【原形復旧】 【改良復旧】 【Build Back Better】
			復旧・復興の新しい法体系－大規模災害復興法・大規模災害借地借家法－	東日本大震災を受けて、初めて恒久法としての「大規模災害復興法」と「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」が新設され、「災害救助法」の改正、「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」、「災害対策基本法」の改正があった。	【大規模災害復興法】 【大規模災害被災地借地借家特別措置法】 【被災区分所有建物再建特別措置法】
			人口減少・高齢化時代の「災害復興」の基本方向－基盤整備から生活再建へ－	災害は地域のトレンドを加速するといわれている。人口減少・高齢化時代の災害復興には、「地域課題の解決」が重要な復興課題となり、被災地域における持続可能な地域づくりが復興目標となる。過大な基盤復興よりも、地域における企業・市民の社会復興・生活復興・産業復興ニーズを把握し、復興事業の事前評価しながら進める復興プロセスが重要である。	【復興プロセス】 【復興アセスメント】 【人口減少社会】 【高齢社会】
			災害復興を進める復興プロセスの視点－連続復興・複線復興・総合復興・地域こだわり復興・連携復興－	これからの復興プロセスの基本理念は①連続復興、②総合復興、③地域こだわり復興、④複線復興、⑤連携復興である。	【連続復興】 【複線復興】 【総合復興】 【地域こだわり復興】 【連携復興】
		復興対策の事前の備え－事前復興計画の意義と事例－	広域巨大災害から迅速に復旧し着実に復興するためには、被害想定を基に事前に復興対策を想定し備える、事前復興対策が重要である。	【事前復興対策】	
		2 復旧・復興のプロセス	被災地域の特性と多様な復興プロセス	近年の地震災害復興は、阪神・淡路大震災での大都市の復興プロセス、中越地震での農山村地域の復興プロセス、東日本大震災での津波被災沿岸地域の復興プロセスが特徴である。	【土地区画整理事業】 【復興基金】 【防災集団移転事業】
			都市復興のプロセス－阪神・淡路大震災の復興計画策定と復興プロセス－	阪神淡路大震災では、2日目に復興発意、2週間で都市復興区域(建築基準法84条建築制限区域)の設定、2か月で都市復興の都市計画を決定している。その後、総合復興計画策定に取り組み、6か月後頃に復興基本計画を決定、1年後までに復興事業計画を決定し、2年目からは復興事業が着手された。復興都市計画は緊急避難期に決定されたので、その後、まちづくり条例を活用して復興まちづくり委員会を立ち上げ、住民参加で事業内容を決定したため、二段階都市計画決定といわれている。	【被害概況調査】 【建築基準法84条建築制限区域】 【復興都市計画】 【二段階都市計画決定】 【復興まちづくり委員会】
			東日本大震災の復興プロセス－復興計画策定と復興プロセスの課題－	東日本大震災では行方不明者の捜索等のため、被災概況調査が遅れ、建築基準法84条建築制限区域の制限期間は8か月間に延長された。総合復興計画の策定を先行させ、復興庁の開設と復興事業手法の公表が11か月後となり、復興事業計画の策定が2年後で、前期5年間は高台移転と低地の嵩上げ等の基盤整備事業に費やされた。この間に、沿岸地域において人口減少の進展があった。	【復興庁】 【東日本大震災の復興プロセス】 【被災自治体の人口動向】

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
f-1	復旧・復興総論	3	被災者から見た災害復興と地方自治体の役割	東日本大震災の津波被災者の復興感－日常生活・仕事と収入・住宅再建・基盤整備－	東日本大震災の津波被災者が感じる復興感についての調査によると、復興・回復が進んでいると感じている人が、年月に応じて増えている。	【被災者の復興感】 【日常生活の回復】 【仕事・収入の確保】 【住宅再建の見通し】 【基盤施設の復興】
				復旧・復興における自治体の役割	地方公共団体は、住民の意向を尊重し、被災者の生活の再建と経済の復興、再度被災防止に配慮した公共施設の復旧を図り、安全で快適な地域復興を目指すものである。	【住民意向調査】 【住民との対話】 【再度被災防止】
		3	被災者から見た災害復興と地方自治体の役割	被災者と被災自治体を支える中間支援組織の役割と意義	中間支援組織の役割は、行政と地域間に立ち、住民の復興まちづくり活動を支援して、被災地復興の推進を図ることである。復興のために産官学民の協働を支援、住民の自主自立の復興を促す意義がある。	【中間支援機構】 【復興基金】
				地方公共団体は被害想定に基づき事前に復興対策に備える意義と可能性	被災後に進める「復興対策の手順や進め方」を事前に講じておく「事前復興」の考え方が求められている。被災後に自治体が迅速に復興対策に取り組むために、事前に復興まちづくりを想定し、準備し、できることは実践しておく取り組みが「事前復興計画」である。	【事前復興計画】 【震災復興ランドデザイン】 【震災復興マニュアル】 【復興訓練】
f-2	公共基盤の復旧（基盤復興Ⅰ）	1	生活や地域機能を支える公共基盤（社会インフラ）の復旧・復興の意義と理念	社会基盤施設（社会インフラ）の被災と災害復旧の概念	国、公共機関と地方公共団体は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画と人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共基盤施設の復旧事業を行い、又は支援するものである。	【原形復旧】 【改良復旧】
				住まい・暮らしの再建と社会基盤施設（社会インフラ）の復旧・復興－事例－	基盤未整備の被災地域の復興に当たって、公共基盤施設の改良復旧をした事例がある。	【街路拡幅整備】 【土地区画整理事業】
				安全な地域づくりと社会基盤施設（社会インフラ）の復旧・復興－事例－	再度被災防止のために、津波被災地域で高台への防災集団移転事業や防潮堤と市街地の嵩上げによる復興をした事例がある。	【再度被災防止】 【防災集団移転事業】 【多重防御】 【嵩上げ型土地区画整理事業】
				産業・経済復興と社会基盤施設（社会インフラ）の復旧・復興－事例－	東日本大震災等における漁港の再建、工業団地の基盤整備、農地の再建等の事例がある。	【津波防災まちづくり法】
		2	公共基盤（社会インフラ）の災害復旧プロセスの概要	社会基盤施設（社会インフラ）の災害復旧・復興の概要と業務の流れ	ライフライン、交通輸送等の復旧・復興は地域や産業の復興と相互に深いかかわりを持つため、地方公共団体は、関係機関との協議するとともに、復旧に当たり、可能な限り将来の運営に関する取り組みを含めた復旧と復興戦略を講じ、代替措置や地区別の復旧予定時期を明示して、復旧を行うものである。	【交通機関の復旧】
				3	被災施設や社会基盤の復旧・復興事業制度とその概要	公共土木施設や農地・農業用施設等の災害復旧事業について
			農林水産業の維持を図り、経営の安定に寄与するため、農地・農業用施設に対する災害復旧事業（補助）を行うこととなっている。			【災害復旧事業（補助）】 【国庫補助】
		激甚災害制度の概要	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」は、災害復旧に係る地方財政の負担を特別に軽減することを目的に制定されたものである。激甚災害の指定を受けることで、災害復旧国庫補助事業の国庫補助率の嵩上げ措置が講じられる。		【激甚災害特別措置法】 【本激】 【局激】	
		社会基盤施設（社会インフラ）に関する災害復旧事業等の仕組みと地元負担	公共土木施設等においては、通常補助事業では地元負担40%、災害復旧事業では地元負担1.5%、激甚災害復旧事業では地元負担0.8%である。農地等においては、通常補助事業では地元負担40%、災害復旧事業では地元負担2.6%、激甚災害復旧事業では地元負担0.7%である。		【激甚災害特別措置法】 【本激】 【局激】	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
f-2	公共基盤の復旧 (基盤復興Ⅰ)	3	被災施設や社会基盤の復旧・復興事業制度とその概要	大規模災害復興法の概要	大規模災害復興法は、復興に関する組織等の設置、復興計画の作成、復興計画等における特別の措置、災害復旧事業に係る工事の国等による代行、復興のための財政上の措置等について定めたものである。	【大規模災害復興法】 【復興方針】 【復興計画】 【国による代行】
			被災庁舎の建替え	被災庁舎の建替え	市町村役場機能緊急保全事業は、新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え等を対象とした事業である。	【被災庁舎】 【地方財政措置】 【市町村役場機能緊急保全事業】
f-3 f-4	仮設住宅 (生活復興Ⅰ)	1	みなし仮設住宅の仕組みと業務の概要	災害救助法における応急仮設住宅及びみなし仮設住宅の制度の概要と県・市町村の役割分担	災害救助法において避難所は、災害のため住家が滅失した被災者を一時的に受け入れるためのものである。これら住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、都道府県は、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることとなっている。同時に、公営住宅等の公的住宅の空き家の活用、民間賃貸住宅を借り上げて提供する等して、応急仮設住宅として提供することが可能である。市町村は、都道府県から入居募集と運営を受託して実施することが可能である。	【災害救助法】 【応急仮設住宅】
			みなし仮設住宅給与業務の概要、事例、留意事項、問題	民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用することとなっている。	【災害救助法】 【公営住宅借上げ一時提供仮設住宅】	
			みなし仮設住宅のための事前対策と課題	地方公共団体は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ民間関連事業団体等の協定や協働体制を整備することが望ましい。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくべきである。	【災害救助法】 【民間賃貸住宅借上げ一時提供仮設住宅】 【みなし仮設住宅】	
			みなし仮設住宅の応急修理制度	みなし仮設住宅の応急修理制度は、民間賃貸住宅で若干の補修が必要な場合に、補修費用を手当てしてみなし仮設住宅として提供することを前提に補修費用を支払うものである。	【補修型みなし応急仮設住宅】	
		2	都道府県による応急仮設住宅建設業務の概要、留意事項と問題点	被災都道府県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて、資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請することが可能である。	【資機材の調達】	
			建設用地の選定、確保、住戸配置の留意事項と問題点	応急仮設住宅においては地域コミュニティに配慮した建設戸数や配置を考慮することが必要である。そのために、都道府県は応急仮設住宅の個数や建設場所に関して、当該市町村による用地の選定等を要請することが可能である。	【応急仮設建設戸数の把握】 【建設用地の選定】	
			応急仮設住宅の仕組みと業務の概要	地方公共団体(都道府県及び市町村)は、地域の建設業関連団体等と連携してプレハブ以外の応急仮設住宅の建設についても検討することが重要である。	【応急仮設住宅の建設体制】	
				被災都道府県は、応急仮設住宅の建設にあたり市町村と連携しかつ地元の地域建設等関連団体等と連携して地元の資材を活用した応急仮設住宅を供給することが有効である。	【地元資材の活用】 【地元建設業界との連携】	
				国と地方公共団体(都道府県及び市町村)は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておくものである。	【応急仮設住宅意向調査】 【応急仮設住宅建設用地の把握】	
				地方公共団体は、やむを得ず学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、使用期間が長期化することを含め、学校の教育活動に支障をきたさないように十分配慮するものである。	【学校敷地への配慮】	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語		
f-3 f-4	仮設住宅 (生活復興Ⅰ)	3	応急仮設住宅の管理運営の取り組みと課題	仮設住宅の意向調査、入居希望調査、入居選定業務の概要と課題	市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものである。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成と運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。	【入居意向調査】 【入居者の選定】 【住戸の配置】 【仮設住宅の解消】	
				応急仮設住宅の管理及び入居者に対する運営業務の概要と課題	応急仮設住宅の運営においては、生きがいや憩いの場の提供、コミュニティへの配慮、入居者の見守りが必要である。	【自治会組織の立ち上げ】 【情報提供】	
				入居者への支援業務及びボランティア等外部支援の意義と課題	生活支援相談員や復興ボランティアによる、行政や関係機関と連携した入居者の見守りや生活再建に向けたニーズの把握が重要である。	【居住者支援とケア】 【ボランティアの受け入れ】	
f-5	コミュニティ再生 (社会復興)	1	地域社会の再生や活性化の意義	地域社会の再生の必要性	災害は、社会のひずみを顕在化させるものである。地域社会の課題に対して被災者が当事者意識を持つことで、地域社会の再生・活性化が進むのである。	【地域社会(コミュニティ)の意義】	
				地域社会が活性化することの意義		【被災者の主体性】	
		2	地域社会の再生の取り組みのプロセス	地域社会の再生と活性化の取り組みのプロセス	被災地の地域づくりのプロセスとして、1.寄り添い方支援である「足し算の支援」(①外部とのつながり、②小さな成功体験の積み重ね、③共通体験)、2.価値観の変化(④住民の主体性、⑤共通認識)、3.事業導入型支援である「掛け算の支援」(⑥地域の持続可能性に向けた仕組みづくり)が挙げられる。	【寄り添い支援】 【外部とのつながり】 【被災者の主体性】 【復興基金】 【地域の持続可能性】	
				地域社会を再生し活性化するポイントと課題、留意点	災害前の住民主体の地域づくりが、災害後の住民主体の復興の取り組みに影響する。	【住民主体の地域づくり】	
		3	地域社会の再生の事例や制度(復興基金の使い方等)	地域社会が活性化している事例の紹介とその仕組みの事例	新潟県中越地震において農山村の人口減少と活気の創出に関する復興事例がある。	【持続可能な復興】	
				被災した地域社会を再生し、活性化するための復興基金の重要性	災害は、その時々々の制度、法令等では解決できない問題を引き起こすが、個人・生業の損失補償は私有財産の形成につながることで、支援対象から外れるものである。一歩踏み込んだ支援として、復興基金という手法が編み出されている。	【生業復興】 【復興基金】	
				復興基金を活用した事例と制度の概要	復興基金には、財団方式と直営方式、利子運用型と交付金取崩型があり、阪神・淡路大震災や中越地震では財団方式の運用型が、東日本大震災では直営方式の取崩型が採用されている。	【利子運用型復興基金】 【交付金取崩型復興基金】 【直営方式】 【財団方式】	
		f-6	市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ)	1	阪神・淡路大震災と東日本大震災にみる市街地復興計画と復興まちづくりの事例	阪神淡路大震災においては、発災2週間後に「市街地復興基本方針」を示し、2か月後に「都市計画決定」を示した事例がある(西宮市)。東日本大震災においては、地域懇談会等を実施しながら合意形成を行い、高台移転概要を決定した事例がある(南三陸町)。	【復興方針】 【都市計画決定】 【住民参加】
					市街地復興計画の策定と復興まちづくりの意義と課題	復興まちづくりの課題として、1.質的な変化を伴う「大きな復興(創造的復興)」においては復興の中で社会的問題を改革することが欠かせないこと、2.「災害復興」と「復興災害」、3.人口減少・超高齢化への対応、4.復興に向かう中での人手不足が挙げられる。	【復興まちづくり】 【復興災害】 【復興行政体制】

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
f-6	市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ)	2	被災市街地の復興まちづくりにおける地域住民の参加の意義と課題	市街地復興計画の概要	「復興計画」とは、①市民に復興の方針をできるだけ早く示し、人々に自らのまちを復興し、まちに戻る希望と方向性を与える、②脆弱なまちの構造をそのままにして再建しないよう、建築を制限し早期に方針を示す、③国の財政的な支援を得るために復興事業を明確にするために策定されるものであり、市町単位で策定される。	【市街地復興計画】 【復興都市計画】
				復興まちづくりの概要	復興まちづくりとは、「復興に当たり、住民との合意形成が重要となる復興事業、例えば集団移転や区画整理、再開発事業等のまちづくり」のことである。	【復興まちづくり】 【合意形成】
				市街地復興計画の実施主体と住民参加の意義	復興計画は市町単位で策定される。復興まちづくりは、住民参加により進めていくことが重要である。	【行政主体の復興事業】 【住民参加】
				復興まちづくりの実施主体と合意形成の課題	まちづくり協議会では、男女共同参画の視点を反映した復興まちづくりを行うことが大切であり、意思決定の場で女性の参画を促進し、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備することが大切である。女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえて復興まちづくりを進めることが重要である。	【住民主体の復興まちづくり】 【合意形成】
				事前復興の意義と重要性	大規模な災害が予測されている地域においては、予防対策の推進と合わせ、想定される被害に対応して、事前に復興対策の基本方針や体制・手順・手法等をまとめた計画を作成しておく「事前復興計画」が重要である。	【事前復興の発想】
				復興まちづくり事例の紹介	地区の復興まちづくりの事例として、魚崎地区の事例等がある。	【復興まちづくり】 【防災福祉コミュニティ】
		3	復興事業の推進にあたって、地域住民の意向確認など復興モニタリングの重要性	市街地復興計画と復興まちづくりにおけるニーズの変化とモニタリングの重要性	復興状況を定期的に把握するため、被災地域の住民と就労者を対象として復興感に関する調査を実施することにより、各分野における復興の進捗とニーズの推移を把握することが重要である。	【復興モニタリング】 【被災者復興評価調査】
f-7	住まいの再建 (生活復興Ⅱ)	1	被災者による住まいの再建の理念と支援の概要	被災者の住まいの多様な再建プロセスとその理念	住宅復興は「避難→仮住まい→終の棲家」の3段階があるが、阪神・淡路大震災では「単線型住宅復興」、東日本大震災では「混戦型住宅復興」である。	【単線型住宅復興】 【混戦型住宅復興】
				住まいの再建と市街地復興事業の相互関連とその課題	被害の性格の違い、時代背景の違い、被災地域の特性、都市的ポテンシャルを考え、身の丈に合った復興プロジェクトが重要である。また、復興まちづくりが遅れると、住宅再建・生活再建も遅れることになる。	【住宅復興の理念】 【生活回復】
				住まいの被災程度と再建支援制度の体系及び事業制度の概要	住まいの被災程度の認定方法は住宅被害に応じて被害調査と罹災証明である。被災住宅の再建は賃貸住宅居住者の住まいの再建の問題・自己所有住宅の再建の問題・区分所有建物の再建の問題がある。再建支援制度としては応急修理・災害公営住宅・被災者生活再建支援制度・被災住宅ローン減免等がある。	【応急危険度判定】 【住家被害認定】 【罹災証明】 【再建支援制度】 【応急仮設住宅】 【災害公営住宅】 【被災者生活再建支援制度】 【災害弔慰金】 【被災住宅ローン減免】

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語		
f-7	住まいの再建 (生活復興Ⅱ)	2	被災住宅・被災マンションの再建プロセスと意向調査と支援制度の課題	「終の棲家」の選択肢として、災害公営住宅と自力再建がある。時間や資金によって被災者の意向は変化し、被災者自身が選択に迷うことがある。単線型・混線型ではなく、わかりやすい複線型による、仮設から恒久住宅確保に至る総合的なシステムが必要である。	【複線型住宅復興】 【住宅自力再建】 【住宅再建意向調査】		
			被災マンションの再建に係る意向調査と支援制度の概要と課題	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法により、区分所有建物の再建やその敷地の売却、取壊し等を容易にする特別の措置が講じられている。被災マンションの建替えや補修を行うためには、一定割合以上の住民の合意が必要である。しかし、マンションの場所ごとに破損状況が異なること、住民の法制度に対する理解が不足していること等の様々な要因によって、合意形成には多くの困難が伴う。そのため、専門家等の派遣・概略設計費や再建事業計画作成費の補助といった合意形成を図る支援策を検討することが必要である。	【被災区分所有建物再建特別措置法】 【区分所有建物敷地の売却】 【被災区分所有建物の合意形成】 【専門家派遣支援】		
		3	災害公営住宅の意義と留意点	災害公営住宅の意義と課題 災害公営住宅への入居希望調査と提供、管理運営に関する留意点と課題	災害公営住宅は被災者の住宅確保にとってセーフティネットとなる。しかしコミュニティ破壊、孤独死、将来の空家化といった課題もあり、本来は自分の生活に合った住宅を自由に再建できることが望ましく、公的施策はその支援を行うことが重要である。 公営住宅への入居手続きは、まず入居要件等を作成し、入居希望者に対する意向調査を実施し、広報やマスコミ等により募集し、応募者を選考して入居の手続き等を行うという流れである。	【災害公営住宅】 【居住者支援】 【コミュニティ形成】 【入居意向調査】 【入居要件】 【入居者募集】 【入居者選定】	
f-8	地域産業の復興と雇用確保 (産業復興)	1	地域経済の被災事例とその課題	過去の災害における地域経済の被災事例と地域産業復興の課題	東日本大震災から、地域産業復興の課題は①迅速性、②自律性、③効率性、④多様性、⑤包括性である。	【地域産業復興の課題】	
			2	地域産業復興の視点と支援のあり方	地域産業の被災がもたらす課題とその復興の視点	地域産業が被災することによる供給側における「事業所撤退→復興事業の遅れ→人口減→求人倍率上昇・賃金上昇→事業所撤退」、需要側における「事業所撤退→雇用機会現象→人口減→域内需要減少→事業所撤退」という逆復興のスパイラルモデルが見られた。復興に向けては、供給側における「事業所増加→復興事業の加速→人口増→求人倍率低下・賃金安定→事業所増加」、需要側における「事業所増加→雇用機会増加→人口増→域内需要増→事業所増加」というスパイラルモデルが必要である。	【地域産業の被災スパイラル】 【地域産業の復興スパイラル】
		2	地域産業復興の視点と支援のあり方	地域における雇用・就業の機会の喪失とその確保	被災地域の復旧・復興に関する仕事を被災者自身が行い、その対価の支払いを通じて被災者支援を行う仕組みであるCash for Workプログラムは、被災地の復興の促進と、被災者の収入と尊厳の確保を進め、レジリエンスを高めることとなる。	【Cash for Work】 【レジリエンス】	
			2	地域産業復興の視点と支援のあり方	地域における産業復興推進のための支援対策と支援のあり方	中小企業の復興支援は、災害復旧貸付、セーフティネット資金、激甚災害指定による災害復旧貸付等の特例措置、仮設店舗の供給、復興資金(グループ補助金、二重債務問題、クラウドファンディング)である。	【災害復旧貸付】 【セーフティネット資金】 【災害復旧貸付等の特例措置】 【仮設店舗】 【二重債務】 【グループ補助金】 【クラウドファンディング】
			3	被災地における地域産業の復興事例と事業手法	過去の災害における地域産業の復興事例 産業復興の支援事業制度の概要と課題	雇用創出基金事業を活用した「震災対応」の事業例がある。 国の交付金で都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業である「重点分野雇用創造事業」では、対象分野に新たに「震災対応分野」を追加する等による緊急雇用が行われた。 緊急雇用は被災失業者のセーフティネットとして機能していたが、緊急雇用の就労者は扶養家族数が少ないといった限界が挙げられる。課題は、地域コミュニティやボランティアとの関係、ターゲットング問題、中立性の問題である。	【雇用創出基金事業】 【復興基金】 【重点分野雇用創造事業】 【緊急雇用】 【被災失業者】 【緊急雇用】

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語
f-9	復旧・復興演習 (復興計画の策定体制)	1	復旧・復興のプロセス	復興方針・復興計画の策定プロセスと関連する諸計画	地震被害想定とそれに対応する復興の内容を点検することにより、復興計画の推進体制と復興施策の立案・推進のあり方について学ぶことが可能である。	【復興計画策定体制】
				復興方針・復興計画で取り上げるべき骨子や項目の構成		【復興基本方針】 【復興方針】 【復興計画】
		2	復興における対象項目(計画課題)	復興方針・復興計画を策定するための庁内体制と組織構成		【長期計画】 【都市計画マスタープラン】
		3	復興計画策定の体制と住民・被災者参加の方法・仕組み	復興計画の策定過程における住民参加の方法と、専門家等の参画の方法		【復興計画策定委員会】 【復興構想検討会議】
f-10	全体討論	1	研修等を通じて学んだ「復旧・復興」の取り組みに関する質疑と確認	研修等を通じて学んだ「復旧・復興」の取り組み内容の確認		
				2	事前復興の理念と意義	東京都における事前復興の事例から学ぶ、災害復興の理念と事前の取り組みの意義

第7節 指揮統制

第1款 目的

災害対策本部を指揮するために必要となる知識を学ぶ。災害対策本部を円滑に運営しようとする態度を養う。

第2款 主な対象者

災害対策本部事務局職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	指揮統制総論	座学	災害対策本部組織の統制していくための理論と基本構造を学ぶ。
2 3	指揮統制の現状 (2単元)	座学	大規模災害を経験したトップが指揮統制の本質を語る。
4	指揮統制の世界標準	座学	世界標準における危機対応組織の仕組みを学び、リーダーに求められる4つの役割を学ぶ。
5	日本社会に適した指揮統制のあり方	演習	大規模災害を経験したトップの指揮統制を世界標準に照らして検証する。
6	参謀にとっての災害対策本部運営	座学	危機対応組織の参謀がどのようにトップを補佐しながら災害対策本部を運営していくのかについて学ぶ。
7	リーダーシップ	座学	リーダーシップの理論と指揮命令を行うための要求事項を学ぶ。

8 9	災害広報演習 (2 単元)	座学	地方公共団体の災害広報の事例を踏まえ、地方公共団体の長や幹部は、被災者にどう向き合い、どう語るのかを学ぶ。
10	全体討論	演習	防災力アップのため、指揮統制について学んだことを、受講者のそれぞれの組織でどのように反映させるのかを考える。

(2) 身につける態度と技能

	単元	身につける態度と技能
1	指揮統制総論	
2 3	指揮統制の現状	
4	指揮統制の世界標準	
5	日本社会に適した指揮統制のあり方	
6	参謀にとっての災害対策本部運営	
7	リーダーシップ	
8 9	災害広報演習	

(3) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語		
g-1	指揮統制総論	1	組織のリーダーが果たすべき責務	目標設定と戦略決定 組織のリーダーは、当面の活動期間に置いて、達成すべき目標を明確化し活動方針を示す。その目標達成するために資源を配分するのが戦略である。この与えられた資源用いて目標を達成する方法が戦術である。			
			総合的な防災能力の向上	事業継続能力を向上することがレジリエンスである。レジリエンスは、予防力と回復力を向上させることにより高まる。			
			危機発生後に考えるべき業務	危機対応時には、企画立案機能により情報を集約し、意思決定により方針決定され、再び企画立案機能により、これが実行計画となり、現場の部隊に指揮命令される。			
		2	危機にあたって組織のリーダーが行う業務	災害対応時の組織運営のデファクトスタンダードとしてのICS	危機対応組織のデファクトスタンダードとして、Incident Command System ICSがある。このICSの考え方をもとにして、国際標準規格と日本標準規格が策定されている。先進諸国の中でわが国だけがICSに関して無関心である。		
				組織のあり方について考えるべきこと	危機対応組織のあり方としてICSでは、指揮統制、事案処理、情報作戦、資源管理、庶務財務の5つの機能が定められている。機能的な危機対応のためには、指揮統制と実行部隊である事案処理だけでなく、情報作戦、資源管理、庶務財務の参謀機能が必要である。		
				組織の運営にあたって考えるべきこと	組織が継続的に活動するためには、一元的な指揮命令システムを整えて、交代を考慮して業務を遂行し、文書主義を徹底する必要があり。		
				組織トップが果たすべき4つの役割	組織トップが果たすべき4つの役割は、指揮統制、広報、安全管理、他機関との連絡調整である。		
		3	効果的な危機対応のための対応手法	状況認識の統一	災害対策本部で活動する全員が、情報を共有して状況認識の統一を実現しなければならない。状況認識の統一にあたっては、文字や表で示すより、地図で表すと効果的である。		
				プランニングP	災害対策本部の活動サイクルとして、ICSではPlanning Pの考え方が示されている。Planning Pは、要員の交代をベースとした活動サイクルであり、状況認識の統一から対策の立案、関係機関との調整、現場への指揮と活動支援、広報、そして再び状況認識の統一に至る一連の流れとなっている。		
				災害対策本部会議の進め方	災害対策本部会議は、定刻に開始して、危機管理の長の司会により、まず組織のトップから大方針が示された後に、状況報告がされて、対応計画が策定され、次回の会議の日程が示されて終了する。		
		g-2 g-3	指揮統制の現状	1	経験を基にした指揮統制の実態と考え方(見附市)	ソフト対策の重要性	<p>情報は常に最新の状況を手入れしなければ役に立たない。気象会社より雨量情報を入手可能にしたり、河川水位、雨量情報を直接積極的に収集する必要がある。</p> <p>水害時に躊躇無く職員を非常配備し、避難情報発令できるように明確な基準を設けておかなければならない。</p> <p>住民への情報の発信は、あらゆる手段により、最新の状況を知らせる努力を惜んではならない。</p> <p>住民が自主的に避難するよう、自主防災組織を強化するとともに、防災ファミリーサポート制度を創設したり、民間事業者による避難所までのバス輸送などの施策を推進しなければならない。更に、日常から住民が避難について学習することができる「まるごとまちごとハザードマップ」などの表示を整備することも有効である。</p> <p>あらかじめ災害対策本部のレイアウトや避難所のレイアウトを決めておくことは、迅速な対応には欠かせない。</p> <p>庁舎が使えなくなることを想定して、事業継続計画を策定しておくことは極めて重要である。</p> <p>防災教育として「防災キャンプ」を実施している。</p>

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
g-2 g-3	指揮統制の現状	1 経験を基にした指揮統制の実態と考え方(見附市)	新たなステージに対応した防災・減災のあり方	命を守るためには、「状況情報」による主体的避難の促進と広域避難体制の整備に努める必要がある。 社会経済の壊滅的な被害を回避するためには、最悪の事態を想定し、国、自治体、企業等が主体的に連携した体制を整備する必要がある。	
			災害時にトップがなすべきこととは	「命を守る」ということを最優先し、避難勧告を躊躇してはならない。さらに判断の遅れは命取り。何よりもまず、トップとしての判断を早く行わなければならない。	
			災害対策本部の運営	災害対策本部の運営するにあたり、求められる本部機能を担保するために、災害対応マニュアルの策定し、職員が一丸となって対応するための体制を構築する必要がある。	
		2 経験を基にした指揮統制の実態と考え方(三条市)	関連情報の収集及び共有	情報共有というサイクルの確立することにより、アナログ的手法で状況を俯瞰し、映像及び画像情報により状況を把握し、優先順位に応じた情報伝達ルートの峻別を行う必要がある。	
			住民への避難情報の伝達等	避難情報を躊躇なく発令する仕組みを考えるにあたり、多様な媒体を活用した情報伝達を目指すべきである。防災無線は特に有効に機能する。広報にあたっては、マスコミ対応で無用の混乱を避けるためのルールが必要である。	
			被災後の対応	被災後は、支援物資の配送等に係る物流網の確保し、避難所の環境を整えることが急務である。それから次第に災害廃棄物の処理が大きな課題となる。	
災害の備え	防災訓練の実施するとともに、水害被害にあった自治体として、水害サミットから教訓を発信している。				
g-2 g-3	指揮統制の現状	3 経験を基にした指揮統制の実態と考え方(福知山市)	被災直後の対応	被災直後は、孤立避難所への物資供給を行い、それから災害ごみ収集活動、家屋被害調査、災害派遣や様々な支援に追われることとなった。	
			被災者の生活再建支援	被災者の生活再建支援に関して、支援制度の説明、一元化窓口設置、被災者支援の冊子作成、配布することとなった。	
			被災後の改善	被災後は、災害対策本部体制の強化し、特別対策チームの編成、避難情報発令基準の見直し、災害ごとのタイムライン(市の事前行動計画)の策定、機動的な避難所開設体制の構築、情報収集機能の強化、情報伝達機能の強化、関係機関との連携、由良川福知山タイムラインの策定を行った。同時に、「市民とともにつくる災害に強いまちづくり」を目指して、自助・共助の強化として、土のうステーションの設置、市民協働の流出抑制対策を行っている。	
g-4	指揮統制の世界標準	1 インシデントコマンドーの機能と役割	インシデント対応機能	インシデント対応機能には、インシデント・コマンドー(現場指揮官)とオペレーションズ(運用・実践)、プランニング(計画・情報)、ロジスティクス(後方支援・兵站)、ファイナンス・アドミン(財務・総務)の5つがある。	
			インシデントコマンドーの役割	インシデント・コマンドーはICSにおけるインシデント現場対応で全体的な責任を負う。その役割は、インシデント対応時の安全確保と内外の関係者への情報提供、他の対応機関との連携の確立と維持である。	
			インシデントコマンドーの組織の拡充	インシデントコマンドーは、組織全体の情報発信を担当するPIO: Public Information Officer(広報担当官)、安全管理を担当するSafety Officer(安全監督官)および連携業務を担当するLiaison Officer(渉外担当官)をコマンド・スタッフとして設置する。	
		2 オペレーションズの役割と機能	インシデントの拡大と階層	ジェネラル・スタッフには、対応目標を達成するために、すべての対応・戦術活動を指揮するオペレーションズ、オペレーションズが指揮する対応活動を支援するために、必要に応じて立ち上げるプランニングやロジスティクス、ファイナンス・アドミンのセクションがある。オペレーションズは、インシデントが拡大した場合、必要に応じて追加の階層を構築することができる。	
			各組織レベルにおける管理者と補佐役	ICSでは、組織の各レベルによって管理者と補佐役の役職名が決められている。	
			オペレーションズの組織構成	オペレーションズ・セクションの主要な活動内容は、すべての戦術レベルでの対応活動を指揮・調整する。	
			オペレーションズの組織の拡大	オペレーションズの組織を拡大する場合は、機能別グループを追加するか、地域別のディビジョンおよびグループを設置する。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
g-4	指揮統制の世界標準	3	プランニングの機能と役割	プランニングの主な活動と構成	プランニング・セクションの主な活動は、インシデントに関する情報・インテリジェンスの収集、評価、および提示を行い、IAP(インシデント・アクション・プラン)の準備と作成することである。	
		4	ロジスティックの機能と役割	ロジスティックの主な活動と構成	ロジスティック・セクションの主な活動は、必要な要員、資機材および補給品の発注、入手、維持管理、経理処理であり、とりわけ医療支援及び輸送に関して責任を持つ。	
		5	ファイナンス/アドミンの機能と役割	ファイナンス/アドミンの主な活動と構成	ファイナンス/アドミン・セクションの主な活動は、契約交渉およびモニタリング、活動時間の記録および購買、コスト分析、傷害または財物の損害に対する補償である。	
g-4	指揮統制の世界標準	6	ユニファイドコマンドの特徴	ユニファイドコマンドとは、複雑なインシデント現場で活動を行う際、現場の目標を達成するために様々な管轄の複数の協働してICが活動する体制のことである。特徴として、統合されたインシデント対応目標の元に、施設を共有し、統合されたコマンド・スタッフによって、統合された一つのオペレーションズ・セクションを指揮する。		
			指揮と調整	指揮とは、法制、規制、または代理権に基づく指示・命令・統制を発動することであり、これを補完することを目的に他の組織と、方針の確立や情報収集、優先順位づけ、資源、支援、広報発表などを調整する。		
g-5	日本社会に適した指揮統制のあり方	1	指揮統制を適用する場面	危機対応をしなければならない場面	自然災害だけでなく、技術災害や人為的な災害、そしてイベントなど危機対応しなければならない場面は増加している。危機事案は多様化し広域化していると言える。	
				危機対応の課題	災害時には様々な関係者(ステークホルダー)の共同に対応を進めなければならないが、連携と協力のための共通ルールは存在していない。これが相互連携を難しくしている。	
				標準化された危機対応としてのICS	インシデントコマンドシステムとは、オールハザード対応のインシデントマネジメントで活用される標準化したアプローチのことである。	
				標準化された危機対応を導入する理由	ICSは、①対応者と従事者、その他の者の安全を担保し、②対応目標を達成するためのプロセスを提供し、③有限な資源を有効活用できるといった3つのポイントにより採用されている。	
		2	危機対応の6つの視点	標準化	重要なコミュニケーションを効率的かつ明確に行うためには、共通用語の使用が必要である。	
				権限移譲	権限移譲はルール化されて、必ず引き継ぎを行わなければならない。	
				指揮命令	インシデントの管理者が、その指揮下における全ての要員の活動について指揮統制を可能にするため、指揮命令系統は一本化する必要がある。	
				目標による管理	目標による管理を行うことの利点は、対応要員の自立を促し、全員の戦略と戦術の共通理解を得ることができ、結果として指揮官の負担を軽減することができることにある。	
				対応計画(IAP)	対応計画(IAP)は、対応目標と活動内容、責任担当期間を文書で作成する。	
				組織の編成	ICSの組織は、インシデントの大きさや種類および複雑さ、インシデントによりもたらされる危険の特性、対応計画の過程、対応目標に基づいて編成される。	
				監督限界	インシデント対応中に、一人の指揮官が効果的に管理できる人や資源の数は限られている。これを監督限界スパンオブコントロールという。	
				空間利用	たとえ小規模なレベルでも、全てのインシデント対応において現場指揮所を設置しなければならない。	
				資源管理	資源管理には、分類や発注、発送、追跡、回復、他の組織への弁済といったプロセスが含まれる。	
				情報伝達	インシデント対応時の情報伝達は、通信機器と手順およびシステムを共有することができる相互運用性を確保するとよい。	
情報管理	情報収集と情報処理の体制と方法を確立し、それを迅速かつ確実に共有するプロセスを構築する必要がある。					
g-5	日本社会に適した指揮統制のあり方	2	危機対応の6つの視点	対応者としての責務	危機対応者は、あらゆる法律や規定、基準を遵守しながら、定められた手順に従って、着任と最初のブリーフィング、記録の保存、解任の手続きを行わなければならない。	
				指揮の一貫性の確保	危機対応者は、派遣され、展開し、任務を遂行するにあたっては、現場到着報告を行って、対応計画に従う。個々の対応要員には単一の管理者が割り当てられて指揮の一貫性を確保する。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
g-5	日本社会に適した指揮統制のあり方	2	危機対応の6つの視点	監督者としての責務 監督者は、監督限界の範囲内で人員と資源を管理して、資源状況の変化を記録し、報告しなければならない。	
g-6	参謀にとつての災害対策本部運営	1	危機対応の組織	災害対策本部の役割と課題 災害対策本部における初期期の役割を果たすために、情報の収集・分析の円滑化、トップの状況判断を補佐する参謀機能の強化、総合調整機能の強化、部局横断的な実施体制の整備を図る必要がある。	
				災害対策本部の役割と課題 危機対応に必要な5つの機能として、ICSでは事案処理、情報作戦、資源管理、庶務財務がある。	
		2	参謀組織の構築	参謀機能の重要性 発災直後の混沌とした状況の中で、迅速な災害対応を行うには、的確な指揮が不可欠であるが、本部長(指揮官)が全て意思決定し、災害対策本部を運営するのは困難である。そこで本部長(指揮官)の意思決定を補佐する体制が必要となる。	
				参謀組織の実態 災害対策本部支援室(参謀組織)が本部長を補佐する司令塔となって機能しなければ、円滑な指揮活動はできない。	
				指揮官の責任 本部長は、目的達成(任務完遂)のため、主要な結節において適切に決心し、必要な指示を与え、的確な指揮により行動を律し、その結果について全責任を負わなければならない。	
				幕僚の役割 幕僚活動は、指揮官の決心及び構想の決定を準備し、また、これを具体化し、かつその企図の徹底を図る等指揮官を補佐するものであり、その主眼は、指揮を最も効果的にするにある。	
		3	情報の処理と状況判断	問題解決と情報処理 問題解決(状況判断)は情報処理の仕方に依存していることを理解し、災害対策本部での意思決定サイクルを確立して、被害の全体像を迅速かつ的確に捉えるよう努力しなければならない。	
				情報処理サイクルと情報分析 情報活動のサイクルは、何を判断するためにどんな情報が必要かを考え、情報要求の決定し、収集項目、方法の決定してから、情報の収集し、収集情報を処理し、提供して、主要な判断事項に即して使用される。	
				状況判断の思考過程 状況判断の思考過程は、任務の分析(目的・目標の確立)し、状況の把握・分析と判断事項の決定し、判断事項に関する対策案の列挙することにより、対策案の比較検討を行い、結論を出し、決心する。	
		4	部局横断的な実施体制の整備	総合調整機能の強化 総合調整所とは、応急対策を円滑に実施するため、支援室、各部及び防災機関との情報の共有化、部局横断的に実施する業務の調整などの連絡調整を行う場である。これを強化しなければ、大規模災害には対応できない。	
				部局横断的な実施体制の整備 複数の室課等にまたがる業務について、取扱いが曖昧で、通常業務の縦割りやルールに固執し、状況を踏まえた柔軟な対応ができず、分掌が不明確な業務の割り当てに時間を要するため、災害対応を部局横断的に実施できるような業務別の組織の構築が必要となる。	
		5	指揮の実行	指揮の実行 状況判断力を養うには、何かを決定しなければならない時、「状況判断の思考過程」のプロセスに従って判断ことを習性化し、咄嗟の場合でも瞬時に状況判断ができるようになるよう心がけなければならない。指揮官は、状況判断が適切にできることが前提だが、危機における決心は訓練ではなかなか身につかない。覚悟をもって決心するには、全人格的な要素があり自らを修養する以外にない(死生観、哲学)。	
g-7	リーダーシップ	1	リーダーシップとは リーダーシップの本質は、地位にかかわらず集団の成員が集団に影響を及ぼす能力であり、誰でも努力すれば良いリーダーになることができる。		
			リーダーシップの基本的な理論 リーダーの特性 リーダーが身に付けるべき基本的属性として、Adairは、7つの資質を提唱している。①高潔さ・誠実さ: Integrity、②熱意: Enthusiasm、③思いやり: Warmth、④冷静さ: Calmness、⑤厳正さ: Tough but fair、⑥謙虚さ: Humility、⑦自信: Confidenceの7つである。		
			リーダーの状況 リーダーは、状況が決めることになる。その状況において誰がリーダーになるかは、「知識」と「権威」の2つの側面が影響する。		
		2	リーダーの仕事 チームが持つ3つの欲求を満たすことがリーダーに求められる能力であり仕事となる。共通の仕事を成し遂げる欲求に対して、仕事を遂行する能力が求められるし、チームとして団結する欲求に対して、グループを一つの作業単位としてまとめる能力が求められる、各個人が人間として持つ欲求に対して、部下の個人的な欲求を満たす能力が求められる。		
			リーダーに求められる役割 リーダーシップのスタイル 時と場合によってリーダーのスタイルは変化し、チームの意思決定のあり方を左右される。		
	マネージャーとリーダー リーダーは変革を好み、マネージャーは既存の枠組みを実行する。				
	リーダーシップのレベル リーダーシップにはレベルがあり、幹部は戦略レベル、中間は戦術レベル、現場のチームは実行レベルのリーダーシップが求められる。				

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
g-7	リーダーシップ	3	災害対応時のリーダー像 防災を担う人材が持つべき個人属性	危機対応をする各現場には、「その場を任せられる中心人物」が必ず存在する。		
g-8 g-9	災害広報演習	1	災害時の行政機関による広報の内容・方法等	広告と広報	広告は、新聞・テレビ・雑誌・Web媒体等のメディアの広告枠を購入し、提供側の意志を反映させることである。一方、広報＝PRは、メディアに広告料を払うことなく掲載されることを目的としており、情報を取り上げるかどうかはメディア側が判断するため、提供側はどのように情報が載るのかはコントロールできない。情報を発信するにあたっては、ステークホルダーが誰であるかを十分に考慮しなければならない。	
マーケティングの実施				マスコミ報道のモニタリングによるマーケティングを行い、戦略的に広報を行う必要がある。		
報道格差の認識				広報にあたっては、被災地や首都圏、全国、海外での報道のされ方の違いや時間の経過による報道内容の推移を認識しなければならない。		
風評被害対策				被災状況の発信を行うと同時に、風評被害への対策のための広報も同時に進めなければならない。		
タッチポイント				広報に関する利害関係者とのすべての接点をタッチポイントという。受け手がどのようなタッチポイントでつながっているのかを考えて、コミュニティFMや避難所の壁新聞などメディアを選択して広報する必要がある。		
g-8 g-9	災害広報演習	2	災害時の広報活動を適切に実施するための情報処理のポイント	災害時の広報の役割	災害広報の基本三原則として①速度、②質より量、③先の計画や見通し(予測)についても広報することである。 災害広報の主な役割は、①被災地の住民の自立復興の意欲を激励すること、②被災地外の住民に救援奉仕の意欲を振興させること、③職員に情報を周知すること、④政府・国会・諸団体に災害の激甚さと災害対策の隘路を強調することである。	
災害時の情報発信				災害時の広報は、住民のための広報であることを忘れずに、記者の欲しがる情報と住民に伝えたい情報をうまく噛ませて発信すると有効である。このように能動的な災害広報に努めなければならない。		
災害対応と広報				災害対応を最大限合理化するためには、記者を味方に付けるような広報を考えたり、臨機応変な広報をすることも大事である。		
3		記者会見の進行・運営における留意事項	記者会見のコツ	記者会見のコツは、「レクメモ」は全部読まないように心がけて、想像力を働かせてコメントを考えることである。緊急会見のためのチェックリストを確認しておくことも有効である。		
			記者と向き合う	記者は「伝達役」として役割を認識してもらい、気持ちよく職務にあたってもらうように、わかりやすく、力強く、短い言葉で情報発信するように心がける。		
g-10		全体討論	1	研修受講の目的の再認識		
	2		研修を通じて、学び、得たものの整理			
	3		研修を活かして次につなげること			

第8節 対策立案

第1款 目的

発災時の災害対策を立案するために必要となる知識を学ぶ。被災状況を分析し、適切な対策を迅速に立案しようとする態度を養う。

第2款 主な対象者

災害対策本部事務局職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	対策立案総論	座学	災害対応における作戦の立案の考え方と情報統括、活動サイクル、体制について学ぶ。
2	計画立案プロセス	座学	「当面の実行計画（インシデント・コマンド・プラン）」の果たすべき役割と基本的な構造、立案のプロセスについて学ぶ。
3	地図による状況認識の統一	座学	統合された情報システムとGISの活用の有効性について学ぶ。
4 5	災害対策本部運営演習（2単元）	演習	災害発生後の限られた情報の中で状況を推測し、対応方針を検討し、計画を立案し、活動を調整しながら、災害対策本部会議において対策を決定する手法を学ぶ。
6 7	効果的な災害対応計画・マニュアルの立案演習（2単元）	演習	災害対応計画の果たすべき役割と基本的な構造、災害対策本部マニュアルの作成について、災害対応の事例を基に演習形式で学ぶ。

8 9	応急期の政府支援	座学	各省庁から提供される具体的な支援の内容について学ぶ。 (政府の全体的な初動対応は資源管理コース「初動対応おける国との連携」を参照)
10	全体討論	演習	災害対応マネジメントにおける計画立案について学んだことを、災害対策本部運営にどのように反映させるのかを考える。

(2) 身につける態度と技能

	単元	身につける態度と技能
1	対策立案総論	
2	計画立案プロセス	
3	地図による 状況認識の統一	
4 5	災害対策本部運営演習	
6 7	効果的な災害対応計画・ マニュアルの立案演習	
8 9	応急期の政府支援	
10	全体討論	

(3) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
h-1	対策立案総論	1	対策立案過程	ICS上の対策立案の位置づけ	危機対応組織のデファクトスタンダードであるICS (Incident Command System) の5つの機能において、対策立案の担当する機能は、情報作戦である。	
				計画立案が担う4つの仕事	計画立案のために「情報作戦」が行うべき4つの仕事は、状況分析、資源配置、文書管理、撤収管理である。	
				計画(Plan)の構成要素	計画(Plan)の構成要素は、状況把握、目標設定、対策、担当である。	
				計画立案過程	計画立案過程とは、状況把握:situational awareness、目標設定:management by objectives、対策決定:solutions /what to do、担当決定:resource assignment (人・時間)の4つの要素を決めることである。	
		2	当面の対応計画	事前計画と当面の計画	計画立案が扱う範囲は、災害時における初動、当面の対応計画の策定、対策の実行、実行結果の報告と評価、そして次の当面の対応計画の策定へのサイクルを決められた責任担当期間で回し、最終的に撤収までの過程である。	
				災害のたびに繰り返しおきる課題の計画	2012年ハリケーン・サンディ(NYC)は、ハザードとしては大きくなかったものの1938年以来のNY上陸し、NJ,NY,COに被害をもたらした都市型水害となり巨大災害となってしまった。	
3	対策立案能力	新しい課題に対する計画	災害時に行う業務は、定型化できる業務と新しい課題の2種類に分けられる。定型化できる業務は事前対応計画で処理でき、外部からの応援も可能となる。しかし、新しい課題は、決定権限を持つ関係者で状況認識を共有し、対応計画を立案しながら処理するパートナーシップによる対応が求められる。			
h-2	計画立案プロセス	1	計画立案が扱う範囲	事前計画と当面の計画	計画立案が扱う範囲は、災害時における初動、当面の対応計画の策定、対策の実行、実行結果の報告と評価、そして次の当面の対応計画の策定へのサイクルを決められた責任担当期間で回し、最終的に撤収までの過程である。	
				新しい課題への対応	災害時に行う業務は、定型化できる業務と新しい課題の2種類に分けられる。定型化できる業務は事前対応計画で処理でき、外部からの応援も可能となる。しかし、新しい課題は、決定権限を持つ関係者で状況認識を共有し、対応計画を立案しながら処理するパートナーシップによる対応が求められる。	
				計画の構成要素	計画(Plan)の構成要素は、状況把握、目標設定、対策、担当である。	
		2	当面の実行計画	当面の対応計画の構成	当該の責任担当期間に実施すべきことをまとめた当面の実行計画を策定して、それにもとづいて対応する。当面の実行計画は、基本的に文書で作成され、活動目標、担当部局、業務内容、通信網、医療体制、補足情報、地図、天気情報等で構成される。	
				当面の対応計画の策定	当面の実行計画は、本部長が交代する場合、複数の機関が対応する場合等の対応において必要となる。当面の実行計画は、達成目標と活動、作業効果と費用対効果を測定する基準、作業の進捗状況、説明責任を果たす基準が明確化されなければならない。	
		3	状況認識の統一	状況把握とは	状況把握とは、災害現場で何が起きているのかを認識することである。その状況認識は関係者で統一されなければならない。	
				ICS上の状況認識の位置づけ	実行計画の策定と共有 ICS FORM 201(概括説明)において、災害対応をする際に必要となる状況把握(どのような状況か)、組織編成(誰が)、資源配置(何を使って)、活動方針(何をやるのか)を責任担当期間が始まる時点で、担当者が理解しておくべきものと位置づけられている。	
				状況把握の事例	一般的には、ホワイトボードを活用した状況認識の統一が図られ、被害状況は地図を用いて可視化されている。	
				状況認識の統一に向けた情報処理	状況認識の統一に向けた情報処理は、組織を取り巻く外的状況(状況分析班)と組織内各部局の被害・対応状況(資源配置班)をとりまとめ報としてまとめることである。	
		状況認識の統一に向けた地図の活用	状況認識の統一に向けて地図作成班を設置することは大変有効である。災害対策本部の参画者間で状況認識の統一を図るための地図作成や災害対策本部班、各課、各関係機関が実施する個別な災害対応業務を支援するための地図作成を担う。			

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
h-2	計画立案プロセス	4	目標による管理	目標による管理	目標による管理 (Management by Objectives)を実現するためには、目標設定を”SMART”に行うことが肝要である。Specific (具体的に)、Measurable (測定可能な)、Achievable (達成可能な)、Relevant (経営目標に関連した) Time-bound (時間制約がある) 目標を設定する。	
		5	資源管理	資源管理	災害対策本部にとっての災害対応は、対応の実施にとって不可欠な希少資源を確保し、適切に配置することである。	
		6	当面の対応計画の構造	当面の対応計画の構造	当面の対応計画は、状況認識と対応のための組織編成、資源配置、活動方針で構成されている。	
		7	責任担当期間計画	責任担当期間	責任担当期間とは、当面の仕事を継続する期間のことであり、指揮統制者が期間の長さや開始時刻を決定する。責任担当期間を設定しないと、連携のとれた対応は不可能となる。災害発生当初(とくに救命救助活動が継続している期間)は一般に12時間の2交代制を採用すると、連続活動が可能になる。その後の応急対応期は、一般に土日はないが1日単位で夜間は休息する体制とし、復旧・復興期は、一般に週末は休息する1週間単位である。	
				対策立案プロセスと責任担当期間	現場では、責任担当期間における当面の対応計画に基づいて活動が実行される。その同時に災害対策本部では、次の責任担当期間における当面の対応計画の策定が実施される。	
				対策立案サイクル	対策立案サイクルは、災害対策本部会議で、次の責任担当期間で実践する対策を盛り込んだ計画を承認し、承認された計画を広報するために状況を把握し、方針を決定し、関係機関と調整し、対策を立案する過程である。	
				災害対策本部の役割	災害対策本部会議の役割は、部局を超えた総合調整を必要とする課題の検討を行うとともに、組織として対応の全体像の広報・情報発信・外部組織との調整を実施する。	
		8	災害対策本部の進め方	災害対策本部会議の進め方	災害対策本部会議は、定刻に開始して、危機管理の長の司会により、まず組織のトップから大方針が示された後に、状況報告がされて、対応計画が策定され、次回の会議の日程が示されて終了する。	
				実施対策調整会議の役割	実施対策調整会議は、災害対策本部会議で承認を得る原案を作る場であり、組織としての対応の具体案を作る場、他班と「調整」する場である。	
				業務の引き継ぎ	災害対応は長期戦であり、職員の引継ぎは不可欠な要素である。自分が担当した活動をスムーズに継続させるために、活動ログを作成して引き継ぐことが重要である。	
h-3	状況認識統一のための地図活用	1	GISの必要性	状況認識の統一のためのGISの必要性	災害時には数多くの機関・団体が同時並行的に活動するため、地図を使って状況認識を統一し、的確な活動が求められる。	
		2	GISとは何か	GISの基礎的な概念	Geographic Information System : 地理情報システムとは、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。	
		3	事例紹介	2015年 関東・東北豪雨(常総市)	常総市災害対策本部の地図作成支援(9/12~)として、文字情報のみの情報共有では全体の状況把握が困難であったことから、ライフライン、生活支援に関する情報等の地図作成を支援した。	
				2016年 熊本地震(熊本県、政府現地対策本部)	熊本地震において様々な「情報共有」による災害対応支援を行った。	
		4	GISを活用するためのポイント	立場によって使い方が違う	トップは、状況を把握し、方向性を打ち出す(戦略)ことから、どうなっているのか、何をすればいいのか、がわかるものが求められ、災対本部は、現場からの情報を集約し、状況把握、トップの打ち出した方向性を具体計画化し、現場対応を支援する(戦術)ことから、現場の対応が集約され俯瞰できるものが求められ、現場は、情報の入力、実際の対応を行う(実行)ことから、簡単かつ柔軟に入力できて、やるべきことがわかるものが求められる。このように、立場に応じてICTの使い方は異なり、GISの活用方法も異なってくる。	
		ストーリーで活用する地図を考える	災害対応ストーリーの標準化することにより、誰でも理解できる「ストーリーマップ」による状況認識の統一が実現する。			

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
h-3	状況認識統一のための地図活用	4	GISを活用するためのポイント	情報の種類、共有とマッシュアップ	災害対応初期は静的情報を活用し、続いて動的情報を収集・集約することで正しく状況を認識することが大切である。	
				事前の準備で決まる	災害が起きてから作る地図を1から考えて作成するのは無理であり、あらかじめ作る地図の仕様を決めておくことが大切となる。	
				Web-GISを使う	Web-GISとは、ウェブブラウザ (IE, Firefox, Google Chrome等) とインターネットだけで、GISの基本機能が利用できるアプリケーションのことある。Webを使うことの利点としてインターネットを使うことで情報の共有が容易になり、Web経由でアクセスできる方が何かと楽であるほか、外部の機関から支援を受ける可能性も高くなる。	
				専門家を活用する	GISが使える職員が不足する場合には、外部から専門家を招く必要がある。専門家が地図作成支援を行った事例として新潟県中越沖地震の際の新潟県庁に設置された地図作成班(EMC)がある	
		5	統合された情報システムの構築に向けて	効果的な地図作成に向けて	現在、たくさんの防災情報システムが存在し、組織間連携において陣取り合戦が行われている。共通の情報管理のしくみとして“SIP4”が提唱されている。	
h-4 h-5	災害対策本部活動演習	1	災害対策本部の運営	災害対策本部の問題点	各部署が情報を分析しないで、時系列・数表を束ねただけで情報の羅列し、各部署が実施した支援の内容のみを報告し、状況の全体像と今後の展開などの見通しが全くないなど、災害対策本部会議が形骸化している状況がある。	
				目標を明確にした災害対応計画(IAP)の策定	目標を明確にした災害対応方針として、被災地のあるべき姿＝目標を決定し、災害対応に関わるすべての関係者(行政、関連機関、住民)が共有すべき目標を立て、あらゆる主体を巻き込んで、合意を共有し、対応の認識を統一することを目指す。	
				災害対応計画(IAP)の内容	災害対応計画(IAP)の内容として、目標を達成するために何をやるのか、責任者は誰で、どのチーム(部局・課・プロジェクトチーム)が担当するのか、連絡窓口担当は誰かが示されなければならない。	
				災害対策本部会議の流れ	災害対策本部会議の流れは、前回の対策目標の進行管理から始まり、被災地の現状、被害状況の全体像、気象情報、地震情報、対応活動の状況、実施している業務と進捗状況を報告した後、最も脅威となる可能性のある課題や今後拡大する可能性のある課題を共有して、今後の状況予測をして、次の本部会議までの対策目標を策定することである。	
h-6 h-7	効果的な災害対応計画・マニュアルの立案演習	1	事前の対応計画の考え方	既存の計画・マニュアルの限界	既存の計画やマニュアルの限界として、仕事が変わらない、仕事がよくわからない、仕事の全体像が把握しづらい、他の人の仕事をとばせないなどの問題点が存在するために、仕事がかかっている人しか分からない現状がある。	
				事前の災害対応計画の内容	事前の対応計画として、仕事の流れの全貌がわかる自分がやるべき仕事が抜け漏れ落ちなく書いてある、自分が誰と一緒に仕事すべきかがわかる、業務に必要な帳票・資料がそろっている、明確で、わかりやすい文章で書いてあることが求められている。	
h-6 h-7	効果的な災害対応計画・マニュアルの立案演習	2	災害対応業務を整理する	業務とは	業務とは、組織にとって必要な活動であり、組織の社会的責任を果たすための行動、組織に寄せられる社会からの信頼に応える行動であることから、業務目的の明確化が大切である。異なる職務を持つ人たちが連携して行う組織にとっては、ステイクホルダーの明確化が重要となる。	
				階層構造を用いて業務を仕事で表現する	業務はいくつかのまとまり仕事から構成され、まとまり仕事は、いくつかの仕事から構成される。業務を階層的に考えて、整理することで、業務の全体を体系的に表現することができる。	
		3	災害対応項目を整理する	WBSスタイルを利用したガイドラインの作成	WBSスタイルを利用することにより、どこでも使えるように一般化できるガイドラインを作成することが可能となる。	
				災害対応項目の整理	現場での効果的な災害対応を実現するためには、だれが、何を、いつするべきかを明確にし、予め関係者間で合意して、合意事項を予め訓練しておかなければならない。これを怠ると発災後に調整が手間取ることになる。このため、米国では災害対応項目 Emergency Support Functions (ESF) 明示されている。わが国でESFにあたるものは、防災基本計画である。	
				タイムラインの作成	タイムラインは、災害対応に従事する諸機関の間に、どの機関がどの活動を担って、いつまでに、何をするかについての共通理解を文書化したものである。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
h-6 h-7	効果的な災害 対応計画・マ ニュアルの立案 演習	4	災害対応とプロジェクトマネジメント	定常業務とプロジェクト業務 プロジェクトは、組織の戦略計画を達成する手段として実施されることが多い。定常業務が継続的・反復的であるのに対して、プロジェクト業務が有期的・独自のことに大きな違いがある。		
			災害対応業務の特徴	組織横断的な全庁一丸となって実施すべき業務で、関係機関との情報共有・調整が不可欠となる。そのため、平常時からの取組み(準備)の成果が問われる。		
		5	防災行動計画 (タイムライン)	災害対応におけるタイムラインの位置付け	災害対応におけるタイムラインの位置付けは、被害の発生を前提とした防災対応であり、事前の連携調整による組織間連携を実現し、先を見越した対応を行うために策定されるものである。	
				タイムライン策定のポイント	タイムラインの策定にあたっては、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理することがポイントとなる。	
		6	業務の階層化と業務フローの可視化	災害対応マニュアル作成の意義	マニュアル自体が唯一の成果物ではなく、作成する過程そのものが成果の一つである。作成にかかわった関係者が増えることにより、組織全体で内容を共有し、継続的に更新・維持することが重要となる。	
				業務の階層化	業務はいくつかのまとまり仕事から構成され、まとまり仕事は、いくつかの仕事から構成される。業務を階層的に考えて、整理することで、業務の全体を体系的に表現することができる。	
				Magical7による業務フローの可視化	Magical7とは、業務を行う際に必要となる仕事を階層的に整理するツールである。上司は誰が何の仕事をするべきかを確実に把握して、部下に仕事を依頼することができる。	
				WBSとDFDによる業務フローの可視化	Magical7による階層的に整理された業務を元に、WBS (Work Breakdown Structure) で構造化し、DFD (Data Flow Diagram) で情報の流れを整理すると、業務フローの可視化が実現する。	
		7	災害対応マニュアル作成手法	作業の整理	WBSを作成するための3つの段階として、既存の計画やマニュアルを読み込み、やるべきことを「作業カード」化する、「作業カード」をM7を使って階層的に整理する(WBSにまとめる)ステップを踏む。	
				作業の階層化	業務を階層化した仕事で表現するために、M7で階層を明確にする。これを、まとまり仕事に整理して、WBSに展開する。	
仕事の流れの検証	M7による作業の整理から、情報の流れをDFD (Data Flow Diagram) で可視化して、まとまり仕事の有効性について、DFDを使って検証する。その結果を作業カードに反映させて、作業カードを作業順に並べ、仕事と仕事間のつながりを考える。さらに、仕事をするにあたってのコツ・ポイントを書き入れて、WBSにフィードバックすることにより、実効性の高いマニュアルが作成される。					
h-8 h-9	応急期の政府 支援	1	政府の諸機関の活動方針についての説明	国による応急期における収集体制の構築 災害発生時に、救助・救急、医療等多岐にわたる応急活動を効果的に実施するため、国は、災害・被害情報の収集・連絡及び通信の確保を迅速に行う。これらの情報を基に、国は、内閣情報集約センターにおいて24時間体制で災害情報の収集を行うとともに、大規模な災害が発生した時には、関係省庁の局長級からなる緊急参集チームが総理官邸内の危機管理センターに参集し、災害状況を把握・分析した上で、内閣総理大臣に報告し、必要に応じ関係関係協議や関係省庁災害対策会議を開催する。		
			非常災害対策本部の設置	被害状況に応じ、非常災害対策本部(本部長は防災担当大臣)や緊急災害対策本部(本部長は内閣総理大臣)を設置し、災害応急対策方針の決定、各機関が実施する災害応急対策の総合調整などを行う。		
		2	状況に応じて政府の資源を適切に活用する方法の学習	外部からの政府の活動資源 災害が発生した場合、住民に最も身近な行政主体として市町村が災害応急対策に当たり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とする事案の対処に当たりことが基本となるが、被災地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国による応援や地方公共団体間の相互応援が実施される。この外部から来る、救助・救急活動、医療活動、支援物資の調達・輸送などに関する政府の資源を適切に活用することにより、被災者のニーズを踏まえた災害応急対策を的確かつ迅速に行うことができる。		
3	災害応急期に実施される緊急消防援助隊の活動	緊急消防援助隊の概要	緊急消防援助隊の目的は、地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保することにある。			
			緊急消防援助隊は、総理大臣が、構成及び設備の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、その計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録する。大規模・特殊災害発生時には消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動する。			

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
h-8 h-9	応急期の政府 支援	4 災害応急期に 実施される自衛 隊の活動	自衛隊の災害 派遣任務の位 置付け及び災 害派遣任務の 概要	自衛隊の災害派遣には、以下の3原則があり、公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要がある場合の「公共性」、差し迫った必要がある「緊急性」、自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がない「非代替性」、この3原則にしたがって災害派遣を発動する。	
			派遣に関わる 事務の手順・内 容	自衛隊の災害派遣の手順としては、要請権者からの要請に基づくのが原則。その要請権者は、都道府県知事・海上保安庁長官・管区海上保安本部長・空港事務所長である。しかしながら状況により、大臣命令による災害派遣、要請を予期した部隊長等の判断による自主派遣や近傍派遣を実施する場合もある。	
			自衛隊の大規 模震災等対処 計画の内容	首都圏直下型地震など大規模災害については対処計画を策定されている。防衛・警備上不可欠な部隊を整理し、それらを除く最大勢力の部隊を集中させ、統合任務部隊(JTF)を組織し、陸海空部隊を統合運用することなどを記載している。また、予備自衛官等の招集、米軍との連携についても計画している。	
		5 災害応急期に 実施される警察 災害派遣隊の 活動	警察災害派遣 隊の概要	警察災害派遣は、国内において大規模災害が発生、または正に発生しようとしている場合に、被災地で活動する。	
			被災地で必要 となる治安維持 活動	社会秩序の維持のため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化や、避難所等の巡回などととも、悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯等の発生予防が実施される。	
		6 災害応急期に 実施される海上 保安庁の活動	海上保安庁の 災害救援活動	海上保安庁は、地方自治体からの要請に基づき、被害状況等の調査及び情報収集や避難勧告、避難者の誘導、陸上孤立者の救助・救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送、その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動を実施する。	
		7 災害応急期に 実施される TEC・FORCE の活動	TEC-FORCE (緊急災害対策 派遣隊)の現地 支援	大規模自然災害が発生又は発生する恐れが生じた場合、いち早くTEC-FORCEが被災地へ出向き、被災自治体などの支援を行う。被災自治体などからの支援ニーズを把握し、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査や災害対策用機械による応急対策及び技術的助言等を行う。	
		8 災害応急期に 実施される DMATの活動	DMATの活動 の概要	DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に、DMATの派遣は、被災地の都道府県からの要請に基づき、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。都道府県は、通常時には、DMAT運用計画の策定、医療機関等との協定の締結等を行い、災害時には計画に基づきDMATを運用し、活動に必要な支援(情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等)を行う。	
		9 災害応急期に 実施される内閣 府の現地対策 本部の活動	現地対策本部 の設置	被災地の状況を把握するため防災担当大臣等を団長とする政府調査団を派遣したり、災害応急対策の総合調整を現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、国の現地対策本部を設置する。	
h-10	全体討論	1 研修受講の目 的の再認識			
		2 研修を通じて、 学び、得たもの の整理			
		3 研修を活かして 次につなげるこ と			

第9節 人材育成

第1款 目的

行政の災害対応人材を育成するために必要となる知識を学ぶ。人材育成プログラムと効果的な訓練や研修を企画しようとする態度を養う。

第2款 主な対象者

防災訓練や研修を担当する職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	人材育成総論	座学	人材育成の必要性や戦略、規定事項を学ぶ。
2	訓練・研修の実際	座学	国や地方公共団体が実際に実施している訓練の事例を学ぶ。
3	地域防災リーダーの育成	座学	地域における防災リーダーの育成の意義と研修の企画、実施手法を学ぶ。
4 5	訓練企画運営実践Ⅰ（討議型図上演習）（2単元）	演習	訓練手法のうち討議型図上演習の一つであるエスノグラフィー演習を経験すると共に、様々な素材を用いたケースメソッドの考え方を学ぶ。
6 7	訓練企画運営実践Ⅱ 状況付与型図上演習（2単元）	演習	訓練手法のうち状況付与型図上演習の一つである災害対策本部運営訓練を経験すると共に、様々なシナリオを用いた状況付与型図上演習の考え方を学ぶ。
8	訓練・研修企画手法	座学	防災訓練・研修を企画する際のポイントを学ぶ。

9 10	人材育成プログラム作成演習 (2単元)	演習	人材育成プログラムの作成手法や留意点について学ぶ。
---------	------------------------	----	---------------------------

(2) 身につける態度と技能

	単元	身につける態度と技能
1	人材育成総論	<p>【態度】 法令等の趣旨や様々な主体が実施している訓練・研修を踏まえ、組織全体の人材育成を戦略的に考え、実践しようとする。</p> <p>【技能】 自らの組織の人材育成について、戦略的な視点で考察し、人材育成プログラムの骨子を作成できる。</p>
2	訓練・研修の実際	<p>【態度】 訓練・研修のさまざまな事例や取組みを、自らの組織の訓練・研修に生かそうとする。</p> <p>【技能】 訓練・研修のさまざまな事例や取組みを自らの組織の人材育成プログラムに生かすことができる。</p>
3	地域防災リーダーの育成	<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織内において、地域防災リーダーとの円滑な連携に努めようとする。 ・地域住民に対して防災リーダーの役割を理解してもらう努力をしようとする。 ・組織内において、地域防災リーダーの育成を牽引できる人材育成を定期的に行おうとする。 <p>【技能】 災害時において、防災担当職員が地域防災リーダーと連携体制を円滑にし、地域住民の早期避難や災害に対して減災に導くことができる。</p>

4 5	訓練企画運営実践Ⅰ（討議型図上演習）	<p>【態度】 職員や地域住民を対象とした討議型図上訓練を自ら企画・実施し、人材育成を効果的に図ろうとする。</p> <p>【技能】 討議型図上訓練を理解し、訓練を企画・実施するための基本事項を判断・表現できる。</p>
6 7	訓練企画運営実践Ⅱ 状況付与型図上演習	<p>【態度】 職員を対象とした状況付与型図上訓練を自ら企画・実施し、人材育成を効果的に図ろうとする。</p> <p>【技能】 状況付与型図上訓練（対応型）を理解し、訓練を企画・実施するための基本事項を判断・表現できる。</p>
8	訓練・研修企画手法	<p>【態度】 各種防災訓練・研修の特徴を理解して、自らの組織における防災訓練・研修の企画をより効果的に行おうとする。</p> <p>【技能】 ”「何ができるようになるのか」という視点から防災訓練・研修の体系を捉え、効果的な訓練・研修を企画・実施するために必要な下記の事項を判断・表現できる。</p> <p>「状況認識」 「ねらいの設定」 「制約条件の抽出」 「技法の選択」 「カリキュラムの設計」 「開発」 「評価・検証」 「フィードバック」</p>

<p>9 10</p>	<p>人材育成プログラム作成演習</p>	<p>【態度】 自らの組織の人材育成について、育成の目的、目標、対象を明確に定め、内部研修や外部研修、図上訓練、実働訓練を組み合わせた人材育成プログラムを作成しようとする。</p> <p>【技能】 自らの組織の人材育成について、戦略的な視点で考察し、人材育成プログラムの素案を作成できる。</p>
-----------------	----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
j-1	人材育成総論	1 人材育成の必要性	防災における人材育成とは何か	<p>自助・共助・公助の力を拡大していくため、人材育成を強力に進めていく必要がある。制度やモノがあるだけでは実効性は担保できない。知識・技能・態度を有するヒトが自助・共助・公助の活動を牽引するために不可欠である。</p> <p>特に公助を担う防災機関にとっては、単に研修や訓練を行うのではなく、防災に関する知識・技能・態度を有する職員を一つの「山」と見立てて、この山をどのように高くするのか（＝知識と技能をどう高めていくのか）、山をどのように増やしていくのか（＝専門知識を持った人材を数多く揃えるのか）、組織全体の山の裾野をどう広げるのか（＝組織全体のポテンシャルをどう高めていくのか）を戦略的に考え、実践することが、防災における人材育成だと言える。</p>	【(防災における人材育成の)山々】
			人材育成が求められる分野	<p>人材育成が求められる分野としては、①災害対策本部全体の指揮統制を担う人材、②災害対策本部の指揮統制を参謀として支える人材、③個別事案を専門的に処理できる人材、④自助、共助を高める地域防災リーダーの育成を牽引する人材が挙げられる。</p>	<p>【指揮統制を担う人材】</p> <p>【参謀を担う人材】</p> <p>【個別事案処理を担う人材】</p> <p>【地域防災リーダー】</p>
			人材育成に関する取組の経緯	<p>阪神・淡路大震災以来、人材育成の必要性が強く認識され、教育素材や訓練手法の開発、育成の場の構築などが試みられてきた。</p> <p>現在は、こうした蓄積を踏まえて、市町村等の防災機関が人材育成のための実践をどのように戦略的に進めていくかという段階に入っている。</p>	<p>【教育素材の開発】</p> <p>【訓練手法の開発】</p> <p>【育成の場の構築】</p>
	2 人材育成の規定事項	2 人材育成の規定事項	災害対策基本法における規定	<p>職員等を対象とした「防災に関する教育及び訓練」は、第46条で災害予防に関する事項の一つとして規定されている。そして、地方公共団体の長など災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならないと規定されている。なお、この規定中「教育」については、平成24年6月の法改正で追加されたものである。</p>	【災害対策基本法第46条(防災に関する教育及び訓練)】
				<p>平成24年6月の法改正で防災教育の実施について第四十七条の二が新規追加された。そこでは、災害予防責任者は防災教育の実施に努めなければならないとされ、「防災教育を行うおうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。」と規定されている。なお、ここでの防災教育は、具体的には、各防災機関の職員等を対象に、防災に関するテキストやマニュアルを配布したり、教育機関と連携して防災に関する研修を行ったりすることが想定されている。</p>	【災害対策基本法第47条の2(防災教育の実施)】
				<p>防災訓練については第四十八条に「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。」と規定されている。</p>	【災害対策基本法第48条(防災訓練義務)】
				<p>平成29年4月時点の防災基本計画では、第1編総則第5章に「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」として、「平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」と人材育成についても規定されている。</p>	【防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の一つとしての人材育成】
	2 人材育成の規定事項	2 人材育成の規定事項	地域防災計画における規定例	<p>兵庫地域防災計画の例では、人材育成に関し、外部機関・学識経験者との連携や防災以外の行政分野との連動についても配慮されている。</p>	【兵庫地域防災計画】
				<p>新潟県長岡市地域防災計画の例では、公助の充実のための施策の一つとして、「国の研修機関等及び県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築」が挙げられている。</p>	【長岡市地域防災計画】
	2 人材育成の規定事項	2 人材育成の規定事項	人材育成手法の全体像	<p>人材育成の手法は、大きく研修と訓練に分けられる。研修としては、国、都道府県、専門機関、大学が実施する外部研修と集合研修やeラーニングを自組織内部で行う内部研修がある。訓練としては、実動訓練として個別実動訓練や総合防災訓練があり、防災図上訓練として状況付与型や討議型などがある。また、研修や訓練以外に、被災地応援派遣等によるOJTやシンポジウム・講演会への参加、学会参加等も人材育成の手法として考えられる。なお、それぞれの手法には、「一度に多くの職員を参加させることが困難」など予算・業務上の制約がある。</p>	<p>【外部研修】</p> <p>【内部研修】</p> <p>【実動訓練】</p> <p>【防災図上訓練】</p> <p>【状況付与型図上訓練】</p> <p>【討議型図上訓練】</p> <p>【OJT】</p>

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
j-1	人材育成総論	3	人材育成の手法の概要	主な外部研修の例	国の機関では、内閣府(防災)の他、消防大学校などが防災に関する研修を実施している。この他、人と防災未来センター、消防防災科学センター、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所などが全国レベルで研修を実施している。また、岩手大学、静岡大学、三重大学などでも市町村職員等を対象とした研修を実施している。	【内閣府(防災)】 【消防大学校】 【人と防災未来センター】 【消防防災科学センター】 【市町村アカデミー】 【全国市町村国際文化研修所】 【岩手大学】 【静岡大学】 【三重大学】
			e-ラーニングの取組	e-ラーニングとは、インターネットを通じて学習する仕組みであり、防災分野の代表例としては消防庁の「防災・危機管理e-カレッジ」が挙げられる。e-カレッジには、市町村職員を対象としたコンテンツも多数用意されており、学習管理システム(LMS)を用いて進捗管理などを行うことも可能となっている。	【消防庁「防災・危機管理e-カレッジ」】 【学習管理システム】	
			実務派遣(OJT)による人材育成	内閣府(防災)では、地方公共団体や指定公共機関の職員を受け入れて、実際の災害対応の業務に当たらせるOJT(On Job Training)を実施している。	【内閣府(防災)】 【OJT】	
		4	人材育成の対象とポイント	人材育成の対象者の考え方	人材育成に当たっては、対象者によって求められる知識・技能・態度は異なるので、対象者を明確に区分し、対象者に適合した育成内容とする必要がある。区分としては、役職別、部署別、キャリア別などが考えられる。なお、基盤となる基礎知識は、区分に関わりなく全ての対象者が共通で身に付けることが必要である。	【対象者の明確化区分】 【対象者に適合した育成内容】 【対象者の区分に関わらず必要な基盤となる基礎知識】
				対象者の役職に応じた育成上の留意点	市町村長(本部長)については、トップの責任、トップとしての災害対応のポイント、マスコミ対応、日頃の予防対策(被害軽減・訓練等)の重要性について知ることが重要なポイントである。 副市町村長・教育長(本部長代理)については、「代理」としての当事者意識の醸成を図ることが重要なポイントである。	【トップの責任】 【災害対応のポイント】 【マスコミ対応】 【日頃の予防対策の重要性】 【「代理」としての当事者意識】
		4	人材育成の対象とポイント	対象者の役職に応じた育成上の留意点	危機管理監については、災害下の組織のマネジメント及び災害予防対策を推進するための組織内・組織間の調整の円滑化について知ることが重要なポイントである。	【組織のマネジメント】 【組織内・組織間の調整】
					部課長については、管理職としての心構えとして、所属内の管理や本部員会議に臨む際の心構えを知ることが重要なポイントである。また、分掌事務に基づく災害対応のポイントについても知っておく必要がある。	【所属内の管理】 【本部員会議に臨む際の心構え】
				課長補佐・係長以下の職員については、分掌事務に基づく災害対応のポイントを知ることが重要なポイントである。	【分掌事務に基づく災害対応のポイント】	
		4	人材育成の対象とポイント	対象者のキャリアに応じた育成上の留意点	新任職員については、災害時の職員としての責務を理解し、地元の災害の歴史や災害の危険性について知ることが重要なポイントである。 5年目・10年目・20年目のそれぞれの経験に合わせて、役割の確認や災害対応の基礎知識、災害事例の習得、ネットワークづくり、家族を守ることなどの留意点を考慮して研修・訓練を行うことが肝要である。	【災害時の職員としての責務】 【それぞれの経験に合わせた研修・訓練】
				地域防災リーダーの育成上の留意点	地域防災リーダーを育成していくに当たっては、その必要性・重要性をトップ、危機管理監等が十分理解し、組織の中に地域防災リーダーの育成を牽引することができる人材を確保することが必要である。その上で、目標としての理想の住民像の明確化、住民に持ってもらうべき知識の明確化、ふさわしい育成手法の検討、継続的に育成が行われる仕組みの企画というプロセスを踏まえた取り組みを推進していく必要がある。	【目標としての理想の住民像】 【住民に持ってもらうべき知識】 【育成手法】 【継続的に育成が行われる仕組み】
		5	人材育成のプログラム化	人材育成プログラムの必要性	市町村という「組織」には、人事異動、縦割りによる部門間の温度差、他の組織・団体への依存度の高さなど防災に関する人材育成の難しさが存在する。また、予算上の制約もある。こうした難しさを制約の中で、効果的に防災に関する人材を育成していくために、戦略的なプログラムが必要である。	【人事異動】 【縦割りによる部門間の温度差】 【他の組織・団体への依存度の高さ】 【予算上の制約】 【戦略的な人材育成プログラム】
				人材育成プログラムのイメージ	人材育成プログラムとして、戦略的な中長期計画と年間実施計画が必要である。 戦略的な中長期計画では、目標が明確であること、実現性があること、組織の置かれた状況に適合していることが重要である。それを踏まえて、年次目標が明確な年間計画を作成するとよい。	【中長期計画】 【年間実施計画】 【目標が明確であること】 【実現性があること】 【組織の置かれた状況に適合していること】

単元		学習目標		学習項目	知識	基本用語		
j-2	地域の防災リーダーの育成	1	地域の防災リーダーの育成に関する留意点	地域防災リーダーに対する組織内と住民への理解	行政職員が地域防災リーダーを育成していくに当たっては、その必要性・重要性をトップや危機管理監等が十分理解し、組織の中でも地域防災リーダーの役割を認識する必要がある。 地域住民に地域防災リーダーの役割を理解してもらうためにも、防災訓練や地域のイベント等を通してその存在と役割を周知する必要がある。	【地域防災リーダー】		
				定期的な育成	組織の中に地域防災リーダーの育成を牽引することができる人材を常に確保するためにも、定期的に地域防災リーダーを牽引できる行政職員の育成が必要である。			
j-3	訓練・研修の実際	1	国が実際に実施している訓練の事例	訓練大綱の概要	災害対策基本法に基づき、国が中央防災会議(内閣総理大臣と全閣僚参加)で協議し、防災基本計画を策定する。これを基に国の防災訓練として毎年度末に各省庁へ照会して、最終的に「中央防災会議」で決定したものを「総合防災訓練大綱」という。	【総合防災訓練大綱】		
				総合防災訓練の概要	9月1日の防災の日に、総理をはじめとする全閣僚による緊急災害対策本部会議の運営などの訓練の他、九都府県合同防災訓練と連携した被災地への現地調査訓練を行っている。	【防災の日】 【総合防災訓練(国)】		
				津波防災訓練の概要	11月5日の津波防災の日に、緊急地震速報の訓練の他、関係地方公共団体等と連携し、各地域で、地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を実施している。	【津波防災の日】 【津波防災訓練】		
				図上訓練の事例	国の緊急災害対策本部事務局100人をプレイヤーとして、緊急災害現地対策本部(コントローラー50人)からの状況付与による図上訓練を実施している。	【緊急災害対策本部事務局図上訓練】		
		2	地方公共団体が実際に実施している訓練の事例	近年の傾向	近年、地方公共団体では主に風水害と地震災害を想定した、大規模な総合防災訓練に加えて、組織内での図上訓練や実動訓練、参集・初動訓練などが実施されている。	【総合防災訓練(地方)】 【組織内訓練】		
				実動訓練の事例	地震、風水害等の災害を想定して、市町村その他防災関係機関及び自主防災組織等の住民参加による情報伝達、避難訓練、救出救助訓練等が実施されている。	【実動訓練】		
				図上訓練の事例	防災計画やマニュアルに記載されている体制と活動、手順などの検証と見直しのために、具体的な被害想定に基づいた状況を付与することによって、実戦的な図上訓練を実施している。	【図上訓練】		
		3	各種研修機関が実施している研修の事例	各種研修機関における防災研修の種類、事例(人と防災未来センター、消防防災科学センター、市町村アカデミー、静岡県、愛知県、三重県など)	内閣府の防災スペシャリスト養成研修や地域別総合防災研修のほかにも、人と防災未来センターの災害対策専門研修、消防防災科学センターの市町村防災研修、市町村アカデミーの災害に強い地域づくりと危機管理研修、静岡県のふじのくに防災士養成講座、愛知県の防災・減災カレッジ、三重県のみえ防災・減災センター専門職防災研修、防災教育センター研修や静岡大学や香川大学などの各種機関が防災人材の育成を行っている。	【各種研修機関】		
		j-4 j-5	訓練企画運営実践Ⅰ 討議型図上演習	1	討議型図上訓練(災害エスノグラフィー演習)の内容	討議型訓練の目的、エスノグラフィー演習の位置づけ	討議型図上訓練は、実災害で生じた状況や場面を設定する中で、災害対応の疑似的経験(思考・体験)を行うことにより、不足する「経験」を補うとともに、現実的な状況の下で知見・教訓を得て「知恵化」をはかりつつ、想像力・創造力を醸成することを目的とする。	【疑似的経験(思考・体験)】
						訓練の企画の流れとポイント	訓練企画のプロセスには、目的、参加対象者と規模(人数)、訓練概要、日程、会場を検討し、訓練で使用する素材・教材を決定し、当日の内容・方法を組み立て、スケジュールを作成し、参加対象者に募集・案内し、会場レイアウトと訓練用具を準備し、訓練推進役のメンバーを決定する流れとなる。	【企画プロセス】
							素材・教材の選定やスケジュールの調整、訓練会場のレイアウト、使用する用具のそれぞれに訓練を円滑に進めるポイントがある。	【訓練を円滑に進めるポイント】
2	様々な素材を用いた討議型図上訓練の内容や考え方			討議型図上訓練で用いられる各種素材(各種データ、経験談)とその活用	討議型図上訓練では、現場状況記録の他に体験談記録や地図、新聞記事、AAR(After Action Review)や各種報告書などが素材となる。これらの素材は、災害対応の実態、対応上の課題や解決策を把握理解したり、訓練を行う上での条件作成の際の基礎データとして活用したり、効果的な訓練を行うためのゲームキットや、小道具を作成する上での材料に使ったりする。	【素材】 【現場状況記録】 【体験談記録】 【新聞記事】 【AAR】 【報告書】		
				素材作成の方法と留意点	教材となる素材作成の最終目的は、他の災害、他の行政職員に対しても普遍的に役立つ暗黙知を抽出することである。	【素材作成の目的】		

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
j-4 j-5	訓練企画運営 実践Ⅰ 討議 型図上演習	2	様々な素材を用いた討議型 図上訓練の内容 や考え方	様々な素材を用いた訓練の 内容と方法、事 例	素材を用いた討議型図上訓練の代表例として、DIG(災害イ メージネーションゲームやHUG(避難所運営ゲーム)、防災クロスロ ード、災害エスノグラフィーなどがある。	【DIG】 【HUG】 【防災クロスロード】 【災害エスノグラフィー】
		3	討議型図上訓 練を実施する 上での留意点	訓練実施と実 施上の留意点	検討を促進・支援する役割を担う「ファンリテータ」は、全ての参 加者が発言できることを心がけることや操作的な言動(強引な誘 導)をとってはならないなどの留意点に注意する必要がある。	【ファンリテータ】
j-6 j-7	訓練企画運営 実践Ⅱ 状況 付与型図上演 習	1	状況付与型図 上訓練の内容	状況付与型図 上訓練の目的	状況付与型図上訓練の内、イメージトレーニング型は、災害や 危機が発生したとき、どこでどのような被害が発生し、被災者や 組織がどのような対応行動をとるのかについて一定のイメージを 描けるようになることを目的とするものである。	【イメージトレーニング型】
				状況付与型図上訓練の内容	状況付与型図上訓練の内、対応型(図上シミュレーション方 式、別名:ロールプレイング方式・ブラインド方式)は、実際の災 害や危機のときと同じような時間的制約の下で具体的な対応行 動をとり、対応計画やマニュアルを(体(頭))に覚え込ませると同時 に、情報収集や意思決定のツボを習得することを主な目的とする ものである。	【対応型(図上シミュレーション方式(ロー ルプレイング方式、ブラインド方式))】
			状況付与型図 上訓練(対応 型)の内容とポ イント	対応型(図上シミュレーション方式)の基本は、コントローラーか らの状況付与に応じて、プレイヤーが情報収集・分析・判断と いった災害対応を行い、一連の対応終了後、全員でコントロー ラーによる評価の確認と課題の検討を行うというものである。	【状況付与】	
		2	状況付与型図 上訓練の企画 の考え方	状況付与型図上訓練(対応 型)の企画の流 れとポイント	状況付与型図上訓練(対応型)を実施する場合、まず、実施 チームを編成し、訓練目的、対象、スケジュール、前提条件を設 定して、訓練方法を決定する。次に、方法に応じてシナリオ等の 訓練資料を作成し、地図、小道具等を準備し、訓練を実施する 流れとなる。それぞれの段階で実施チーム内の役割分担を明確 にして準備することで、実効性が高まる。	【実施チーム】
		3	状況付与型図 上訓練の評価 の考え方	状況付与型図 上訓練(対応 型)の訓練評価 の方法	訓練評価の方法には、チェックリスト法や達成度評価法、対応 所要時間評価法、試験(ペーパーテスト)、評価者(専門家)による オンサイト評価とコメント、参加者による自己評価、研究会の開 催などがあり、訓練目的に照らして有効な方法を選択する必要が ある。	【チェックリスト法】 【達成度評価法】 【対応所要時間評価法】 【試験】 【オンサイト評価】 【自己評価】 【研究会】
			訓練成果の反 映方法	訓練結果は、地域防災計画やマニュアルを見直し、年間の訓 練計画に反映させ、見直した事項をさらに訓練で検証し、訓練を 継続・蓄積し、ルーチン化する必要がある。	【ルーチン化】	
j-8	訓練・研修企画 手法	1	防災訓練・研修 の体系	防災訓練・研修の体系は、「何をできるようにするのか」といった 視点からも整理することができる。	【「何をできるようにするのか」という視点】	
			体系上の防災 訓練・研修の主 な内容	たとえば、「防災に興味を持つ」という視点からは防災すごろく や防災クロスロード等のゲームが、「過去の災害事例をもとに自 分の災害対応の改善点を考える」という視点からは災害エスノグ ラフィー演習が例示できる。	【防災すごろく】 【防災クロスロード】 【災害エスノグラフィー】	
		2	各種防災訓練・ 研修の特徴	防災訓練の種類と特徴	防災意識の普及を主な目的とする劇場型の展示訓練や、防災 技術の取得のための教育型の技術取得訓練、防災体制が計画 やマニュアル通りに動くかどうかの検証型の実戦訓練が実施され ている。	【劇場型展示訓練】 【教育型技術取得訓練】 【検証型実戦訓練】
			防災研修の種類 と特徴	防災研修は、大きく外部研修と内部研修に分けられる。外部研 修とは、国、都道府県、専門機関、大学が実施する研修に参加 することである。内部研修とは、集合研修やeラーニングを自組 織内部で行うものである。	【外部研修】 【内部研修】	
3	防災訓練・研修 の企画と留意 点	防災訓練・研修 の企画フロー	効果的な防災訓練・研修を企画・実施するためには、「状況認 識」「ねらいの設定」「制約条件の抽出」「技法の選定」「カリキュ ラムの設計」「開発」「実施」「評価/検証」「フィードバック」という一連 のフローを繰り返していく必要がある。	【企画フロー】		
j-9 j-10	人材育成プログ ラム作成	1	人材育成プログラ ムの作成方法 や留意点	人材育成プログラムの必要性	人材育成を行うためには、場当たりの訓練や研修を実施する のではなく、目標を設定して計画的に訓練や研修が実施されな ければならない。	【目標の設定】
			人材育成の基本的な概念は、組織として防災の知識・技能・態 度を持った職員を一つの「山」と見立てて、この山をどのように高 くするのか(=知識と技能をどう高めていくのか)、山をどのよう に増やしていくのか(=専門知識を持った人材を数多く揃えるの か)、組織全体の山の裾野をどう広げるのか(=組織全体のポテ ンシャルをどう高めていくのか)を考えることである。	【職員の「山」】		

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
j-9 j-10	人材育成プログラム作成	1	人材育成プログラムの作成方法や留意点	人材育成プログラム作成上の留意点	人材育成プログラムを作成するには、組織の課題を抽出した上で、課題解決のための人材育成の目標を戦略的に定めて、その目標達成のための訓練・研修を選定して、これをPDCAサイクルに沿って計画的に実施することが必要である。	【組織の課題】 【目標】 【PDCA】
		2	様々な訓練・研修を組み合わせた人材育成プログラム	人材育成目標の設定 課題の設定と様々な訓練・研修を組み合わせ	「今の課題は何か」を考える。一番切実に解決したいという課題が目標になる。 課題解決のために、育成すべき対象を明確に定めて、内部研修や外部研修、図上訓練、実働訓練をどのように組み合わせるのかを検討しなければならない。	【「今の課題は何か】 【内部研修、外部研修、図上訓練、実働訓練の組み合わせ】

第10節 総合監理

第1款 目的

総合的な防災政策を実施するために必要となる知識を学ぶ。平時から防災政策の検討と災害対策本部体制の構築しようとする態度を養う。

第2款 主な対象者

首長や危機管理監、防災監、危機管理専門員、防災担当課長等の幹部職員を主な対象者とする。

第3款 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	総合防災政策	座学	総合的に防災政策を推進していくことの基本的な考え方を予防対策から応急対策への流れに沿って学ぶ。
2 3	総合的な被害抑止政策の実施 (2単元)	座学	防災政策のうち、被害を抑止するための構造物や建築物に対する対策について学ぶ。
4	リスク評価に基づく災害対応の検証	座学	防災アクションプランの策定手法であるリスク評価→施策目標の設定→事業評価指標の設定→進捗管理→検証→事業見直しといったサイクルについて学ぶ。
5	防災政策（演習）	演習	具体的な被害想定を基に、どのような防災政策を立案して推進していくべきかを演習形式で学ぶ。
6	応急対策の実態	座学	災害対策本部における重要業務と応急活動の実態について学ぶ。

7	大規模災害の検証と対応	座学	大規模災害がどのように検証され、どのような対応方針が示されているのかを学ぶ。
8 9	災害対策本部体制（演習）（2単元）	演習	災害対策本部体制を構築するために必要な体制、空間レイアウトなど事前に準備すべきことを学び、災害対策本部運営の流れと心構えを演習形式で学ぶ。
10	全体討論	座学	総合防災政策立案について学んだことを、受講者がそれぞれの組織でどのように反映させるのかを考える。

（2）身につける態度と技能

	単元	身につける態度と技能
1	総合防災政策	<p>【態度】 物事を素直に見て、きちんと現状を把握した上で指示しようとする。</p> <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の情勢を正確に把握して、様々な防災政策の優先順位を示すことができる。 ・応急時に正確に状況を把握して、効果的な対策を示すことができる。 ・地域の課題に対して効果的な対策を示すことができる。
2 3	総合的な被害抑止政策の実施	<p>【態度】 過去の事例とそこから得られた教訓等をしっかりと学ぼうとする。</p>

		<p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な状況変化を想定した総合的な水防対策を立案することができる。 ・顕著化する降雨の傾向を想定したハード・ソフト両面から、地域の状況に応じた土砂災害対策を立案することができる。 ・建物の耐震化と室内安全対策の両方を効果的に推進する政策を立案することができる。 ・都市の住宅密集地の災害脆弱性を軽減するための政策を立案することができる。
4	リスク評価に基づく災害対応の検証	<p>【態度】 防災政策を客観的な手法で評価しようとする。</p> <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価手法を駆使し、被害想定に基づいた防災政策を立案することができる。 ・防災政策を政策評価手法により査定することができる。
5	防災政策（演習）	<p>【態度】 具体的かつ説得力のある説明をしようとする。</p> <p>【技能】 具体的な政策立案と説明ができる。</p>
6	応急対策の実態	<p>【態度】 過去の事例を踏まえて組織内に反映しようとする。</p> <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の様々な課題を全庁一体となった体制で総合的にコントロールすることができる。 ・それぞれの防災拠点を効果的なネットワークで連結することができる。 ・国・都道府県・市町村・各種関係機関から効果的に人的・物的な応援・受援を実施することができる。 ・自主防災組織や企業など民間と迅速かつ効果的に連携することができる。

7	大規模災害の検証と対応	
8 9	災害対策本部体制 (演習) (2 単元)	<p>【態度】 基礎的な過去の教訓が分かった上で、情報共有ができる組織体系をつくり、立ち止まらずに前へ進む指揮をしようとする。</p> <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応を迅速かつ効果的に実施することができる組織を構築できる。 ・災害対策本部の内外の各組織を効果的に指揮し、連携することができる。 ・効率的な災害対応を実現する空間を構築することができる。 ・一連の決められたサイクルにより、円滑かつ効率的な災害対策本部を運営することができる。

(3) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
k-1	総合防災政策	1 予防対策に関する防災政策の基本的な考え方	地域の環境変化と社会構造の変化	都市化の進展により、地域の環境と社会構造は変化する。それと共に地域の脆弱性も変化する。	
			「想像力の欠如」が被害を拡大	想像力の欠如が想定外の畏を生み被害を拡大する。予防対策が進むことによりレベル0の外力に対して被害や災害を意識しなくなる。日常の中で災害を想像できなくなるのが想定外を生んでいる。	
			「国土強靱化」と共に「市民力の強靱化」が重要	「国土強靱化」による予防対策が進むことによる想像力の欠如を補うために、ソフト対策による「市民力の強靱化」が重要になる。	【国土強靱化】
			ハード対策と、ソフト対策は車の両輪	津波対策に見られるように、防潮堤や水門などハード対策と、避難などソフト対策は車の両輪である。	
			公共施設や住宅の耐震化の重要性(直接被害だけでなく応急活動にも影響)	公共施設や住宅の倒壊で多くの犠牲者が出るだけでなく、建物が壊れることにより通路も塞いで緊急車両の通行を妨げ、救命や消火活動、避難などの応急活動に大きな影響が出ることから、建物の耐震化は重要な防災活動である。	【耐震化】
	総合防災政策	2 応急対策に関する防災政策の基本的な考え方	様々な災害事例を知る	様々な事態に対し 住民の生命・身体・財産の安全をいかに確保するかを考えるためには、土砂災害・がけ崩れ、土石流、地滑り、水害(洪水)・堤防破堤、内水氾濫、地震災害、火山災害、大規模火災、危険物災害、大規模事故等々の災害事例を検証し、その教訓を学ばなければならない。	
			状況把握と的確な判断	その時に備え、事例を知り、地域を知り、客観的データを読み解き、事態の推移を具体的にイメージできる能力を高めていくとともに、情報収集・分析、判断、調整できる組織を構築する必要がある。	
			タイムラインの活用	タイムラインは万能ではないが、事前行動計画を作成する過程で多くの学びがある。何時(行動時刻)、誰が(主体)、何を(防災行動)するのか、行動計画を決めておくことで意思決定の迷いをなくすることができる。	【タイムライン】
			大規模広域災害の活動要領の考え方	国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)することになっている。	【プッシュ型支援】
			災害対策本部の組織機能	本部長は万能ではないため、本部長の補佐として防災監/危機管理監を中心とする、各実働部局の長で構成するヘッドクォーターとしての組織が災害対策本部である。情報分析機能を担う情報班と対策調整機能を担う対策班が迅速かつ円滑に連携するために、調整会議である災害対策本部会議において、関係機関と随時調整し意思決定の迅速化を図ることがカギとなる。	【災害対策本部】 【災害対策本部会議】
総合防災政策	3 地域の防災力向上の基本的な考え方	住民行動の障害	予期しない危機事態に遭遇しても、「どうせ大したことにはならない(はず)」「自分(だけ)は大丈夫だろう」と根拠のない思い込みにとらわれることを正常化の偏見(normalcy bias)という。これは住民のさまざま防災行動の障害となり、防災教育により克服しなければならない。	【正常化の偏見】	
		地域の課題	橋や道路 社会インフラが高経年化しており、長寿命化のため丁寧なメンテナンスのためには、多大なコストがかかることから廃止などの選択が課題となっている。		
		民間が展開する広域システムとの連携と活用	民間のサプライチェーンネットワークや情報ネットワークと連携することによって、支援物資の調達や被災地への迅速な供給などの役割が期待される。例えば、全国に店舗がある大手コンビニチェーンやスーパーなど7社(イオン、セブン&アイ・ホールディングスと、その傘下のセブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂、それにファミリーマートとユニー、ローソン)がの大手コンビニチェーンやスーパー7社が指定公共機関に指定されている。		

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
k-1	総合防災政策	3	地域の防災力向上の基本的な考え方	<p>災害復旧から復興へのステージ</p> <p>災害教訓をどう生かせるか</p>	<p>基に戻すことだけの復旧ではなく、人々の生活や地域経済などが速やかに回復し、地域の持続的発展につながる復興が重要となる。</p> <p>災害教訓により自助・共助を促す住民啓発には限界がある。行政が主体的になって、災害教訓を活かした施策立案と制度化を進めるよう努力すべきである。</p>	
k-2 k-3	総合的な被害抑止政策の実施	1	水害をどのように防ぐのか総合的な水防対策	近年の水害の事例	急激な状況の変化に対応できずに、避難勧告が後手後手になってしまふ事例がほとんどとなっている。これをできるだけ回避するために、避難勧告等の具体的な発令基準の策定が進められており、1,376市町村(88.9%)で策定済となっている。未策定の171市町村のうち、28年度末までに100市町村で策定予定である。	
				避難対策に関する主な経緯	カスリーン台風(昭和22)を契機に水防法が制定されて以来、大規模な水害が発生するたびにその教訓を踏まえて避難対策の充実が図られてきた。	
				避難勧告等に関するガイドライン	避難勧告等に関するガイドラインのポイントは、「避難」に関する考え方を整理することにより、市町村の防災体制の考え方を例示して、避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定し、住民に避難行動を認識してもらうための仕組みを提案していることである。	
				主な取組と地域の課題、その解決策	気候変動の影響等により大規模水害発生のおそれが高まっており、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念されている。とりわけ首都圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等の検討を開始している。	
				近年の降雨傾向と被害発生状況	地球温暖化などの影響により、短時間の非常に激しい雨や大雨が増加傾向にあり、水害リスクが増大している。過去20ヶ年平均では、5,000億円/年を超える水害被害が発生している。	
				総合的な治水対策(ハード対策)とその限界	河道改修だけでなく、捷水路・放水路・遊水地・ダムなど流域全体で考える総合的な治水対策を行うことが重要である。ただし、治水対策は着実に水害被害を軽減するが、施設では防ぎきれない洪水も必ず発生することも肝に銘ずべきである。	
				水防法改正(H29.6)	カスリーン台風(昭和23)を契機に水防法が策定されて以来、大規模な水害が発生するたびにその教訓を踏まえて避難対策の充実が図られてきた。直近では、「平成27年関東・東北豪雨」における避難勧告の遅れと多数の孤立者の発生、また「平成28年台風10号水害」における中小河川での多数の犠牲者が発生した教訓を踏まえ、改正された。	水防法
				ハード・ソフト対策の一体化	改正水防法により、多様な関係者の連携体制の構築を図る「大規模氾濫減災協議会」が創設され、「逃げ遅れゼロ」実現を目指している。国(内閣府)では、避難勧告に関するガイドラインを改定(H29.1)し、洪水予報河川や水位周知河川だけでなく、水位計の無い中小河川においても、適切に避難勧告等を発令することを求めている。	大規模氾濫減災協議会 避難勧告に関するガイドライン
水害対応タイムライン	「大規模氾濫減災協議会」では、市町村、水防管理者、河川管理者、気象台等が、水害からの的確な避難と被害拡大防止のためのそれぞれの役割を予め時系列で整理したタイムラインを作成し、それぞれの防災計画に位置づけることとしている。	タイムライン				
主な取組と地域の課題、その解決策	大河川下流の都市域における大規模な洪水や高潮氾濫は、発災時の人的・経済的被害も甚大となることが予想されており、大規模かつ広域的な避難の在り方等の検討を開始している。また、中小河川においては、降雨から出水までの時間が短く、十分なリードタイムが取れないケースも多いことから、実績水位を基本としながらも、土砂災害と同様に、降雨予測(流域雨量指数の予測値)を用いた避難勧告基準等への活用への検討が始まっている。	流域雨量指数				
2	土砂災害をどのように防ぐのか砂防事業の方針と地域の課題	近年の土砂災害の事例	平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害は、局地的な短時間大雨によって安佐北区可部、安佐南区八木・山本・緑井などの住宅地後背の山が崩れ、同時多発的に大規模な土石流が発生した。			
		ハード対策とソフト対策	<p>ハード対策は、人命だけでなく財産も災害から守ることができるが、時間と費用が必要となる。ハード対策の整備率は土石流対策で約22%である。</p> <p>ソフト対策は、人命を守ることを第一とするが、住民が安全な場所に避難しないと安全は担保されない。</p>			
		地域の課題とその解決策	砂防施設などの対応策を実施するとともに、特に、避難場所の安全、高齢者の多い地区の安全、重要施設の安全などプライオリティをつけて計画的に実施する。			

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
k-2 k-3	総合的な被害抑止政策の実施	3	建築物に対する耐震化と室内安全対策	建築物の耐震性能と耐震化政策 「新耐震基準」が求める耐震性能は、中地震(建物の供用期間中に数回遭遇する程度の地震)に対しては、損傷せず、地震後も特に修復を要しないこととし、大地震(建物の供用期間中に一度遭遇するかも知れない程度の地震)に対して倒壊・崩壊せず、人命が守られることである。	【新耐震基準】
			非構造部材の耐震化と室内空間の安全対策	地震の際、建物が無事でも、非構造部材である吊り天井や空調ダクトの落下、ロッカーや家具の転倒で怪我を負ったり、避難経路が塞がれて逃げ遅れたりするため、室内空間の安全対策も耐震化に併せて実施しなければならない。	【非構造部材】
		4	東京都の木密地域の現状	戦災の復興期から高度経済成長期にインフラが十分整備されないまま、高密度に建築された木造建物が山手線外周部を中心に広範に存在している。	
			木密地域不燃化10年プロジェクト	東京都は、2020年までに不燃化特区を指定して延焼による焼失ゼロ(不燃領域率70%)を実現し、特定整備路線を設定して延焼遮断帯となる主要な都市計画道路を100%整備するプロジェクトを推進している。	【延焼遮断帯】
			不燃化特区制度	新防火規制により準耐火建築物以上の建物への建替え誘導するため、相談、取り壊し、建替え、移転に対する費用の助成や都市計画税・固定資産税の減免などの支援を行っている。	
			意識啓発	木造密集地域の住民に対する意識啓発として、地域密着型のセミナーや個別相談会、都庁シンポジウムを開催している。	
k-4	リスク評価に基づく災害対応の検証	1	リスク評価の考え方	地震ハザードの評価として、地震発生後の長期評価(確率論的地震動予測地図)と地震動の評価(震源断層を特定した地震動予測地図)がある。	【確率論的地震動予測地図】 【震源断層を特定した地震動予測地図】
			被害想定との活用とその限界	地盤が軟らかいところでは揺れが大きくなることから、地盤のモデル化周期特性を考慮して揺れが評価される。	【周期特性】
				建物構造分類や建築年等の被害推定に必要な属性を持つ建物モデルを構築し、推定暴露人口と既往地震の被害実績から導き出された被害係数を掛け合わせて推計される。	【暴露人口】
				リスク評価により、地震防災戦略などの防災施策の推進のための根拠となるほか、住民に広く講評することにより防災意識を醸成を図っている。	
k-4	リスク評価に基づく災害対応の検証	2	リスク評価の公表手法	被害想定は、防災・減災対策の必要性を国民に周知し、広域的な対策の立案し、応援規模の想定するための基礎資料となる。	
			リスク評価に基づく減災目標を明示したアクションプラン	河川氾濫や内水災害、高潮災害、斜面崩壊、土石流災害、深層崩壊・地すべりなどの災害に対して被害が想定されている。	
			リスク評価に基づいた被害軽減対策への反映	想定範囲の外の領域にある「想定外」は、起こりえないのではなく、確率は低くても起こる可能性はある。よって、被害想定だけに頼らない知恵も、災害事例などを通じて養わなければならない。	
k-5	防災政策(演習)	1	被害想定を基にした防災政策の立案方法	あらゆる災害リスクを検討し、発生確率とダメージを勘案してリスクを同定して、被害想定を実施する。これを基に防災政策を検討することになる。	【リスクの同定】
		2	減災目標を定めた防災政策の推進手法	想定された被害をどの程度軽減するか目標を定めて、その目標を実現するために総合的な観点で防災政策を推進する。	【減災目標】
		3	災害予防対策の留意点と課題	災害に備えるための政策立案の留意点	当該防災政策を実施することにより、想定された被害がどの程度軽減されるのか効果や効率を算定し、定期的に政策評価をすることは重要である。
k-6	応急対策の実態	1	ライフライン寸断型災害(熊本地震)	熊本地震は、ライフライン寸断型災害であった。人命救助はかなり成功したが、避難所情報や罹災証明事務などで連携のまずさが散見された。都市型災害における避難者支援は、大量の避難民にどう対処するかが課題となるため負担が大きい。	
			国・県・市町村の連携と対立	ブッシュ型支援と強すぎる政府との対応や行政機能が崩壊した被災市町村に対して、都道府県の役割が問われる。そのために、現場の生の情報を如何に集めるかが課題となる。	
				被害の大きさに比例せず、自治体の対応により応急活動の成果に大きな差が見られる。職員を如何に「これからの方向」に向けて働かせるかが課題であり、地元が応援職員を指揮出来る意味の「受援体制」の整備が必要となる。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語
k-6	応急対策の実態	1 対策本部における災害応急活動の実態	職員の役割と報道のあり方	大量の避難所運営という難題に対処するためには避難所運営のノウハウ蓄積や事前準備の重要である。避難所は「市町村設置が原則」とのドグマのため、市町村の優秀な職員ほど避難者支援に奔走して疲弊してしまっている。	
				交通アクセスが良く、都市部にも近い、最大の被災地であった益城町は、取材しやすいためマスコミが殺到し、マスコミ対応ノウハウの欠如が産む負の連鎖が見られた。	
			「組織内の応急活動」の評価と後悔	災害に立ち向かう組織の求心力を高めるとともに、日頃からの専門組織との連携に努め、BCPと体制の構築しておくべきである。	
			災害に立ち向かう組織の求心力	トップや組織が求心力を持つかどうかで災害対応に差が出る。	
			防災は他例から如何に学ぶかに尽きる	防災は、他の対応事例から如何に学ぶかが重要である。熊本地震対応において、熊本県は、何故、災対本部を最上階に置いたか、何故、庁内の体制構築に時間を要したか、何故、受援体制の構築が不十分だったかを検証して、自分たちの組織だったらどうなのか、考えなければならない。	
		2 広域防災拠点ネットワークと緊急輸送路ネットワークの考え方の概要	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要	国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)する。人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定した。広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化している。	
			首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要	国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)する。人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定した。1都3県における巨大過密都市を襲う膨大な被害の様相を踏まえた対応を反映している。	
			熊本地震における具体的な応急対策活動事例	4月16日の本震後、非対本部事務局に物資調達・輸送班を設置した。熊本県からの要望を待たない“プッシュ型”によるものを含め約263万食を調達・供給した。	
		3 国や都道府県、市区町村、各種関係機関との広域応援の考え方	広域応援体制の必要性	発災により、一気に増大する業務需要と、一気に低下する業務能力のギャップを埋めるためには、被災市町村のみの対応では無理な場合があることから、県庁や他の市町村職員による広域応援が必要となる。	
			階層的な広域応援体制の実態	運用されている広域応援の各種スキームとして、政府(各省市)の指示・統制・斡旋に基づく応援と全国知事会の統制・斡旋に基づく応援、市町村間応援協定(既存協定)に基づく応援、全国市長会・指定市長会・中核市長会・特例市長会・全国町村長会の統制・斡旋に基づく応援に加えて、民間の自主的な応援などが存在する。	
			応援側にとっての応援の戦略的・政策的価値	応援は受援市町村・市町村民のためではなく自らの市町村・市町村民のために行うものと考えらるべきである。自らが被災した際の応援のスキームの実効性を維持し、職員の災害対応練度を向上させることができる。	
		4 自主防災組織や企業など民間との連携	地域の防災活動としての自主防災	自主防災活動は地域における共助の基本的な活動である。自主防災組織には、要支援者名簿の作成、避難誘導、避難所運営、備蓄、訓練等の担い手としての期待が高いが、高齢化を含め限界もある。	
民間企業との連携の重要性	その分野の専門性がある民間企業の力を借りることでうまくいく災害対応業務は多く、災害協定を活用して平常時から準備することが重要である。				
k-7	大規模災害の検証と対応	1			
k-8 k-9	災害対策本部体制(演習)	1	災害対応におけるプロジェクトマネジメントとしての災害対策本部体制の枠組み	災害対策本部会議は、組織として取るべき対応策を決める「意思決定」の場であり、災害対策本部の運営本部事務局は、災害他作本部会議の意志決定を補佐するために、組織的な情報収集・集約し、対応策の検討し、実行に向けて調整し、実行中の活動の管理する。	

単元		学習目標	学習項目	知識	基本用語	
k-8 k-9	災害対策本部体制(演習)	2	災害対策本部体制を構築するために必要な組織	災害対策本部の組織・体制	指揮と調整、幕僚、事案処理の組織体制が基本となる。幕僚部門となる統括調整部では、危機管理監を直接補佐する統括調整グループ以下、総務、広報、渉外、情報連絡の各局を置き、内部管理や情報管理、広域応援活動調整等の業務を行う。	
					また、事案処理部門である応急対策各部は、平常時の業務と切り離れた体制が基本であるが、平常時からの体制を活用した方が実行性が高い業務、例えば保健医療教育部、生活基盤対策部、治安対策部は既存の部局をそのまま活用することで対応し、被災者救援部、食糧物資部、生活再建部など 災害時に新たに発生する業務は専任の担当を置く。いずれの場合も、幹部は本部に常駐する。	
		3	災害対策本部体制に求められる機能	災害対策本部の指揮機能のあり方	災害対策本部は、常に最新の状況を効率的に把握し、関係機関間で情報を共有し、統一された状況認識に基づき適切な意思決定を行う機能を担っている。	
				危機対応に必要な組織と業務体系	災害対応をマネジメントする上で必要な組織は、指揮調整者のスタッフ組織として、広報担当と安全担当、連絡調整担当であり、ライン組織として事案処理担当や情報作戦担当、資源管理担当、財務処理担当である。	
		4	災害対策本部に必要な空間レイアウト	空間レイアウトの重要性	災害対策本部の空間レイアウトは、災害対応に関わる関係部局、機関が同じ部屋で執務する事により、自動的に情報共有を図ることができなければならない。	
				空間レイアウトの考え方	災害対策本部は、意志決定の迅速化を図るため、災害対応の「機能」毎に、対応業務の増減に柔軟に対応できるレイアウトを行う。	
5	災害対策本部運営の重要な流れ	情報と指揮命令	災害対策本部は、住民の生命と財産を守る初動対応を実施しながら、被災地の情報を収集し、分析し、状況を予測し、災害対応の目標を設定し、それを実現するための対応方針の意志決定を行い、関係者に指示をして対策を実施させ、その進行管理をおこない、更に情報を収集するといった、一連のサイクルにより運営される。			
6	災害対策本部運営の心構え	災害対応の心構え	災害対応の経験のない職員にとって、迅速かつ円滑な業務遂行は容易ではないため、繰り返し起こる定型的な業務について標準化を図ったり、災害対応の経験値を組織内で継承する仕組みを構築するなど、経験がなくても対応を可能とするようにする必要がある。			